

総務文教常任委員会記録

- 1 日 時 令和8年3月12日（木）午前9時00分～午後6時13分
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 出席委員
- （委員長） 平岡 実千男
- （副委員長） 長友 光子
- （委員） 齊郷 孝 坂ノ井 徳 佐々木 久美 友座 泰 中川 隆志
- 平井 保彦 藤沢 宏司 山本 達也 山本 滯馬
- 4 委員外議員 岡 龍一 中本 英宏
- 5 執行部参与（審査順）
- （教育委員会）
- 教育長 西元 良治
- （教育委員会事務局）
- 教育部長 室田 和範
- 教育総務課 課長 檜垣 彰宏
- 課長補佐 古谷 洋美
- 学校教育課 課長 大田 恵也
- 課長補佐 中重 昌樹
- 生涯学習・スポーツ推進課 課長 西本 龍
- 課長補佐 生駒 ひとみ
- 課長補佐 高瀬 正博
- 文化財室 室長 大岡 弘明
- 柳井図書館 館長 小柳 五寛
- 学校給食センター 所長 西本 佳孝
- （総合政策部）
- 部長 藤村 英明
- 政策企画課 課長 三浦 賢太郎
- 課長補佐 惣上分 常代
- 地域づくり推進課 課長 守田 訓
- 課長補佐 浅原 雄二
- （総務部）
- 部長 丸川 貴司
- 部次長
- （危機管理課長） 酒井 正樹
- 課長 久角 恵一
- 大島地区担当課長
- 濱岡 健陽
- 主査 長崎 真理
- 危機管理課 課長補佐 前田 直敬
- 財政課 課長 山本 健司

	課長補佐	花田 美紀
工事監理室	室次長	向川 洋治
	会計管理者	丸川 貴子
会計課	課長	川尻 由紀子
選挙管理委員会事務局	書記長	柳屋 康彦
監査委員事務局	局長	兼深 博史
6 議会事務局	次長	寺岡 富美
	書記（主査）	坪野 芳美

7 協議事項

1 【付託議案等】

- (1) 議案第 2 号 柳井市行政手続条例の一部改正について [総務課]
- (2) 議案第 3 号 柳井市職員退職手当支給条例の一部改正について [総務課]
- (3) 議案第 7 号 辺地に係る総合整備計画の変更について [政策企画課]
- (4) 議案第 8 号 柳井市過疎地域持続的発展計画の策定について [政策企画課]
- (5) 議案第 9 号 工事請負変更契約の締結について [教育総務課]
- (6) 議案第 10 号 財産の取得について [教育総務課]
- (7) 議案第 11 号 (分割付託) 令和 8 年度柳井市一般会計予算
- (8) 議案第 17 号 (分割付託) 令和 7 年度柳井市一般会計補正予算 (第 8 号)

2 【次期閉会中の所管事務調査事項】

3 【その他】

(開会 午前 9 時 00 分)

委員長 (平岡 実千男) 定刻がまいりました。委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」 】

委員長 (平岡 実千男) ただいまから総務文教常任委員会を開催します。各委員の皆さん、執行部の皆さんには大変お忙しい中、御出席くださりまして誠にありがとうございます。また、本日の会議に 2 名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

まず初めに、昨年の市議会議員選挙後、初めての委員会ですので、議会参与の方以外の執行部の皆さんより簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。レジユメの裏に関係者名簿がありますので順次をお願いしたいと思います。

【 この間 執行部の自己紹介 】

委員長 (平岡 実千男) それでは本日の協議事項につきましては、先の本会議で当委員会に付託となりました分割付託 2 件を含む議案 8 件、次期閉会中の所管事務調査事項について及びその他です。

審査の進め方ですが、最初に教育委員会、次に総合政策部、最後に総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局といたしたいと思います。

なお次期閉会中の所管事務調査事項につきましては、当委員会に付託された議案審査及びその他の事項の協議終了後に行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

発言の際には挙手の上、マイクに向かって発言をしてください。また、私語は控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、委員外議員につきましては、執行部からの説明、報告に対してのみ質疑が可能であり、また執行部に対して要望はできない申し合わせになっておりますのでよろしくお願いいたします。

それではただいまから教育委員会関係の審査を行います。

議案第9号、工事請負変更契約の締結について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 議案第9号、工事請負変更契約の締結について、補足説明を申し上げます。本議案は、伊陸小学校屋内運動場改築工事における建築主体工事について、工事請負変更契約の締結を行うものであります。変更の大きな1点目は、敷地内の湧水対策によるものでございます。伊陸小学校改築時に、小学校敷地北側に整備された圃場下からの湧水が、敷地全体に影響を及ぼしたことから、小学校改築当時に湧水対策として、当該敷地内に穿孔管を埋設し、排水処理を行っております。このたびの伊陸小学校屋内運動場解体工事において、当該敷地の地下水位が想定より高い位置で確認されたため、地耐力を確認するための平板載荷試験を行い、伊陸小学校の改築工事を行った際に採取した地質サンプルと比較して、地質の確認を行うとともに、構造計算上安全な地耐力が確保できる支持層まで浅層改良を行います。また、床下の湿気対策として、土間下に穿孔管を埋設し、地下水位を抑えながら、アリーナ内に設置するベンチの立上り部分に穿孔ボードを設置し、湿気を逃がす対策を行うこととしております。次に、変更の2点目は、受注者からの月単位の週休2日の希望によるものでございます。資料としてファイルナンバー01、教育総務課を御覧ください。営繕工事の発注については、柳井市営繕系工事における週休2日工事実施要領に基づき、完全週休2日（土日）Ⅱ型としております。完全週休2日（土日）Ⅱ型の通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所率が28.5%以上の水準に達していることをもって判断するのものです。資料の中段、工事実施時の⑧のⅡに記載されている発注者は、受注者が月単位の週休2日を希望した場合、労務費補正分を増額する契約変更を行う、とありますとおり、受注者より月単位の週休2日の希望がありましたので、受注者から提出される計画・実施工程表を確認し、月単位の週休2日の基準を満たしていることから、労務費の補正を行うものでございます。その他、安全性・利便性を高めるための内装や建材の仕様変更などの見直しを行っているところです。補足説明は、以上でございます。

委員長（平岡 実千男） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（斉郷 孝） 確認なんですけど、途中から週休2日にするということなんですけど、工事発注時に、それは、業者さんのほうから提案とかなかったんでしょうか。元々の契約がそういうふうな週休2日じゃないよというような形での契約のスタートだったのでしょうか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 工事発注時において通期の週休2日という、営繕系の工事につきましては特にそういう発注をさせていただいております。その中で、当初は入札において、通期

の週休2日でしていたんですが、工事の内容を確認した中で、今回の完全週休2日の要望がございましたのでそれに合わせて、今回の補正をお願いするものでございます。

委員（斉郷 孝） それと、これは建築主体工事だけなんですけど、機械、電気の業者さんは変更はなしで、もうそのままの契約金額で収まったということなんですか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 機械につきましては、今回の議案で上げる金額を達していませんが、同じように対象になっているところでございます。

委員長（平岡 実千男） 他にございませんか。

委員（山本 達也） 今回の変更契約で、地耐力は保持されたということですか。というのは、あそこは、もう当初からの水位が、地下水の問題で、非常に、今までも苦慮しているんですよ。外部水路に関しても、あそこに集中させるような、なんて言うんですか、圃場整備されたんで、周りの流速も早まって、今までの受け皿の水路ではとてもじゃないけども飲み込まない。ましてやその溢れたものが、全部地下水路に入ってくる。そういう悪条件のところ、先ほどの説明では、地耐力はもうこれで十分だとおっしゃいましたけども、その安定的なものはもう確保されてるんですか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 今回の浅層改良におきまして、地盤改良を追加で6か所行っております。設計地耐力が115 kN/m²、現在の地耐力が78.3 kN/m²ということで、かなり改良されているというふうに考えております。また排水路のほうも併せて、別の工事で解消しておりますので、排水については万全の体制だというふうに考えているところでございます。

委員長（平岡 実千男） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（岡 龍一） 説明があったかもしれませんが、地耐力は何mで、105ですかね、それに到達したか教えていただけますか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 恐れ入ります。何mというのは、ただいま資料持ち合わせてございませんので、後程、お知らせをさせていただければと思います。ただ、中を掘りまして、平板載荷試験というのを、圧力をかけて耐えられる態勢というのをとって、対応しているというところでございますので、具体的に何m掘り下げたとか、すみません、ただいま資料が持ち合わせてないんで申し訳ありません。

委員長（平岡 実千男） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、以上で質疑を終わります。

これより議案第9号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第10号、財産の取得について、執行部から補足説明がございましたらお願いし

ます。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 議案第10号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。本議案は、旧柳井南中学校跡地全体の利活用を進めるための用地取得に際し、土地売買契約の締結を行うものであります。旧柳井南中学校跡地は、借地と市有地が混在しており、利活用を進めるためには、土地の権利関係を整理する必要があることから、本用地を地権者から取得するものです。現在、当該跡地につきましては、敷地のグラウンド部分を山口県社会福祉事業団の運営する特別養護老人ホーム伊保庄園の移転先として、校舎部分を伊保庄地区のコミュニティ施設として整備を行う計画としております。今回の財産の取得では、地権者及び相続人15人から面積1万2,964㎡を、1億1,984万5,660円で購入するものでございます。なお、地権者のうち1名分については、相続人多数により本年度中の契約が困難なため、令和8年度に改めて用地購入を行う予定としております。また、金額につきましては本会議での補足説明のとおり、令和6年度に不動産鑑定士による鑑定評価を行い、国土利用計画法に基づく都道府県地価調査による基準値の市町別・用途別対前年平均変動率を乗じて算定した額で、土地売買仮契約書を締結しているところでございます。以上で補足説明を終わります。

委員長（平岡 実千男） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等がございましたらお願いします。

委員（平井 保彦） 相続人の多いものについてはまだ来年になるという、今お話あったと思うんですが、それを除けばすべて、用地取得は終わったということによろしいのでしょうか。

教育総務課長（檜垣 保彦） はい。今のお話のとおり、1名を残してすべて終わったという状態でございます。

委員長（平岡 実千男） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、以上で質疑を終わります。

これより議案第10号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は全員異議なく可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第11号、令和8年度柳井市一般会計予算についてです。執行部から補足説明がございましたら、予算説明書の順を追って説明をお願いします。なお歳入については、歳出に関係し、特に補足説明等が必要と思われる部分がありましたら、歳出に合わせて説明をお願いします。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 教育費の補足説明をいたします。予算説明書200頁をお願いします。1目教育委員会費です。この目は、教育委員会の運営事務費として、教育委員4人の報酬と交際費といった支出に係るものです。次の2目事務局費は、教育委員会事務局関係の各種委

員の報酬、職員・会計年度任用職員の人件費や施設の維持管理に係る予算を計上しています。まず、教育総務課分のみを御説明します。2報酬の2行目、奨学金貸付審査会委員報酬は、奨学金貸付審査会の外部委員2名分、3行目の教育委員会事務点検評価学識経験者報酬は、教育委員会事務の点検評価に係る学識経験者3名分の報酬を計上しています。次に201号、需用費は、教育委員会事務局関係の消耗品費と電気料等の光熱水費が主なものとなります。202号の役務費も同様に、事務局の電話料など通信運搬費が主なもので、次の委託料の上から8行目の実施設計委託料は、伊保庄地区コミュニティ施設整備事業に係る旧柳井南中学校校舎等解体工事実施設計業務及び市道黒島小野線に接続する市道を整備するための市道等整備実施設計業務の委託料です。上から10行目の基本設計委託料は、伊保庄地区コミュニティ施設の基本設計を行うもので、上から12行目の産業廃棄物処理委託料、14行目の不要設備撤去委託料、17行目のPCB含有分析調査等業務委託料は、旧遠崎小学校の高圧受変電設備にPCBが含有している可能性があるため調査、分析を行い、PCBが含有されている場合には、変圧器やコンデンサ等の処分を行うためのものです。次に、下から6行目のスクールバス運転業務委託料は、スクールバス10台分の運転業務委託料で、下から3行目の測量・分筆業務委託料は、伊保庄地区コミュニティ施設整備事業に関する敷地内の測量や登記を行うための経費です。一番下の設備等移設・処分業務委託料は、旧柳井南中学校校舎内にある設備の移設や処分を行うためのものです。203号の使用料及び賃借料は、主なものとして、上から3行目のOA機器使用料は、教育委員会事務局で使用するカラー印刷機や行政FAX用複合機の使用料で、8行目のスクールバス借上料はスクールバス8台分の車両リース料です。次の公有財産購入費は、旧柳井南中学校の用地を購入するための経費で、相続人多数により、今回取得が出来なかった地権者1名の用地購入費です。負担金補助及び交付金の下から3行目、指導主事給与費負担金は4名分の県への負担金が主なものです。

学校教育課長（大田 恵也） 続いて、2目事務局費の学校教育課分を御説明いたします。200号をお願いします。1節報酬では、学校関係者や保護者代表、関係機関などからなるいじめ問題対策連絡協議会委員の報酬を計上しています。201号の7節報償費については、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境に対して、社会福祉の専門的な知見を生かして、働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりするスクールソーシャルワーカーへの報償費を計上しています。202号をお願いします。12節委託料、下から5行目のところですが、柳井縞織りを体験する活動を通じて地域と連携したキャリア教育の充実を図っている地場産業継承教育への委託料を計上しています。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 204号の高等学校費は、柳井学園高等学校への運営費に供する補助金です。次の幼稚園費は、柳美幼稚園への研修費用に供する補助金です。続いて205号、小学校費、学校管理費です。この目は小学校11校の運営及び維持管理に必要な経費を計上しています。報酬の学校事務補助員報酬は、教職員の負担軽減を図るため、柳井小学校、柳東小学校、新庄小学校に、学校業務支援員を各1名、計3名を配置する経費を計上しています。次の需用費は、主なものとして、各学校における管理用消耗品費と、電気代等の光熱水費、学校の施設修繕料となっています。役務費の通信運搬費は電話料と郵便料が主なもので、206号の委託料は、概ね毎年度の各設備管理業務経費となりますが、上から8行目の産業廃棄物処理

委託料と16行目のPCB含有分析調査等業務委託料は、大島小学校のコンデンサのPCB含有調査分析と変圧器の処分経費です。13行目の工事監理業務委託料は、伊陸小学校屋内運動場改築工事、柳東小学校及び新庄小学校特別教室改修工事、柳北小学校バリアフリートイレ改修工事、大島小学校外壁改修工事、柳井南小学校及び小田小学校特別教室空調設備整備工事に係る工事監理業務委託料です。一番下の空調設備整備基本調査委託料は、学校の屋内運動場への空調設備整備に必要な断熱性の検証、受変電設備の増設や空調設備の機能等の研究に必要な調査を行うための委託料です。次の使用料及び賃借料、諸借上料は、防犯カメラリース料、その他下水道使用料が主なものとなります。207ページの工事請負費は、工事監理業務委託料で御説明した7校分の施設改修等の工事費で、上から4行目の高圧受電設備等改修工事費は、大島小学校の高圧受変電設備の更新工事費です。備品購入費は、各学校の図書購入費と、テレビ等の学校設備備品購入費です。次に教育振興費です。まず教育総務課分を御説明します。この目は小学校の振興・充実に係る諸活動に必要な経費を計上しています。報酬の教育総務課分はICT支援員報酬のみとなります。208ページの需用費は、児童・教師用の消耗品と、タブレット等の修繕料、役務費はインターネット通信料とプロバイダ料金です。委託料は、校務用パソコンやタブレット運用に係るサーバの保守委託料となります。また、一番下の水泳授業委託料は、日積小学校、伊陸小学校、柳井南小学校、大島小学校の4校の児童を、市内スイミングスクールにおいて水泳授業を実施するためのものです。次の使用料及び賃借料の2行目、コンピュータ等使用料は校務用パソコンのリース料、209ページ1行目のウイルス対策ソフト使用料は、有害サイトの閲覧制限を行うフィルタリングソフトのライセンス料です。備品購入費は学校授業で使用する教材等備品購入費で、主なものとして、ICT教育に必要な学習用タブレット端末更新のための費用です。次の理科教育設備等備品購入費は、理科の授業で使用する顕微鏡等の購入費を計上しています。負担金補助及び交付金には、県内各市町で共同運営するGIGAスクール運営支援センター事業負担金を計上しています。

学校教育課長（大田 恵也） 続いて、2目教育振興費の学校教育課分を御説明いたします。207ページをお願いします。主なものとしまして、まず1節報酬についてですが、複式学級の授業を支援する学級補助教員、小学校入学に伴う問題解消を支える小1プロブレム解消支援員、配慮を要する児童を支援する生活支援員、学校図書館の充実を図る学校司書、外国人の児童に語学指導や学習指導を行う学習支援員、特定教科補助教員等への報酬を計上しております。また、学校や教育委員会が抱える業務が個別複雑化することへ対応する学校補助教員の報酬も計上しております。208ページ、12節委託料については、言語障害教育調査委託料として、通級指導教室ことばの教室を設置している柳井小学校への委託料や、外国語の授業における英語指導を補助する外国語指導助手（ALT）を管理する会社への英語活動・学習推進業務委託料を計上しています。ALTについては、小学校と中学校にそれぞれ2名配置するものです。13節使用料及び賃借料については、特定教科学力強化事業において、児童生徒個人のタブレット端末にAIドリルを、また、教師用のタブレット端末に指導者用のデジタル教科書を導入しており、その使用料として計上しています。また、デジタル技術の活用により児童生徒の学びの質を高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図るために、学習支援ソフトの使用料も計上しております。209ページ、19節扶助費については、準要保護世帯に対して学用品費や

修学旅行費等を援助する就学援助費や特別支援学級に在籍する児童の保護者に対して学用品費や修学旅行費等を援助する特別支援教育就学奨励費を計上しています。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 続いて210号、中学校費、学校管理費です。この目は、中学校3校の運営及び維持管理に必要な経費を計上しています。報酬は、教職員の負担軽減を図るため、柳井中学校と柳井西中学校に、学校業務支援員を配置する経費です。需用費は、各学校における管理用消耗品費と、電気代等の光熱水費が主なもので、役務費は、電話料と郵便料の通信運搬費とピアノ調律手数料が主なものです。次の委託料の殆どは、毎年度の各設備管理業務経費となりますが、上から4行目の測量委託料は、昭和37年に盛土により造成された大島中学校グラウンドの地質調査を行うための経費です。調査により安全性の把握を進めることで、災害リスクの未然防止を促進するものです。211号、委託料の1番下の空調設備整備基本調査委託料は、小学校費と同様に中学校の屋内運動場の空調設備整備に必要な調査、研究を行うための経費です。工事請負費の空調機設置工事費は、柳井中学校視聴覚室の空調機を整備するもので、次の施設改修工事は中学校3校分の修繕工事費用を見込んでいます。一番下の高圧受電設備等改修工事費は、大島中学校の高圧受変電設備の更新工事費です。備品購入費は、学校図書室の図書購入費とテレビ等の学校設備備品購入費です。次に、教育振興費です。教育総務課分を御説明します。この目は、中学校の振興・充実に係る諸活動に必要な経費を計上しています。報酬の教育総務課分は、212号の一番下のICT支援員報酬のみとなります。需用費は、生徒・教師用の消耗品と、タブレット等の修繕料が主なものです。役務費は、インターネット通信料とプロバイダ料金、委託料は校務用パソコンやタブレット運用に係るサーバの保守委託料、使用料及び賃借料の2行目、コンピュータ等使用料は校務用パソコンのリース料、ウイルス対策ソフト使用料は有害サイト閲覧制限対策ソフトライセンス料です。備品購入費は小学校費と同様に、ICT教育に必要な学習用タブレット端末更新のための費用と授業で使用する理科備品の購入費を計上しています。負担金補助及び交付金には小学校同様、共同運営するGIGAスクール運営支援センター事業負担金を計上しています。

学校教育課長（大田 恵也） 続いて、2目教育振興費の学校教育課分を説明いたします。211号の生活支援員報酬、212号の学校司書報酬については小学校同様、すべての中学校に配置する支援員等への報酬を計上しています。学習支援員報酬は、外国人の生徒に語学指導や学習指導を行う支援員への報酬です。また、不登校児童生徒の適応指導教室である通称しなやかスクールの指導員への報酬を計上しています。10節需用費、消耗品費については、中学1年生への安全ベストの購入費等を計上しています。213号の13節使用料及び賃借料については小学校同様、AIドリル、指導者用のデジタル教科書、学習支援ソフトを計上しています。また、18節負担金補助及び交付金の生成AI学習アプリ費用負担金については、教育現場で安心して使用でき、個に応じた学びの一層の充実を図る生成AI学習アシスタントアプリを導入する負担金を計上しています。214号の19節扶助費については、小学校費と同様に、就学援助費、特別支援教育就学奨励費を計上しています。続いて3目寄宿舎費については、柳井中学校の旧寄宿舎を不登校児童生徒の適応指導教室であるしなやかスクールに使用しているため、その維持管理経費となっています。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 続きまして215号を御覧ください。4項社会教育費、

1目社会教育総務費です。この目は、社会教育全般に係る予算を計上するものです。216の10節需用費の修繕料ですが、星の見える丘工房にある天体望遠鏡は、星座を追尾することができない等の不具合が生じており、また、天体望遠鏡を格納している天体観測施設の躯体部の塗装が剥落していることから、それらを修繕する予算を計上しております。12節委託料の立木伐採等業務委託料ですが、星の見える丘工房の天体観測施設の周辺には樹木が生い茂り、天体観測を行うのに支障を来していることから、周辺の樹木を伐採する予算を計上しております。続きまして217を御覧ください。2目公民館費です。この目は、各地区にある公民館の維持管理及び運営に係る予算を計上するものです。218の10節需用費の空調設備修繕料ですが、大島公民館2階にある小会議室と中会議室のエアコンが故障したことから、それらを更新する予算を計上しております。続きまして219の17節備品購入費の中央公民館備品購入費ですが、絵画制作時にキャンバスやスケッチブックを固定するための台であるデッサンイーゼルが傷んでいることから10台を購入し、中央公民館2階視聴覚室の黒板を更新する予算を計上しております。

柳井図書館長（小柳 五寛） 続きまして3目図書館費です。まず、みどりが丘図書館の利用状況について御説明します。みどりが丘図書館は、令和6年7月17日の開館から約1年7か月が経過し、来館者数は2月末現在で約32万2,000人、一日平均で約717人となっています。戻りまして、この図書館費にはみどりが丘図書館と大島図書館の2館の運営、管理に係る経費を計上しております。1節報酬、3節職員手当等には、柳井図書館8名、大島図書館1名の司書と大島図書館3名の事務補助員の会計年度任用職員の人件費を計上しています。220をお願いいたします。7節報償費には講師謝礼として、講演会や講座、ワークショップなどを開催する謝礼を、読書活動報償費として定例開催のおはなしの会に係る謝礼を計上しています。続きまして10節需用費、上から3番目印刷製本費には、貸出利用カード作成経費と図書通帳作成経費を計上しています。次の光熱水費には、2館の電気料と水道料を計上しています。続いて11節役務費、主なものとして、通信運搬費にはインターネット回線利用料、国立国会図書館連携用プロバイダ利用料、電話料を計上しています。続いて12節委託料、221にまたぎますが、消防設備点検や夜間管理業務等の2館の施設維持管理に伴う経費です。続いて13節使用料及び賃借料、主なものとして、上から7番目の施設管理諸借上料は、洋式トイレのセンサー式非接触型便座除菌クリーナーのリース料です。続いて17節備品購入費、図書購入費につきましては、複合図書館管理運営方針に基づき、目標とする計画所蔵数を15万冊と設定をしていることから、残り約4万5,000冊を、今後順次購入していくこととしています。令和8年度はその一部約1万冊分の購入費を計上しています。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 続きまして222を御覧ください。4目文化福祉会館費です。この目は文化福祉会館の維持管理及び運営に係る予算を計上するものです。12節委託料の実施設計委託料ですが、令和9年度に計画しております文化福祉会館防水改修工事に係る施設設計業務を委託する予算を計上しております。次に14節工事請負費の防水改修工事費ですが、柳井市文化福祉会館では老朽化により雨漏りが頻発していることから、屋上部約950㎡に防水工事を行う予算を計上しております。続きまして5目人権教育費です。この目は市民や教職員、企業等を対象とした人権研修会を実施するための予算を計上するものです。令

和8年度は、部落差別（同和問題）、性の多様性に関する問題、子どもの人権に関する問題等についての人権研修会を実施する予定です。続きまして223号を御覧ください。6目サンビームやない運営費です。この目はサンビームやないの維持管理及び運営に係る予算を計上するものです。224号の12節委託料の下から2つ目の工事監理業務委託料ですが、令和8年度計画しておりますサンビームやないトイレ改修工事に係る工事監理業務を委託する予算を計上しております。次に225号の14節工事請負費の屋上防水改修工事費ですが、サンビームやないは、開館から39年が経過していることから、屋上部約1,900㎡に防水工事を行う予算を計上しております。続きまして7目青少年育成センター費です。この目は柳井市青少年育成センターの運営に係る予算を計上するものです。本センターの事務所はしらかべ学遊館内にあり、相談員1名を配置しております。

文化財室長（大岡 弘明） 続きまして226号をお願いします。8目の文化財保護費は重要伝統的建造物群保存地区、いわゆる白壁の町並み等の整備といった文化財保存活用に係る経費及びしらかべ学遊館、茶臼山古墳等の文化財関係施設の維持管理経費でございます。227号を御覧ください。下から4番目の測量・分筆業務委託料でございますが、国森家住宅整備事業におきまして、国指定重要文化財国森家住宅の譲渡を受けることにより、測量・文筆業務を行うものでございます。1番下の月性展示館管理運営委託料は、令和7年度予算までは別に月性展示館費の目を設定しておりましたが、8年度からは文化財保護費にまとめております。13節使用料及び賃借料でございます。228号を御覧ください。デジタルアーカイブ利用料は、令和8年度より図書館から事業を移管するものでございます。デジタルアーカイブのサーバ利用料になります。18節負担金補助及び交付金でございます。真ん中になりますが、重要伝統的建造物群保存事業補助金でございます。こちらは先ほど申しましたように、白壁の町並みの家屋の保存整備を行うもので、令和8年度は2件を予定しております。21節補償補填及び賠償金でございますが、国森家住宅の整備にあたりまして減築工事等の移転補償を行うものでございます。

学校教育課長（大田 恵也） 続きまして、229号の5項保健体育費の1目保健体育総務費です。この目は児童・生徒の健康を守るための学校保健の運営に係る経費を計上しています。主なものとして、1節報酬は諸検査や定期健康診断に係る学校医等への報酬を計上しています。また、231号、19節扶助費では医療費扶助として、準要保護世帯に対する日本スポーツ振興センター掛金の援助費を計上しています。

学校給食センター所長（西本 佳孝） 続きまして2目給食センター運営費です。この目は、施設の維持管理及び小中学校の給食提供に必要な経費を計上しています。主なものを御説明いたします。10節需用費、賄材料費は、小中学校の給食提供に要する食材購入経費を計上しています。本市におきましては、中学校は令和5年度1学期から、小学校は令和7年度2学期から児童生徒給食費相当分を市が支出することにより、保護者が負担する給食費の無償化を実施しています。令和8年度より小学校分の給食費無償化は国制度となりましたので、給食費負担軽減交付金を充当し、補助基準額を上回る不足分については市単独で実施いたします。給食費負担軽減交付金につきましては、歳入の45号、こちらに6,400万6,000円を計上しております。また、中学校分についてもこれまでどおり、市単独で実施をいたします。なお、教職

員等につきましては、無償化の対象ではありませんので、給食費を負担していただきます。11節役務費、手数料は主なものとして、学校給食センターに従事する職員、栄養教諭、給食配送業務に従事する運転手・助手、計15名分の保菌検査に係る費用を計上しています。保菌検査は、原則毎月2回実施しています。12節委託料ですが、232号をお願いします。上から6行目の給食業務委託料は、給食の調理及び配送コンテナ、食器・食缶等の洗浄業務に係る株式会社GSFへの委託料で、令和5年度から5年間の長期継続契約としています。10行目の給食輸送業務委託料は、給食センターと小学校10校、中学校3校、計13校分の給食輸送業務に係る委託料です。17節備品購入費は、調理機器のオープン2台の更新を予定しています。現行のオープンは平成13年の現給食センター供用開始時から使用しているもので、経年劣化による不具合とともに既に製造中止の交換部品があるなど、故障の際の部品調達が非常に難しい状況となっています。233号をお願いします。18節負担金補助及び交付金のアレルギー対応補助金は、給食で使用する食材のアレルゲンにより学校給食の提供を受けられず、学校で持参した弁当を喫食する児童生徒の保護者に対して給食費相当額を補助するものです。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍）　　続きまして3目体育振興費です。この目は、体育振興のための行事等の開催や、補助金の交付に係る予算を計上するものです。234号を御覧ください。18節負担金補助及び交付金の柳井市トップアスリート応援補助金ですが、全国大会で上位の成績を取めた高校生の選手又は団体を応援する補助金を交付する予算を計上しております。その下の地域スポーツ団体大会出場補助金ですが、地域スポーツ団体に所属する中学生が全国大会等に出場するために必要となる経費の一部を助成する補助金を交付する予算を計上しております。続きまして4目体育施設費です。この目は、体育施設の維持管理及び運営に係る予算を計上するものです。10節需用費の修繕料の主なものとしては、遠崎地区体育館の水銀灯照明器具の16灯中9灯に不具合が生じていることから、照明器具を全てLED化する予算を計上しております。続きまして235号、12節委託料の上から3つ目の実施設計委託料ですが、小田浜グラウンドの整備及びトイレ新築に係る実施設計業務を委託する予算を計上しております。14節工事請負費の防水改修工事費ですが、伊陸地区体育館は老朽化により雨漏りが頻発していることから、クラブハウス屋上部約300㎡に防水工事を行う予算を計上しております。その下の弓道場整備工事費ですが、弓道場の進入路及び駐車場、駐輪場を整備するための予算を計上しております。続きまして236号を御覧ください。5目市民球場管理費です。この目は、ビジコム柳井スタジアムの維持管理及び運営に係る予算を計上するものです。12節委託料の工事監理業務委託料ですが、防水改修工事に係る工事監理業務を委託する予算を計上しております。次に237号の14節工事請負費の防水改修工事費です。ビジコム柳井スタジアムでは老朽化により雨漏りが頻発していることから、スタンド部約1,800㎡に塗膜防水工事を行う予算を計上しております。続きまして、6目ウェルネスパーク管理費です。この目は、アデリーホシパークの維持管理及び運営に係る予算を計上するものです。10節需用費の修繕料ですが、主に1階事務所にあるボイラー中央監視装置が故障し、遠隔操作ができない等の不具合が生じていることから、更新する予算を計上しております。12節委託料の実施設計委託料ですが、公園施設長寿命化計画に基づく令和8年度からの工事に係る実施設計業務を委託する予算を計上しております。14節工事請負費の防水改修工事費ですが、アクアヒ

ルやないでは老朽化により雨漏りが頻発していることから、屋上部 約1,300㎡に防水工事を行う予算を計上しております。その下の照明設備改修工事費ですが、テニスコートのハロゲン灯照明器具をLED化する予算を計上しております。以上で教育委員会関係の説明を終わります。

委員長（平岡 実千男） ありがとうございます。10時になりましたので、10時15分まで休憩とします。

（ 休憩 午前9時59分 ）

（ 再開 午前10時12分 ）

委員長（平岡 実千男） 皆さんお揃いですので、委員会を再開いたします。それでは執行部からの説明は以上となります。ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等がございましたらお願いします。

委員（山本 達也） まずは、227、228号。もう1回詳しく説明していただきたいのが、国の文化財である国森家の移転補償費、そして、227号に測量分筆業務委託料。譲渡後、どのような活用されるのでしょうか。

文化財室長（大岡 弘明） 国森家につきましては、令和8年度の上半期で先ほど申しましたような減築工事等の作業を終えて、10月を目途に開館したいと思っております。今は外部からしか内部が見えないような状態となっておりますので、それを内部の見学ができるような形で週3回程度を開館するというような形で考えております。管理につきましては、現在、地元の団体等と協議をしております。またその状況によりまして、どういう形で管理するかというのはまだ変わってくるかと思いますが、今のところそのような形で週3回の開館というところで考えております。以上でございます。

委員（山本 達也） それと206号の12節の委託料の再下段で空調設備整備基本調査委託料、741万6,000円、それから211号の中学校費にも202万3,000円、合計で943万9,000です。これって、スポットクーラーを屋内運動場には設置する予定ではなかったんですかね。

教育総務課長（檜垣 彰宏） スポットクーラーにつきましては、柳井小学校や中学校に各2台、その他の学校には各1台ということで、現在スポットクーラーを配布しているところでございます。

委員（山本 達也） その上で、空調設備整備基本調査委託料ということになると、これだけの金額をかけて調査するっていうことは、ゆくゆくは、これを屋内運動場に設置する予定があるということですか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 近年の猛暑もあり、児童生徒の熱中症対策とかそういったこともございますので、屋内運動場によっては容積とかが違いますし、断熱性とかの必要性もございまして、そういったことも踏まえて、今回改めて全館空調について事前の研究のためにこの費用を計上させていただいております。現時点では各小・中学校に屋内運動場に全館空調タイプの空調機を設置するというところまで明確には決まっておりますが、事前の研究のために

今回、予算を計上させていただいたところでございます。

委員（山本 達也） スポットクーラーのときに、もしくは、今建設中の新屋内運動場もあるわけですね。そのときに、もう事前に、後になってではなくて、経費の面でも、この猛暑の中だからこそ、設置したらどうかというお話が、スポットクーラーを設置する時に随分あったと思うんですよ。今おっしゃるのは、約1,000万円かけて調査研究のためにというのは、私はよくわからないんですけども、私たち民間から考えれば、結構無駄があるじゃないかなというふうに思うんですが、1,000万円近くかけてやるんなら、今後どのような目途でこれを使用していくということは全然なしに研究だけのためですか、これは。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 現時点でどこに設置する等ということが、まだ決まってはございません。ただ他市の状況を見ましても、こういった調査を行っておりまして、やはり断熱性とか、施設によっては、高圧受変電設備の増設とか、そういったものが想定されますので、そういったものをするべきなのかという意味での今回、調査費用でございます。

委員（山本 達也） とにかく、公金を投入する以上は、価値のあるように、結果が出るような形にさせていただきたいというふうに思いますので、そこはよろしく。これ以上言いません。

委員（藤沢 宏司） 206針の小学校費の学校管理費と、211針の中学校費の学校管理費の中に、委託料で両方ともPCB含有分析調査等業務委託料とありますよね。PCBの関係はもうそろそろ期限がくるんだと思うんですけど、まだ学校関係とか教育委員会関係で、たくさん残っているのですか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） PCBでございますが、現在廃校となった学校や今回の大畠小学校等に、含有されてる年代から測定して、あるかどうかわからないというのも含めて、コンデンサ等の中のPCBが含有してるかどうかを調査させていただいて、あった場合は、これを処分させていただくという流れで予算を計上させていただいているところでございます。

委員（藤沢 宏司） 法律上、処分する期限がどんどん先延ばしになっているけれども、本来なら全部調査して、どこにあるのかも把握しておかないといけなかったのではないですかね。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 各学校ごとに調査をしていたんですが、今回は残ったところを改めて調査させていただくということでございまして。

教育部長（室田 和範） 補足をさせていただきます。これまで高濃度のPCBの廃棄物の処分期限につきましては、変圧器やコンデンサが平成30年3月末までとなっております。安定器や汚染物等は令和3年3月までとなっております。本市におきまして、この高濃度のPCBの廃棄物につきましては、すでに処分の手続きを完了しております。今回計上させていただきましたのは、低濃度のPCB廃棄物として、処分期間が令和9年3月までのものとなっております。若干その廃校分については、調査がちょっと遅れておりますので、今回計上させていただいて、事前調査によりまして、概ね全体的に出てくるのではなかろうかという部分については、更新か廃棄、その費用を合わせて計上させていただいておるものでございます。

委員（藤沢 宏司） いやいや、「出てくるものはないんじゃないか思う」とおっしゃったが、出てくるものがあってはいけないんじゃないでしょうか。全部ちゃんと調査して、それはちゃんとしないと。学校関係にも出ていますけど、他のところは大抵ないと思うんですけど、申し訳ないんですけど、ちゃんと調査をして、他のところも可能性があるものはちゃんとやっていただ

きたいというふうに思います。

教育部長（室田 和範） ありがとうございます。他の施設についても、今までも、工事の職員が入った段階で、塗料、壁面天井等はPCBがないということでは確認をさせていただいておりますので、今後改めて、PCBがないということは確認をさせていただこうと思っております。

委員（坂ノ井 徳） 212号、教育振興費の不登校に予算がついていますが、不登校の人数と、それから216号、星の見える丘工房。環境が悪いんで、あの辺の木を伐採するといっているけれども、利用者はどれくらいおられるのか。それから221号、図書購入費ですが、どんな図書、どんな書物を購入予定か。それから、223号、サンビームやない。どんな文化事業を予定しているのか、以上質問します。

学校教育課長（大田 恵也） まず不登校の人数についてですが、令和7年度今年度の2学期末の時点ですということでお答えいたしますと、小学校では33人、それから中学校では47人というふうに確認しております。以上です。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 星の見える丘工房の使用状況ということでお尋ねでございますが、令和6年度につきましては、142件、1,443人の方に御利用をいただいております。サンビームやないの令和8年度の事業でございますが、8年度は買い取り公演を1件行うよう計画しております。公演内容は劇団俳協による、かいけつゾロリまほうつかいのでし、でございます。その他につきましては、例年のサザンセット音楽祭。こちらの自主文化事業は、サンビームやないが行っております。買取公演は1件でございます。以上です。

柳井図書館長（小柳 五寛） 図書購入費につきましては令和8年度は新刊本を中心に、基本的には文学や児童図書が主にはなると思いますが、十進分類の総記、哲学等、万遍なく購入するように計画しております。また汚損破損、情報の古くなったものについても、適宜更新していくように計画しております。以上です。

委員（坂ノ井 徳） はい、ありがとうございます。星の見える丘工房、1,443人もおられるんですね。非常に環境的には劣悪というふうに受けとめておるんですが、これはこれで、もっともっと多くの人に天体を、新しい天体を見つけたら名前がつくとか、一時はやったんですよ。けど、できればそういったものを、もっともっと子どもたちの能力というか、環境というか、そういうものを伸ばしてもらって1つの一環としてお願いをしておきたいと思っております。それから、図書。以前、質問したことがあるんですが、子ども用を多く増やすことによって、星の見える丘工房と考え方は一緒なんです、能力を伸ばしていくと。そのために子ども用をたくさんお願いしたいという話を、過去にしたことがあるんです。その中でどれくらい子ども用があるんですか。

柳井図書館長（小柳 五寛） 令和6年度末の児童図書の割合ですが、約31%は子ども用の図書となっております。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 申し訳ございません。先ほどの星の見える丘工房の使用状況につきましては、令和6年度決算成果説明書に基づき御報告させていただきましたので、天体観測だけではなくて、陶芸窯や竹細工など、そういったものをすべて含んでの利用でございます。

委員（坂ノ井 徳） ならばもう1回。天体のほうを、もう少し力を入れていただきたいというふ

うに思いますのでよろしく。それから文化事業。柳井は割と文化事業が少ないんですね。これも昔、お話ししていただいたことがあるんですが、柳井の子どもかわいそうよと。文化事業をやることによって、県西部は文化事業をたくさんやりますよね。ですから、柳井というところで外に出て行かなきゃ、そういう文化事業に出会えないのかというのが1つの疑問点でありまして、基金が約9,000万円あるから、それも取り崩しながらでも子どものためにぜひ使っていただきたい。これは要望です。よろしく申し上げます。以上。

委員長（平岡 実千男） 他にございませんか。

委員（長友 光子） 予算書の207頁です。教育振興費として、多くの補助の支援員、教員が配置されておりまして、本当にありがたく思います。その中で、特に、生活支援員と言いますか、学校生活への適用が困難な児童生徒を支援するため、生活支援員を配置しておられます。その生活支援員ですけれども、学校現場のお話を聞きますと、本当にありがたいというお話を聞いています。教員の本当に多忙化の中で、1人、子どもがちょっと暴れると言いますか、そんな状態になると、全く学級経営ができない、授業も進まないという形になって、職員室にヘルプを頼むそうです。そしたら職員室には、もう校長も教頭も他の学級に出払っていて、頼める人がいない。そしたら、学校事務の職員が駆けつけてくれて、やっと収まったとかいう話も聞きますし、また校長がヘルプを受けてその学級に出かけていったら、本当にその子を支えるというので、ずっとついているという形で、傷だらけになるとか、そういう話を聞いていますので、その学級支援員というのが本当に必要だなあと思っています。その基準と言いますか、配置する基準というものは、どういうふうにお考えなんでしょうか。というのは、本当に増やして欲しいという願いからお尋ねしておりますがお願いします。

学校教育課長（大田 恵也） 生活支援員につきましては、本市において、平郡東小学校除く、すべての学校に配置しております。小学校では19名、それから中学校では7名ということで、他市と比較しても、非常に多く配置させていただいていると思っております。学校の規模や学校の状態にもよりますけれども、児童生徒数の多い学校においては複数配置を、人数が少ない学校については1名配置させていただいて、いろんな学年にしっかり関わっていただくという形で配置をさせていただいております。基本的には児童生徒数によって配置の人数を変えているというようなのが現状でございます。

委員（長友 光子） それでも、現実に教員の話聞きますと、教室にもう1人いて欲しい、いつもいて欲しいという願いを聞くわけなんです。その辺の実態というのを調査されて、希望を聞かれて、増員を検討して欲しいなあと思っています。今、本当に苦しんでいる教員がいるところで、その実情を汲み取っていただいて、希望を聞いて、増やすということを検討していただけないでしょうか。

学校教育課長（大田 恵也） 現状につきましては、指導主事が週に1回は必ず学校に訪問をして、学校の様子をしっかり確認しております。そして、支援が必要なところにも指導主事も入って、支援をしたりということを行っています。そんな中でいろんな先生方との話、それから校長先生、管理職との話の中で、しっかり学校の現状を把握した上で、こちらにも配置をしているところです。きっとすべての先生方が、もっと配置してくれると嬉しいなというふうに思われると思うんです。それは実態としてすごくわかるんですが、やはりそうは言っても、これ人が必要

になってきますし、誰でもいいというわけではないですので、その辺りも含めて、今配置できる最大限の配置をしているというふうに考えているところです。引き続き、我々も指導主事も含めて、学校への支援は引き続きやっていきたいというふうに考えております。以上です。

委員（長友 光子）　　お願いします。

委員長（平岡 実千男）　　ほかにございませんか。

委員（佐々木 久美）　　203号、スクールタクシー使用料について、概要の説明をお願いしたいと思います。2点目が207号、学校運営協議会委員報酬が令和7年と比較して増えてるのかなと思ったんですけども、それについて比較を教えてくださいたいのと、その増えた要因等があれば教えてくださいたいということです。最後が226号、文化財保護費について、各施設に配置されてる方の報酬が、どこに計上されてるかというのをちょっと教えてくださいたいと。青少年センターは報酬の中に入ってるのはわかったんですけども、あと町並み資料館とかですね、その報酬などについて教えてくださいたいと思います。

教育総務課長（檜垣 彰宏）　　スクールタクシーでございます。こちらは、バス路線が廃止になった区間について、タクシーを利用して学校へ通学するという仕組みのものでございます。

学校教育課長（大田 恵也）　　続いて学校運営協議会委員の報酬が増えているということの件についてですが、学校運営協議会の委員につきましては、それぞれの学校にある程度ゆだねています。何人にしなければならないということではなくて、学校の実情として、委員が増えているということで報酬額が増額となっているというような状況でございます。

文化財室長（大岡 弘明）　　それではしらかべ学遊館でございますけれども、予算書の215号にございます報酬の社会教育委員報酬、それから225号にございます、青少年育成センター相談員報酬、それからその次の号になりますけれども、文化財保護費の報酬の社会教育指導員報酬というところで2名の社会教育指導員と育成センター相談員が管理をしております。続きまして、茶臼山古墳につきましては、委託料の上から5番目になりますけれども、茶臼山古墳管理委託料で、シルバー人材センターに委託しております。それから町並み資料館でございますけれども、委託料の上から9番目の町並み資料館管理委託料の中に入れておまして、委託先は白壁の町並みを守る会をお願いしております。それから月性展示館につきましては、一番下の月性展示館管理運営委託料の中に報酬が含まっております。以上でございます。

委員（佐々木 久美）　　詳細にありがとうございます。学校の実情に合わせて応援団が増えてるということで、良いことなのかなというふうに感じました。ありがとうございます。

委員長（平岡 実千男）　　ほかにございませんか。

委員（斉郷 孝）　　212号の10節消耗品費として、逃したかもわからないんですが、安全ベストと言われたと思うんですが、防犯ブザーは入っているのかと、219号の図書館費、32万2,000人の来館者がおられたということなんですが、これは純粹に図書館だけなのか、それともその他で市民活動センターも含めたものなのか、また、どういうふうなカウントの仕方での人数を把握しておられるのかをお伺いしたいと思います。それと235号、14節、一番下の弓道場建設工事費、令和7年10月3日に入札が執行されました造成工事をされているあれとは全然別に、また今度これだけの進入路及び駐車場が発注されるという解釈でよろしいでしょうか。3月の終わりに供用開始というふうなことだと思うんですが、来られた方はどち

らを通してこの弓道場に行くのかも併せて教えていただければと思います。以上です。

学校教育課長（大田 恵也） 需用費の件です。安全ベストというふうなお話をさせていただいたんですが、今年度から、中学校1年生に安全ベストということで、以前は、中学生のヘルメットの購入分の補助を出していたところを、安全ベストに変えたということなんですが、ブザーにつきましては、小学1年生に、以前は、寄附という形でいただいていたので、これは予算で購入したというものではございません。

柳井図書館長（小柳 五寛） 来館者のカウントにつきましては、正面玄関と南玄関にICゲートを設置しております。そのICゲートを通過したら1カウントしております。市民活動センター利用、図書館利用、また、学生で勉強するための目的であったりとか、カフェを楽しむためなど、そのようなカウントのとり方はできませんので、単純にICゲートを通った方をカウントし、割る2にして、その日の来館者の統計を取っております。以上です。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（高瀬 正博） 弓道場の件でございますが、先ほどおっしゃいましたように令和7年10月の契約でございますが、工事自体は令和7年度と8年度の2か年の債務負担を取りやっております。契約自体は一本です。今回計上しておりますのは、令和8年度の債務負担分となります。図書館側からの進入路の工事を行っているところでございますが、こちらの工事が終わるまでは、令和7年度末、3月30日に供用開始するところでございますが、図書館側の工事が終わるまでは、暫定的に裏側、柳井中学校側から進入していただくように措置をとるようにしております。以上です。

委員（斉郷 孝） ありがとうございます。防犯ブザーに関しては、新1年生は計上していただきたいなというふうな、個人的な思いはあります。もし次年度以降ですね、新1年生に防犯ブザーというのがあげられれば、ぜひお願いしたいと思います。進入路については、令和7年度の契約金額と、ここに掲載されている金額が違っていたので、別の事業としてあるのかなと思いました。また進入路についても、弓道場に来られる方が来られやすいように、掲示等はしっかりして、あそこの裏はちょっと狭いんで、その辺りも多分、通行注意等というような看板等を掲示されるかと思うんですが、交通事故のないようにその辺の誘導はお願いしたいと思います。以上です。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 検討してまいります。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員（山本 澪馬） 私からも221万の図書購入費について伺わせていただきます。確認なんですけれども、御説明では15万冊を目指し、あと4万冊ということで、令和8年度は1万冊の購入という御説明でしたでしょうか。お願いします。

柳井図書館長（小柳 五寛） 図書購入費につきましては、目標を15万冊に設定をしておりますが、それに向けて随時、各年ごとに購入しておりますが、令和8年の1月末現在で、蔵書数が約10万5,000冊となっておりますので、残り約4万5,000冊を、順次購入していくようにしており、令和8年度につきましては、その一部、約1万冊分の購入を予定しております。以上です。

委員（山本 澪馬） これは図書館利用者の方のリクエスト分の購入費も含まれるのか教えてください。

柳井図書館長（小柳 五寛） リクエスト分も含み、購入冊数につきましては、すべてリクエスト分を購入できませんので、リクエストをいただいた内、司書での選書を行い、図書館に所蔵すべきかどうか、ふさわしいかどうかということ判断することとなりますので、最終的には図書館司書の判断による購入となります。以上です。

委員（山本 滯馬） 例えばそういった、市民の方から需要があるものと、図書館でこれを購入しようとして検討されるもの、そのあたりはどういった判断で行われるのでしょうか。

柳井図書館長（小柳 五寛） 購入につきましては、司書の選書によるもの、リクエストで市民の方からの要望が多いもの、また、郷土についてのことが書かれてるもの、郷土の方が書かれたもの等も郷土資料として所蔵するようになっておりますので、あくまでも市民の方からの要望がすべてではありません。最終的には、司書が図書館として所蔵すべきかどうかというのを判断しての購入となります。以上です。

委員（山本 滯馬） 最後の質問になりますが、この15万冊を目指すというところで、例えば、リクエストは15万冊を目指すまでのほうが、リクエスト図書を受け入れていただきやすいといったことがあるのでしょうか。

柳井図書館長（小柳 五寛） 15万冊につきましてはあくまでも目標冊数ですので、リクエストは皆様からの依頼を受けて判断することになりますので、15万冊までがいいかどうかというところ、そうではないと思います。以上です。

委員長（平岡 実千男） 他にございませんか。

委員（平井 保彦） 学校の図書について、お伺いしたいと思うんですけども、中学校の学校図書、211冊ですが、180万円ということですけども、この額で各校からの要望に応えられているのでしょうか。それと、多分廃棄するなど、入替えが随分あるんだろうと思うんですけど、毎年このぐらいを廃棄し、新しい本をこのぐらい購入しているというようなものがわかれば教えていただけたらと思います。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 学校につきましても、学校の図書室の司書さんがいらっしゃいます。その中で学校にふさわしいといいますか、児童の各学年にふさわしい図書とかを、選びながら蔵書を購入します。どうしても古くなってきたものとか、そういったものもございまして、それは、適時、配置することもございまして、授業に活用できそうなものなど、そういった図書を選定いたしまして、随時購入しているというところでございます。現在の基準になります図書の蔵書数は、設定時でいうと、かなり上の部分になっておりますので、これからもさらに充実に向けて、図書を選んでいきたいというふうには考えておるところでございます。以上でございます。

委員（平井 保彦） 毎年、大体このぐらい廃棄し、新しいものをこれぐらいということは決まっていなくて、ただ、学校の状況によって廃棄し、また購入しているように捉えたんでよろしいのでしょうか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） はい、そのとおりでございます。

委員（平井 保彦） ちょっと変な質問になりますが、柳井中学校はみどりが丘図書館に近い、あとの2校は遠いという状況であります、本の融通なんかはあるんだろうと思うんですけども、そういったことで、この予算180万円は、その辺を考慮した配分になっているのか、生徒の人

数によって配分されているのか、そのあたりはどうでしょうか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 学校規模や人数、そういったものを考慮しての予算配分というふうにしております。ただおっしゃっていただいたとおり、近いという部分もございますので、さらに興味を引くものについては、深く調べるためにみどりが丘図書館を利用するということはあるというふうに思っております。以上です。

委員（平井 保彦） 中学校の図書館についても地域の方がいらして、書棚を整理したりとか、興味が湧くようにという工夫をいろいろされてる状況がありますので、そういったことも考えていただきながら、新しい図書をどんどん入れていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員（友座 泰） 国森家住宅の件でお聞きできればと思います。まず、譲渡を受け、保存管理を行うとあるんですけど、譲渡までの経緯というものをまず教えていただければと思います。

文化財室長（大岡 弘明） 譲渡につきましては、一番最初がいつだったか覚えてはいないのですが、コロナ前でした。その後、所有者さんと協議していました。コロナ渦ということで一旦それは途切れたと。その後、コロナも明けて、どうするかという形でいろいろ話し合った結果、最終的に無償譲渡させていただくということで落ち着きまして、それは令和7年度のことになります。

委員（友座 泰） 今回新規事業でこういう形になってるんですけど、令和8年10月公開予定というふうにあります。市としては先ほどの説明では週3回程度ということがありました。白壁の町並みの一角にはむろやの園さんがございまして、むろやの園さんも週末の3日しか開けていないと。白壁の町並みは柳井市にとって観光の主のポイントだというふうに思うんですけど、それを週3回しか開けないってというのはどうなのか。要は、観光として施設を生かすのか、ただ単に保存として生かすのか、その部分がもっと教育委員会だけではなくて商工観光課とともに、施設をどのような形にしたいのかということが、ちょっと、もっと具体的にお聞きできればと思いますけれど、よろしくお願いたします。

文化財室長（大岡 弘明） 週3回というのは管理団体等とも協議している中で、もしかしたらもう少し開館できるかもしれないというところはございます。ただちょっと今の段階では、週3回という形にさせていただいております。当然、市の中で唯一の重要文化財ということでございますので、今後そういったいろいろな所からアイデアをいただきながら、活用していきたいと思いますが、まずは公開して見ていただくというところを目指したいと思っております。以上です。

委員（友座 泰） せっかくすばらしい施設なんで、もっともっと市民を初め、観光客の方にも施設を見ていただくようにしていただければという要望で一応この質問を終わります。次なんですけど、小田浜グラウンドが新しく整備されるということで、トイレであったり進入路であったりという部分がある。昨日の一般質問でも佐々木議員さんが、公園のトイレのことを御質問されたんですけど、もっと具体的に小田浜グラウンドをどのようにされるのかの説明をお願いします。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 小田浜グラウンドにつきましては、令和8年度にトイ

レ及び周りの防球ネットの実施設計業務を委託するようしております。内容につきましては、まだこれからで、詳細が決まり次第、皆様方にはお諮りをさせていただきます。私どもとしてはまずは、令和8年度において設計をして、令和9年度でトイレの新築等の事業をやりたいというふうに考えております。その他につきましては、これからの実施設計でしっかりと練りながら、また地元の皆様方の調整を取りながら、内容については決めていきたいと考えております。以上でございます。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員（中川 隆志） 200万円をお願いします。給料のところの会計年度任用職員ですが、2つに分かれて、1つは単純労務と書いてあるんですけど、違いは何ですか。単純労務というのは、どういう労務を言われているのでしょうか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 各学校の草刈業務、例えば防草シートを引いたり、樹木の剪定など、そういったことに携わっていただくための会計年度任用職員の報酬となっているところでございます。

委員（中川 隆志） 業務としては区別化が図ってあるということですね。そういう区別が正しいかどうかは、ちょっとお考えいただきたいとは思いますが、207万円をお願いします。教育振興費の報酬のところ、学習支援員報酬、会計年度任用職員なんですけど、外国人に対応したものだということふうにおっしゃったと思うんですけど、対象とする方が何人ぐらいいらして、単純に英語だけではなくて少数言語なんかもあるんじゃないかと思うんですけど、その辺のところをちょっと教えてください。

学校教育課長（大田 恵也） こちら、小学校費ですが、小学校は英語圏のお子さんが1人いらっしゃいます。中学校は、中学校費で計上しているんですけど、中学校は英語、それからタガログ語を必要とする子どもたちが3名。それから、中国語を必要とするお子さんが1名、転入の予定ということ伺っているところです。以上です。

委員（中川 隆志） タガログ語は3名ですか。

学校教育課長（大田 恵也） タガログ語は1名です。

委員（中川 隆志） 対応できる方はいらっしゃるわけですか。中国語はできると思うんですけど、タガログについてはどうでしょうか。

学校教育課長（大田 恵也） タガログ語については、それを話す子どもが英語をしっかりと聞きとれると言いますか、英語が得意ということもありまして、英語で受け答えをしているというのが現状でございます。以上です。

委員（中川 隆志） フィリピンから来られたんでしょうから、英語も多分できるんだと思います。はい、分かりました。それから218万円をお願いします。空調設備修繕料で約1,140万円、大島公民館になっているんですけど、多分2階の広いとこだと思うんですけど、具体的にはどういう修繕をされるんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） エアコンの修繕につきましては、2階の小会議室、こちらがエアコン1台と、室外機の1台の更新。そして中会議室のエアコンを4台、そして室外機1台を更新するものであります。以上です。

委員（中川 隆志） 広いところと思ったら狭いとこなんですね。だったら、もしかしたら1, 1

00万円あったら、新しいものと買い換えられるんじゃないかと思うけど、どうなんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 申し訳ございません。エアコンを新しいものに取り換えるものでございます。

委員（中川 隆志） 修繕料とあるので、ちょっとそれは更新料とか、何かちょっと違うんじゃないですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） エアコンの更新につきましては、修繕で計上するようになっておりまして、他の施設もそのように計上されていると思います。

委員（中川 隆志） 修繕にしてもえらく高いなと思ったんで、ちょっとお伺いしました。それから、233万を願います。一番上の補助金のところに、アレルギー対応補助金というのがあって、説明があったかと思うんだけど、給食が食べられない子に対してされてるんですよね。それで、ここも該当者って何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

学校給食センター所長（西本 佳孝） アレルギー対応補助金の該当者についてですが、令和7年度につきましては中学生が1名、小学生が1名、計2名でございます。以上です。

委員（中川 隆志） 次に234万を願います。負担金補助及び交付金の柳井市トップアスリート応援補助金。高校生と中学生が対象になってるんですけど、よくわかりませんが、時には一般の方とか大学生でやっぱり全国レベルの人出てくるんですけど、そういう方に対する対応というのはないんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 一般の方に対しては、全国大会に出場される選手及び監督に、激励金を支払うということで、こちらが233万の報償費の各種大会出場激励費ということで、激励金をお支払いしております。

委員（中川 隆志） それからもう1つ。旧遠崎小学校の体育館のライトをLEDに交換すると説明があったかと思うんですけども。全部ではなく、一部だけだという説明があったかと思いますが。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 現在、遠崎地区体育館には16灯の水銀灯がございまして、そのうち9灯は不点灯、電気がつかない状況であるということで、照度不足の状況でございます。そのためこの度、水銀灯を全部撤去し、LEDの照明を同じく16灯設置するものでございます。以上です。

委員（中川 隆志） 今までは、要するに蛍光灯だったということですね。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 水銀灯でございました。

委員（中川 隆志） それから235万、先ほどもちょっと質問があったんですけど、弓道場建設工事費で、これは弓道場に行くアクセス道路ですよ。これは単純に、その弓道場に行く利用者だけを対象にしたものなのか、予算の概要のところに出ただけで、一般の人でも利用できるんだろうけど、主な目的は弓道場に行く人の利便性を考えてのことなんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） おっしゃるとおりでございます。

委員（中川 隆志） 申し訳ないんだけど、委員会で前、質問したと思うんだけど、弓道人口は何人か、また、弓道連盟は何人かと聞いたら、両方足しても100名にも満たないぐらいの数だったような気がするんですけども。部長から、数字はいただいているんですが、これはそんなこと

言っているのかどうか、わずか100名ぐらいの利用者のために1億2,000万円使うのは、どうかなという気もしないでもないんですけど、いかがでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 委員おっしゃるとおり、弓道関係者人口は120人となっておりまして。120人の内訳が弓道連盟が42名、柳井高等学校弓道部が51名、柳井学園高等学校弓道部が18名、周防大島高等学校弓道が9名となっておりまして、部活動で大変よく利用されてるという状況でございます。そういったことございまして、旧弓道場、古い建物のほうでございますが、令和6年度の実績が564件、1万3,477人ということで、数多く利用されます。そういったことで、これからも、よりそういった方々が使いやすいような施設になるよう、しっかりと整備をしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員（中川 隆志） 最小の投入で最大の効果を上げることが挙げられることを期待しております。以上で終わります。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員（友座 泰） トップアスリートチーム支援事業についてお聞きできればと思います。この目的は、全国大会などにおいて活躍したとあるんですけど、事業概要を見ると、応援指定選手及び応援指定団体を市が認定しとあるんですけど、全国大会で頑張ったチームや個人に渡すのか、今から頑張る人に渡すのか、まずそこを聞かせてください。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） この補助金対象となるものにつきましては、応援指定選手につきましては、主要全国大会で優秀な成績を収めた選手、指定応援選手につきましては、市内の高等学校に在籍している選手で、応援指定団体に所属しておらず、教育活動により報酬を得てないものということで、こちらにつきましては、結果を納めた人と納めた団体が対象となっております。以上です。

委員（友座 泰） 応援指定選手、応援指定団体はどういうふうに認定されるんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 私の説明が足りませんで、申し訳ありません。応援指定選手につきましては、主要全国大会、これは主要全国大会3位以内入賞することと定めていますが、主要全国大会で優秀な成績を収めた選手、指定応援団体につきましては、先ほどちょっと説明が違いましたが、主要全国大会で優秀な成績、これは団体競技において、認定対象団体名で主要全国大会で3位以内入賞したということ、これを収めた団体ということです。全国大会3位以内の成績が基準でございます。その申請に基づいて私どもが認定をし、補助金を交付するものでございます。以上です。

委員（友座 泰） 高校生が対象で、その下には中学生とあるんですけど、小学生にはこれに値するものはないのでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 小学生につきましては、先ほど一般等と申しましたように、各種大会出場激励費ということで233分の報償費、こちらのほうで、全国大会出場、県大会出場の選手につきましては激励費をお渡しするという制度でございます。小学生については補助金はございません。以上です。

委員（友座 泰） 国民スポーツ大会等では、近隣市町と比べても額がかなり低いと思うんです。市内で頑張っている、例えば子どもたちであったり、スポーツ選手に対しての補助額をもっと上げてあげるべきなんじゃないかなと。というのが、トップアスリートには、もうかなりの額

が出ますよね。200万円というお金が出る中で、すみません、これスポーツ少年団で言ったら1人何千円の世界なんです。そういうところを、もっともっと考えていただければと思うんですけどいかがでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） スポーツ少年団に対してはトップアスリートに比べると少額の激励費しかお出しできてないのが現状で、私どもとしても大変心苦しいところでございます。現状については、なかなかそこまでの対応を、今のところ検討していないんですけれど、今後どのような形ができるのか、今すぐには、なかなか返答できないんですが、また、そのようなことも可能かどうかも含めて、今後考えていきたいというふうに考えます。以上です。

委員（友座 泰） 柳井はスポーツのまちというふうに言われておりますので、そういうところにも、もっともっと手厚い補助を出していただければと。スポーツ少年団においても、小学生の3人に1人しかやってないような状況ですので、もっともっとスポーツができる子どもたちを育てるといことも視野に考えていただければという、私の要望で終わります。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんでしょうか。

委員（長友 光子） 207歳です。学校への様々な補助の人を付け加えるというところでは先ほどは支援員についてお尋ねいたしました、ここに特定教科補助教員報酬（会計）というのが計上されております。特定教科というのが算数、数学ということでありましたが、このことについて新庄小学校に、令和6年度、視察に行きましたところ、本当に少人数での学習というところで、行き届いた指導ができるというところで大変喜ばれておりました。算数に限らず、今、教科指導において少人数指導というのは本当に効果があり、先生にも子どもにも望まれるところなんです。今、教員は本当にてんてこ舞いと申しますか、本当に厳しい働き方をしております。残業時間と申しますか、時間外労働というのは、本当にみんな提灯学校と言われるように、多く残っております。この前統計をいただいたんですが、今手元にございませませんが、過労死ラインの80時間を超える教員もいる。そして、そこにカウントされずに、持ち帰り仕事で、子育て中の教員は持ち帰り仕事で、子どもの世話をした後、夜中に仕事をするというふうな状態で、病休の人、心の病の人も大変増えております。公務員の中で、公共労働の中で、一番教員が病気が多いということです。そしてまた若年退職もあるくらいです。もうこれでは、体も心ももたないから、定年を待たずしてやめて、ほっとしたという方も聞いております。そんな中で、やっぱりしっかり教科指導をして、子どももわかる喜びを味わえたら、不登校もちょっとは減るし、また教員も働き方も変わると思うんです。ですから、ここでは、特定教科の算数、数学、その力を伸ばすという目的で、先生が増員されていると思うんですけれども、他の教科も、本当に必要だなと思って、その幅を広げると申しますか、算数だけに限らず、何時間かはしっかり、複数で教科指導ができるということが実現できたらなあと思っているんですけれど、その辺の方向についてのお考えはありますでしょうか。

学校教育課長（大田 恵也） 少人数指導というのは大変効果的であるということは十分承知しているところでございます。まずは、子どもたちにしっかりとした学力をとということで、その基礎になる積み上げの強化である算数をとということで、特定教科という形で、平郡東小学校を除くすべての学校に配置をさせていただいているところでございます。それと併せて、算数ではなく、複式の学校も増えてきております。それを解消し学習に、それこそ少人数で取り組める

ようにということで、いわゆる複式を抱える7校の学校には、そういうふうな学級補助教員という形でも配置をしております。きめ細やかな学習の指導に繋がるようにということで、そういうふうな配置も行っているところでございます。以上です。

委員（長友 光子）　　ことは教育のことです。しっかりと人を増やす、人対人との関わりが教育の仕事でありますので、デジタル化もいいですけど、しっかり十分な人間を増やす、先ほどの支援員、そして、教科を教えられる教員、本当にあらゆるところで人を増やしていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

委員長（平岡 実千男）　　ほかにございせんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男）　　ないようでしたら、ここで11時35分まで休憩といたします。

（ 休憩 午前11時20分 ）

（ 再開 午前11時29分 ）

委員長（平岡 実千男）　　休憩を閉じて会議を再開します。それではないようですので、委員外議員さんから御質疑はございせんか。

委員外議員（中本 英宏）　　図書館のことでちょっとお伺いさせていただきます。219から221分のところに触れさせていただきます。先ほどから図書館のことはたくさん出てたかと思うんですけど、30万人を超えた。それで、1日平均717人の利用があり、15万冊の上限の中であと4万冊ぐらいで上限にいき、1万冊を購入するというのをたくさんお伺いさせていただきました。その中で、図書費のところ、図書館にはDVDを見る、映像を見るスペースもあると思うんですけど、DVDが少ない。柳井は令和6年3月に手話言語条例も制定しましたし、そういう読むだけではなく、見て、学ぶ、そういう自己啓発のところも、今、検討の中に入っているのかどうかお伺いさせていただきたいことと、みどりが丘図書館に、地域の居場所であり、防災に対しての施設という方面もお伺いさせていただいております。そちらの点が予算の中にないので、どのような形なのかなというところ、そちら2点をお伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

柳井図書館長（小柳 五寛）　　まず、DVD、視聴覚資料になりますけども、令和5年度、6年度で購入させていただいております。今、およそ1,300点あります。DVDコーナーがまだ所蔵数も少ないというのは確かにありますので、順次、購入を計画していきます。ただDVDについては、貸し出し用のDVDと、また映画上映会も行っているんですが、映画上映会を行うとなると、上映可というところに丸があるDVDを購入しないと、映画上映会の映画となりません。上映可のDVDになりますと、1点あたり約2万円かかるものもあり、全体の予算額が決まっておりますので、計画的に購入させていけたらと思っております。また、福祉的な映像につきましても、視覚障害者用向け等の図書についても、充実させるというのは難しいので、県立図書館と連携して、所蔵ができないものは、県立図書館からの取り寄せにより対応するにはできると思います。防災につきましてもは危機管理課の予算になりますので、図書館につきましてもは図書の購入など、図書館に関する経費を計上しております。以上です。

委員外議員（中本 英宏） 具体的な御回答ありがとうございます。場所を利用するにあたって、先ほどの30万人だとか、15万冊というところも、もちろん大事ではあると思うんですけど、やっぱり量よりも質というのがものすごい大事だと思います。そこに行く目的が15万冊があるから行くというわけではないと思うので、そういう新しい地域の方が必要としているもの、今後の子どもたちに必要なもの、働き世代、高齢者の方に読んでいただきたい本というのを、しっかりと検討していきながら、10万冊を結果的に目指していくという形でもいいのではないのかなというふうに感じているので、今後も、みどりが丘図書館が地域の方の憩いの場となり、防災施設となっていくことを願っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

委員長（平岡 実千男） 委員外議員は要望はできませんので、質問を、回答を得るような質問をお願いします。

柳井図書館長（小柳 五寛） 議員御指摘の所蔵の充実につきましては、確かに利用者の方に寄り添った充実を目指して計画的に所蔵して参りたいと思います。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員外議員（岡 龍一） それでは何点かお伺いをしていきたいと思います。207の教育振興費の報酬の中で、先ほど佐々木委員もちょっと言われましたが、私は内容が違うんですが、学校運営協議会委員報酬、小学校、中学校それぞれございますが、小学校だけで結構ですが、まず、この委員は何人いらっしゃいますか、教えてください。

学校教育課長（大田 恵也） 委員の数は103人を想定しています。

委員外議員（岡 龍一） そうしますと、30万9,000円を、103人で割りますと、私の計算でいきますと、3000円の報酬になると思います。普通、報酬となりますと、大体5,100円か4,800円。それが、私の計算間違いかもしれませんが、3000円の根拠を。報酬審議会委員や、様々な観点でこの金額を、定められたのかなとは思いますが、すみません、これは日額ですか、それとも1会議あたりなのか、どのような計算方法かちょっと教えてください。

学校教育課長（大田 恵也） 日額ではなくて、年3,000円ということになっています。

委員外議員（岡 龍一） 先ほど学校運営協議会委員報酬というのは、学校応援団という言葉もございました。そうなりますと、年に何回も何回も学校でその運営協議会がある中で、年間3,000円という辺りが、ちょっと私の心の中では理解ができないところですが、今後こういう流れで進められる予定でございますか。

学校教育課長（大田 恵也） 当初は学校運営協議会の委員さんには、報酬を支払ってはいなかったんです。というのが、学校の組織と言いますか、もう今、コミュニティスクールなので、学校運営協議会を設置している学校であるということが、コミュニティスクールというふうに言われていて、山口県ではすべてそういうふうになっているんですが、それは、そもそもは委員の報酬とかそういうものではなくて、みんなで地域の学校を支えていこうというスタンスですので、報酬という設定はしていなかったんですが、出ていただくということもあってということで、数年前から報酬という形で、委員おっしゃるとおりで、額としてどうなのかというところはありますが、一応3,000円という形で計上しているところです。今後、増額するかどうかということは、研究、検討していかなければいけないかなというふうに思っています。

委員外議員（岡 龍一） 他市をよく見ていただきながら、年額3,000円、何回行っても3,000円となりますと、金額的に非常に低いかなどというふうな気もしますので、その辺でまた御検討ください。次に209ですが、扶助費の就学援助費。これも小学校だけで結構でございますが、今、707万5,000円計上していらっしゃいますが、何人を想定した予算計上でございますか。

学校教育課長（大田 恵也） 228人を想定しております。

委員外議員（岡 龍一） この扶助費の計算方法は、これ所得税ですか。どういった根拠で、この扶助費の根拠となる数字を取られるのか教えてください。

学校教育課長（大田 恵也） 所得の関係で計算を出しているというふうに把握しております。

委員外議員（岡 龍一） そうしますと、いろいろな家庭がございますが、所得税がある程度の基準で低くなった方に対しての、就学援助の支援をしていくということで、この就学援助費の内訳となりますと、学校教材や修学旅行、これについて基本的に援助していく。それ以外に何かございますか。

学校教育課長（大田 恵也） 今、おっしゃられましたとおり、学用品費、修学旅行、宿泊学習、校外学習等のバス遠足的なもの、そういったものが主なものになろうかと。以前は給食費も入っていたんですが、給食費が無償化になったということで、そこから外れているという現状です。今そういうふうな状況でございます。

委員外議員（岡 龍一） 前後しましたが、所得税と扶養の人数なども、そういう計算方法があるのでしょうか。

学校教育課長（大田 恵也） すみません。その辺り、細かいところまで自分が把握しきれていません。大変申し訳ありません。

委員外議員（岡 龍一） 非常に物価も高騰している中で、この就学援助というのは非常にそれぞれの家庭において、助かる予算でもございますので、しっかり就学援助について広報やないにも掲載はされてはいますが、その漏れがないようしっかり周知を図っていただきたいと思えます。終わります。

委員長（平岡 実千男） 要望はできないので、質問で終わってください。

委員外議員（岡 龍一） では、広報以外でどのような周知をしていらっしゃるか、お願いします。

学校教育課長（大田 恵也） 新入児につきましては、入学前に説明会等でお渡しします。学校から、毎年、子どもを通じて御家庭にそれぞれ配布しておりますし、先ほど言われましたが、広報にも掲載してというような形で周知をしておるところでございます。

委員外議員（岡 龍一） ありがとうございます。

委員長（平岡 実千男） それでは以上で質疑を終わります。これより議案第11号中の教育委員会所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号中の教育委員会所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次は、分割付託となっております議案第17号、令和7年度柳井市一般会計補正予算（第8号）

についてです。執行部から補足説明がございましたらお願いします。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 補正予算書59頁を御覧ください。10款教育費、1目教育総務費からでございます。2目事務局費の公有財産購入費は、伊保庄地区コミュニティ施設整備事業における、旧柳井南中学校の用地購入に伴い、地権者1名分の方が相続人多数により用地購入が困難となるため、減額を行うものです。次の小学校費のうち学校管理費の委託料は、柳井南小学校、小田小学校の特別教室空調設備、柳東小学校、新庄小学校の特別教室改修に伴う実施設計委託料等の入札減により減額を行うものです。次の工事請負費は、伊陸小学校屋内運動場の解体工事の入札減により減額を行うものです。60頁の教育振興費は、まず教育総務課のみ御説明します。報酬のうちICT支援員報酬は、勤務日数の実数により減額するものです。使用料及び賃借料のコンピュータ等使用料は、教員用校務パソコンのリース更新に伴う入札減によるものです。プール使用料は、水泳授業での5校分のアクアヒルやないの利用実績と、全11校の児童が随時利用できるアクアヒルやない利用券の実績によるものです。

学校教育課長（大田 恵也） 続いて学校教育課分です。同じく60頁、1節の報酬は、生活支援員や学習支援員等の報酬、12節委託料、19節扶助費の就学援助費ですが、すべて実績見込みにより減額するものです。13節使用料及び賃借料も実績見込み及び入札減により減額とするものです。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 次の61頁、中学校費、学校管理費の委託料の単価入替業務と工事監理業務及び13節の工事請負費は、柳井西中学校のバリアフリースイレ改修工事の入札等の実績により減額するものです。次の教育振興費の使用料及び賃借料のコンピュータ等使用料は、校務用パソコンのリース更新に伴う入札の減によるもの、プール使用料は水泳授業でのアクアヒルやない利用実績によるものです。

学校教育課長（大田 恵也） 続いて学校教育課分ですが、1節報酬は学習支援員報酬、10節需用費は、教員用教科書及び指導書、19節扶助費の就学援助費ですが、小学校同様、すべて実績見込みにより減額するものです。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 続きまして62頁を御覧ください。4項社会教育費、1目社会教育総務費です。1節報酬は、部活動改革推進コーディネーターと部活動指導員の配置実績見込みにより減額するものです。7節報償費は、部活動外部指導者の配置実績見込みにより減額するものです。9節旅費は、部活動指導員の実績見込みにより減額するものです。続きまして2目公民館費です。1節報酬は、公民館主事の配置実績見込みにより減額するものです。次に63頁の17節備品購入費は、日積、余田、伊保庄公民館の印刷機の購入実績により減額するものです。

柳井図書館長（小柳 五寛） 続きまして、3目図書館費です。17節備品購入費の施設備品購入費、図書器具費につきましては、図書館運営に必要な備品について精査し購入を行ったことにより生じた不用額を減額するものです。18節負担金補助及び交付金の図書館活性化事業補助金につきましては、実績見込みによる減額です。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 続きまして6目サンビームやない運営費です。これは、過疎債の内示に伴い、サンビームやない運営基金繰入金及び公共施設等適正管理推進事業債から過疎債に財源振替を行うものです。

学校教育課長（大田 恵也） 続いて、63号から64号にかけての1目保健体育総務費は、全てが実績見込みにより減額するものです。

学校給食センター所長（西本 佳孝） 続きまして、2目給食センター運営費です。17節備品購入費の運搬用コンテナ購入費は、入札減により減額するものです。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 続きまして、3目体育振興費です。18節負担金補助及び交付金は、スポーツ大会の開催実績見込みにより減額するものです。次に4目体育施設費です。12節委託料は、弓道場整備事業に係る委託料の確定により減額するものです。次に、65号の14節工事請負費は、既存柔剣道場改修工事請負費の確定により減額するものです。続きまして、5目市民球場管理費です。10節需用費は、審判員控え室の空調設備修繕料の確定により減額するものです。12節委託料は、市民球場改修工事に係る実施設計業務委託料の実績等により減額するものです。続きまして、6目ウェルネスパーク管理費です。過疎債の内示に伴い、一般財源及び公共事業等債から過疎債に財源振替を行うものです。以上で教育委員会関係の説明を終わります。

委員長（平岡 実千男） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（山本 達也） 市民球場管理費の減額が1,871万4,000円。実績見込みと言いながらも、かなりの不用額になってるんですが、もっと最初に、この辺りはきちんと精査できなかったのかなというふうに思うんですが、予算額は2,871万4,000円です。余りにも桁外れに、不用額が出てるんですが、この辺の見込みってどうなんでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 本事業の実実施設計業務につきましては、予算編成時において概算の事業費を把握するために、土木関係の積算基準を参考に算定し、予算計上を行ったところでございます。その後、発注に当たりまして、業務内容を改めて精査した結果、建築関係の積算基準に基づき積算を行ったということで、そうしたところ、当初の見込みよりも実施設計額が低くなったものでございます。

委員（山本 達也） 分かりました。途中で、新たにその積算関係をやられたってということあれば、納得しましたんで、結構です。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（岡 龍一） 61号の中で、学校管理費のその内訳の中、地方債が60万円ほど、いわゆる起債が減ったということになりますが、この起債は、その一番の報酬から工事請負費までどれが該当してたのか、ちょっと教えていただけますか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 学校管理費の工事請負費、トイレ改修工事費ということで柳井西中のバリアフリースイールの部分でございます。

委員長（平岡 実千男） それでは以上で質疑を終わります。これより議案第17号中の教育委員会所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号中の教育委員会所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら御説明をお願いします。

学校教育課長（大田 恵也） タブレット番号12、市の計画等のフォルダの柳井市教育大綱・柳井市教育振興基本計画（第3期）を御覧ください。先月策定しました柳井市教育大綱・柳井市教育振興基本計画（第3期）について御報告いたします。まず、本計画の特徴ですが、第1期から掲げてきた愛・夢・志をはぐくむ教育、スクール・コミュニティによる教育のまちづくりという教育目標は、第3期においても変わることなく、その中心に置いているところでございます。本計画の策定プロセスにおいては、広く市民の皆様の声を聞くことを重視いたしました。総合教育会議での議論はもちろんのこと、市民の皆様、保護者の方々、そして教育現場の先生方など、様々な立場の方々の貴重な生の声を反映させています。具体的施策には、不登校など支援を要する児童生徒へのきめ細やかな教育や、ICTを活用した新しい学びなど、現代的な課題への対応も盛り込みましたが、これらもすべて現場の切実な声から導き出されたものです。本計画は、行政だけで作ったものではありません。柳井の子どもたちを、地域全体でどう育てていくかという、市民の皆様のご思いが凝縮された一冊です。この愛・夢・志を羅針盤に、市民の皆様と手を取り合い、子どもたちが誇りをもって未来を切り拓いていける柳井市を築いてまいります。議員の皆様におかれましても、特段の御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

文化財室長（大岡 弘明） 続きまして、文化財室から、市指定文化財の指定について御報告をさせていただきます。タブレット02、文化財室を御覧ください。現在、ビジコム柳井スタジオの東側に移設しております天津橋について、令和8年2月2日に市文化財保護審議会を開催し、文化財指定が妥当であるとの建議を受け、3月3日の教育委員会会議で指定を議決いたしました。名称及び数量は、天津橋1基、種別は有形民俗文化財、指定年月日は令和8年3月3日でございます。続きまして2頁を御覧ください。左上の位置図のとおり、ビジコム柳井スタジオの東側です。かつては同地図の左端の元位置と表記しておりますが、現在の藤本コーポレーションの敷地内にございました。元位置は地図の右側の写真のとおり、柳井浜塩田の中に造られた中川という溝に架橋されていたものです。その後中川が埋め立てられて、元の位置の場所にございましたが、道路拡幅により、平成27年に現在の場所へ移設しております。次に、指定の主な理由としましては、柳井の主要産業のひとつであった製塩業にかかる塩田施設の中で、唯一残存する遺構であること、はね橋と呼ばれる石組みの技術を取り入れ、橋脚がない構造で高度な技術で構築されていること。さらに文化的な面からも、3頁にありますように、幕末に描かれたとされる柳井八景図絵に描かれており、また橋脚がないことから幽霊橋の愛称で呼ばれていることなど地域に親しまれていることなどがございます。以上、天津橋の文化財指定の御報告でございます。

委員長（平岡 実千男） 教育総務課長から訂正があるようなので、お願いします。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 議案第9号で、岡委員外議員より浅層改良の深さの御質問があった

かと思うのですが、試験を行って65cmの改良をしてしっかりと固めているという状況でございます。

委員長（平岡 実千男） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等がございましたらお願いします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、最後に、その他に各委員さんから教育委員会の所管に関わる事項について、何か御発言等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないのでございましたら、以上で3点目のその他の事項について終わらせていただきます。

それではここで、本年3月31日をもちまして、役職定年となり本委員会への出席が最後となります方から、御挨拶を受けたいと思います。

【 室田教育部長 挨拶 】

委員長（平岡 実千男） ありがとうございます。

【 平岡委員長 一言 】

委員長（平岡 実千男） 以上をもちまして、教育委員会関係を終わらせていただきます。各委員の皆様、執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。ここで委員会を休憩し、午後1時から再開します。

（ 休憩 午後0時2分 ）

（ 再開 午後0時59分 ）

委員長（平岡 実千男） 休憩を閉じまして、委員会を再開します。ただいまから総合政策部関係について審議を進めたいと思います。執行部の皆さんには、大変お忙しい中御出席くださいますありがとうございます。まず初めに、昨年の市議会議員選挙後、初めての委員会ですので、議会参与の方以外の執行部の皆さんより簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。レジメの裏に関係者名簿がありますので順番をお願いします。

【 この間 執行部の自己紹介 】

委員長（平岡 実千男） どうもありがとうございます。発言の際には挙手の上、マイクに向かって発言してください。また、私語は控えていただきますようよろしくお願いいたします。それでは付託議案の審査を行います。議案第7号、辺地に係る総合整備計画の変更について、執行部から補足説明がございましたらお願いします。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 補足説明を申し上げます。議案書の22頁をお願いします。本議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項に基づき、平郡東辺地及び平郡西辺地に係る総合整備計画を変

更することについて、議会の議決をお願いするものでございます。両地区につきましては、法令等で定める辺地の要件に該当するため、令和4年度から8年度までの5か年を計画期間として総合整備計画を策定しております。このたび本整備計画を変更することにより、これに基づいて実施する公共的施設の整備に係る経費について、財政運営上有利となる辺地対策事業債の充当が可能となるものでございます。変更内容につきましては、23頁、24頁の新旧対照表に記載のとおりとなっております。23頁ですが、平郡東辺地の変更点として、平郡漁港における輸送環境の向上を図るため浮棧橋を整備する。平郡診療所医療機器等導入・更新事業において、計画期間内に導入する医療機器の内容を変更する。それから、平郡簡易水道事業の平郡東浄水場膜処理施設において、逆洗ポンプ2台を更新する。平郡西辺地、24頁になりますが、物価高騰等の影響により平郡西地区コミュニティ施設整備事業の事業費が増額となりますので、全体事業費の変更が必要となっておりますので、その変更となります。なお、この計画変更につきましては、法に規定する山口県との協議を経ており、平郡東辺地は1月15日付け、平郡西辺地は2月6日付けで異議の無い旨の回答をいただいているところです。補足説明は以上でございます。

委員長（平岡 実千男） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（岡 龍一） 23頁の浮棧橋のお話が出ましたが、どちらの港に設置の予定でございますか。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 平郡東の平郡漁港になっております。

委員外議員（岡 龍一） フェリーが到着するところの湾の中に浮棧橋ができるということですか。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 位置としてはフェリーが入ってくる場所ではございません。位置関係をうまく説明できないんですが、少し離れたところです。

総合政策部長（藤村 英明） 具体的にここという場所の説明が、なかなかできないんですけれども、この浮棧橋は緊急救急船用に配置、整備するものでございます。フェリーとは別に、そういう救急用船舶の患者さんの搬出等をしやすい環境を整備するというものでございます。

委員長（平岡 実千男） 他ございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、以上で質疑を終わります。

これより議案第7号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第8号、柳井市過疎地域持続的発展計画の策定について、執行部から補足説明がございましたらお願いします。

政策企画課長（三浦 賢太郎） それでは、議案第8号柳井市過疎地域持続的発展計画の策定について、補足説明をいたします。別冊になっております議案第8号のファイルをお願いします。本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、以降、過疎法と申し上げますが、これに基づいて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図ることを目的に策定しております。現行計画が本年度をもって期間を終了することから、過疎法第8条第1項の規定により、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする計画を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。この計画を策定することにより、当該計画に基づいて実施する事業に係る経費については、過疎対策事業債の充当を可能とするものでございます。また、この計画に記載された区域内において、計画に定められた業種の事業の用に供するために取得された設備については、事業者が国税の減価償却の特例適用を受けることができます。加えて、これらの設備に対して地方公共団体が地方税の課税免除を行った場合は、地方税の減収額の75%が普通交付税で補填される仕組みでございます。なお、この計画の策定にあたっては、山口県過疎地域持続的発展方針を踏まえたうえで、第2次柳井市総合計画及び第2期柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等との整合を図っております。それでは6ページをお願いします。この1基本的な事項については、6ページから13ページまで記載しておりますが、13ページの（5）地域の持続的発展のための基本目標では、まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに、人口に関する目標を設定しています。（7）の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としています。特別措置法が令和12年度までの10年間の時限立法であることを踏まえ、法期限までの5年間を計画期間としております。計画書14ページ以降は、分野ごとの現況と問題点、その対策、計画について順に記載しています。15ページからは3産業の振興の項目について記載しておりますが、18ページをお願いします。（3）の計画については、（2）のその対策に係る事業計画となりますが、内容については、総合計画の実施計画を基にしており、記載事業は地域の持続的な発展を進めるうえで、必要な事業として位置付けているものとなります。19ページをお願いします。（4）産業振興促進事項では、産業振興促進区域及び振興すべき業種を規定しており、こちらに区域と業種、計画期間を位置付けることで、国税の減価償却の特例及び固定資産税、事業税、不動産取得税を含みますが、課税免除の適用が可能となります。以降ですが、項目5交通施設の整備、交通手段の確保から項目9教育の振興、項目11地域文化の振興に関して、それぞれ実施計画をもとに本計画に各事業を位置づけることで、本計画に基づいて実施する事業に係る経費については、過疎対策事業債の充当が可能となります。全てが過疎対策事業債の対象ということではなく、この中から地方債の対象経費かどうかなどの適債性も判断しつつ、事業債を充てていくということになってきます。本計画案については、昨年11月25日から12月24日までの1か月間、パブリックコメントを実施いたしましたが、特に御意見はなく、1月5日付けで結果を公表しているところでございます。また、法第8条第7項に規定する山口県と協議を行い、異議のない旨の回答をいただいているところでございます。補足説明は以上です。

委員長（平岡 実千男） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（斉郷 孝） 34ページの中ほどちょっと上に、屋内運動場の小中学校空調設備整備事業という

のがあるんですが、これを見たら、小中学校の体育館にはエアコン入れるよというふうに読み取れるんですが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 実施計画上、位置付けている事業ではあります。具体的な中身まで、手持ちの資料がないんですが。

総合政策部長（藤村 英明） 教育委員会の予算の中で説明があったかどうかわかりませんが、これから調査をするという計画がございます。その調査を受けて、その後どういった計画になるかというのは、改めて実施計画の中で、検討していかなければいけませんけれども、いずれにしても、ここで想定をしておくことで、仮に整備をするというふうなことになったときに、この有利な財源を充てられるということになりますから、現状で今、この計画上に上げているということでございます。

委員（齊郷 孝） 同じようなことなんですが、37ページの（3）計画の中ほど、下の方なんですが、月性展示館移転事業とありますが、これももう移転は計画段階ということで、移転するかどうかは、まだわからないということでよろしいのでしょうか。

総合政策部長（藤村 英明） 記憶が正しいかどうか、ちょっと自信はありませんが、令和8年度に何か動き出しをするというようなことは、確かなかったように思います。ただ、実施計画上では、それ以降の年度について、その辺りは検討していくというような計画になっていると思います。

委員長（平岡 実千男） 他ございませんでしょうか。

委員（中川 隆志） 13ページでしょうか、地域の持続発展のための基本目標とか人口に関する目標というのがあって、目標値として令和12年で柳井地区は2万5,000人、旧大島では2,100人になっているんだけど、かなりチャレンジな目標値だと思うんだけど、これは達成できなかったら何かあるのでしょうか。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 目標値を達成できなかったというところで、何かあるということはないんですけども、現状の目標値としては、現行の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンから提示している目標値になっております。今後、新たな総合計画、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する中で、人口の目標値も設定してまいりますので、それに伴ってこちらの目標も変わってはくるというところではございます。

委員（中川 隆志） まち・ひと・しごと創生総合戦略とありますが、合計特殊出生率1.8というところで、計算されてるんだと思うけれど、すでにそのあたりはもう不可能であることは、明々白々なことなんだけど、ただ勝手に目標値を作ってこれですよ、と言っているだけで、責任のない目標値だったら、あまり意味がないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

政策企画課長（三浦 賢太郎） こちらの計画については、総合計画、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略と整合性をとった形での計画となっております。今後、大元のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて施策を展開するような形にはなっていないかと思っております。目標値としてはこの数字というところではございます。

委員（中川 隆志） 要するに、この人口の目標値で、計画がずっと立てられたわけじゃないんですか。

政策企画課長（三浦 賢太郎）　こちら過疎の計画は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標値によって計画を立てておりますので、中身もそういう形になっております。総合計画に位置付けている実施計画をもとに個々の事業についても、この過疎計画に位置付けてきております。

委員（中川 隆志）　最後にします。今後のまち・ひと・しごと創生総合戦略と総合計画の如何によっては、整合性を合わせるために数値は変えるというふうにおっしゃってるんですけど、例えば人口が増えればまだしも、減っても増えてもなんだけど、それによって、計画自体の変更ということにはならないんですかね。

政策企画課長（三浦 賢太郎）　ストレートに目標値というわけではなくて、こちらは計画に位置づけることで有利な事業債などが充てられるというところもございます。実施計画をもとにして計画に位置づけることで、有利な財政措置がとれるようにというようなところを考えております。

委員長（平岡 実千男）　ほかにございませんか。

委員（平井 保彦）　この計画の目的は、過疎地域に指定されたことから脱却することに多分あるんだらうなど。ただ、今、話を伺っていると、指定されたことによるメリットを十分生かしているような計画になっているようなふうにもとれるんですが、最終的な目的の過疎地域からの脱却というようなことは、考えておられますかというか、その辺をどのようにお考えか、お聞かせいただけたらと思います。といいますのも、随分、過疎地域に指定されたといろいろなところから言われたものですから、その辺も含めお願いいたします。

政策企画課長（三浦 賢太郎）　この計画につきましては、過疎地域からの脱却という視点ももちろんあるんですが、過疎法の立法趣旨としては、必要な特別措置を講ずることで、過疎地域の持続的な発展、それから地域住民の福祉向上、地域格差の是正を図るところがあります。法律の名称もそうですが、国の特別措置によって、地域の活力の維持発展、住民福祉の向上といった地域の持続的な発展を目指すという、そういう視点を持った計画となっております。

委員長（平岡 実千男）　ほかにございませんか。

委員（坂ノ井 徳）　聞き漏らしたんだらうと思うので恐縮ですが、過疎債は、必ずしも一定ではないと思うんですが、大体何パーセントで過疎債は組めるのですか。

政策企画課長（三浦 賢太郎）　充当率は100%になります。元利償還金のうちの70%が普通交付税で措置されるような形になります。

委員（坂ノ井 徳）　辺地債のほうはどうでしょうか。

政策企画課長（三浦 賢太郎）　辺地対策事業債は充当率100%で、元利償還金の80%が普通交付税に措置されるということになります。

委員長（平岡 実千男）　ほかにございませんか。

委員（佐々木 久美）　パブリックコメントについてなんですけれども、特になかったというような御説明だったかと思いますが、今後改めてされる予定はあるのかということと、協議会等はこれについては設置されるのか、もうすでにあったら教えていただきたいということと、ない場合は設置する予定などがありますかという質問になります。

政策企画課長（三浦 賢太郎）　パブリックコメントは変更する際には、実施していくようになると思います。それから、特に協議体としては、ずっと設けているものはございませんので、

別に設けるというのは予定しておりません。

委員（佐々木 久美） 過疎対策で事業債が使えるということで、非常にメリットはあると思うんですけども、実質負担が30%ぐらいあるっていうな形になるんでしょうか。

政策企画課長（三浦 賢太郎） おっしゃるとおりです。充てた事業に対して、交付税措置は70%ですので、30%に近い額が実質負担ということになってまいります。

委員（佐々木 久美） その場合やはり、大枠の計画ではパブリックコメントがなかったとしても、計画が進んでいく中で、地域の方の注目は大きいような気もするので、もし何か意見をいえる場があれば、意見を言いたい方はおられるのではないかなという気持ちがありますので、それはお伝えしておきたいなと思います。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員（山本 滯馬） 19頁になります。産業振興促進区域及び振興すべき業種ということで、業種が4業種挙げられているんですけども、今の御説明だと、もっと業種を書き加えたほうがいい気がするんですけども、いかがでしょうか。

政策企画課長（三浦 賢太郎） こちらの業種につきましては、過疎法で対象となる業種が定められておりまして、それを記載させていただいてるところでございます。

委員（山本 滯馬） その業種からこちらを選んだ理由というのを教えていただけたらと思います。どんな業種があって、これを選択したのかを教えてください。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 具体的な条文が出てこないんですが、これがすべてになろうと思います。過疎対策事業債として国庫補助のかさ上げとか、減価償却の対象、特例措置の対象となってくるのは、この業種に絞られてきます。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、以上で質疑を終わります。

これより議案第8号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は全員異議なく可決と決しました。

次は、分割付託となっています議案第11号、令和8年度柳井市一般会計予算についてです。執行部から補足説明がございましたら、予算説明書の順を追って説明をお願いします。なお歳入については、歳出に関し、関係し、特に補足説明等が必要と思われる部分がありましたら、歳出に合わせて説明をお願いします。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 予算説明書の72頁を御覧ください。1項総務管理費、3目の広報広聴費から御説明いたします。広報広聴費につきましては、広報やないの編集・印刷や、ホームページの維持管理に係る経費などを計上しております。主なものを御説明します。需用費

はプリンタトナーなどの消耗品費、広報やないの印刷製本費、広報取材等に係る備品等の修繕料などを計上しております。73号をお願いします。委託料の番組制作委託料は、従来からケーブルテレビで放映しております市政だよりの番組制作に係るものでございます。使用料及び賃借料の2番目のホームページサービス使用料には、市ホームページの使用料、データセンター使用料、音声読上げソフトの費用などが含まれております。次のライセンス使用料は、広報用の編集ソフト、サブスクリプションタイプですが、その使用料とユニバーサルフォントのライセンス使用料が含まれております。電気自動車リース料は、令和4年度に広報取材用として電気自動車を導入しておりますので、そのリース料でございます。広報広聴費は以上でございます。続きまして76号をお願いします。7目の企画費につきましては、政策企画課と地域づくり推進課の2つの課が所管しており、政策企画課では、総合計画を始め各種計画の策定管理、広域行政、地方創生、行政改革、男女共同参画など、地域づくり推進課では、主にコミュニティ活動の推進や、移住・定住の促進、市民活動センターの管理・運営、中山間地域振興における夢プランの策定や実現、国際交流、自治会維持支援等に係る経費を計上しています。最初に、政策企画課所管の主なものについて説明した後、地域づくり推進課が所管する部分を御説明いたします。まず、報酬について、政策企画課所管分として、1つ目の総合計画審議会委員報酬から4つ目の地方版総合戦略策定委員会委員報酬までを計上しております。総合計画審議会委員報酬については、第3次総合計画の策定に向け審議会を開催するために計上しております。行政改革推進委員会委員報酬については、第5次行政改革大綱、行動計画の進捗管理のための委員報酬となっております。男女共同参画協議会委員報酬は、男女共同参画基本計画の進捗状況を検証していただくための委員報酬でございます。次の地方版総合戦略策定委員会の委員報酬ですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況を検証していただくために委員報酬を計上しております。ページが替わりまして77号をお願いします。報償費ですが、市民が市政や市民活動への積極的な参画を促進するために開催する柳井ひとづくりアカデミーに係る講師謝礼でございます。旅費については、普通旅費は広島広域都市圏協議会の出張旅費や、市民と市長と気楽にトークの平郡開催に係る旅費、研修旅費は広島広域都市圏協議会の職員共同交流研修に係る旅費として、費用弁償は各委員の委員会出席に係るものでございます。需用費のうち、消耗品費は主に事務用品代として、印刷製本費は新規で総合計画冊子の印刷費用を計上しております。修繕料は、公用車の車検代等を計上しております。役務費ですが、上から4番目の建物保険料は、主に地域イントラネット伝送路の施設に係るものでございます。78号をお願いします。委託料ですが、上から4番目のイベント実施委託料は、柳井地区広域行政連絡協議会でやっているマッチングイベントの経費に係るものでございます。次の光ケーブル保守委託料は、地域イントラネット伝送路施設の保守点検に係るものでございます。次のデジタルデバイス対策委託料は、今年度に引き続き、高齢者に対してスマートフォン等の基本的な操作方法などをお伝えするスマホ何でも相談会を計画しておりまして、その費用となります。次のデジタルリテラシー対策委託料は、このたび新規に計上しているもので、企業版ふるさと納税を活用して、寄付企業の意向に沿って実施するものです。内容としては小中学生を対象に、デジタル技術について楽しみながら学ぶ講座を開催し、若年層におけるICTスキルや情報モラルの向上を図るものを想定しております。次に使用料及び賃借料ですが、上から7番目の借地

料、10番目の共架料、一番下の地下管路等使用料は、いずれも地域イントラネットの光ケーブルを敷設する際に必要となる電柱や地下管路の使用に係る経費でございます。アクティブやない借上料につきましては、柳井ひとづくりアカデミーに係る経費をとして計上しております。下から3番目のフェリー使用料は、地方創生事業として県内全市町がホームタウンとなっているレノファ山口FCの試合会場で自治体PRブースを出展するために、愛媛県へ出張する際の経費となります。次に79万円を申し上げます。負担金補助及び交付金ですが、上から7番目の広島広域都市圏協議会負担金は、広島広域都市圏交流促進事業として、圏域内で活動する地域団体に公共交通利用経費を補助しており、その事業に係る経費を圏域内自治体が負担するものとなっています。中ほどの男女共同参画推進事業補助金は、女性団体連絡協議会の活動に対する補助金です。起業教育研究事業助成金は、柳井地区広域圏1市4町で行われる起業家育成の取組に対する補助金となります。次の結婚新生活支援補助金は、令和5年度から実施しておりますが、新婚世帯に対する経済的支援として住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用等について補助するものです。対象世帯は夫婦ともに39歳以下で、かつ、世帯所得が500万円未満となっています。この結婚新生活支援補助金につきましては、令和8年度から国の制度変更に伴い、申請の際に、乳幼児とふれあう体験講座を含むライフデザイン支援講座や、妊娠のための健康管理講座などの受講をすることが必須条件とされたため、本市においては、新年度からの新規補助をとりやめることといたしました。そのため、ここに計上している予算につきましては、令和7年度に申請済みの方で、引き続き2年間の補助のうちの2年目分を受給される方は引き続き国の支援対象となりますので、本予算案にも計上し補助対象としているところであります。政策企画課所管の企画費は以上です。

地域づくり推進課長（守田 訓）　　続きまして、地域づくり推進課所管分について御説明申し上げます。お戻りいただきまして、76万円をお願いいたします。それでは、順を追って御説明いたします。1節報酬についてですが、上から5番目の市民活動センター評価委員会委員報酬、次の段の市民活動センター相談員報酬、地域おこし協力隊員報酬（会計）、集落支援員報酬（会計）、そして、移住コーディネーター報酬（会計）が地域づくり推進課分でございます。市民活動センター評価委員会委員報酬は、委員8名分、2回の開催予定として計上しております。市民活動センター相談員報酬（会計）では、相談員2人分の報酬を計上しております。下の段地域おこし協力隊員報酬（会計）では、平郡島における地域おこし支援の任務を主なものとして、令和7年12月に着任した協力隊員の報酬です。集落支援員報酬（会計）では、現在、伊陸地区、平郡西地区、新庄地区に集落支援員を配置しておりまして、3人分の報酬を計上しております。移住コーディネーター報酬（会計）では、移住コーディネーター1人分の報酬を計上しております。3節職員手当等には、報酬で説明しました市民活動センター等の計7人分、会計年度任用職員の期末勤勉手当を計上しております。77万円、4節共済費には、集落支援員と地域おこし協力隊員、移住コーディネーターの一般共済組合負担金、厚生年金保険料等を計上しております。7節報償費です。講師謝礼は、市民活動センターが行う市民活動講座の講師派遣、夢プラン策定に伴う専門家派遣、国際交流事業の日本語交流会の補助講師派遣への謝礼でございます。コーディネーター謝礼は、日本語交流会の地域日本語教育コーディネーターへの謝礼を計上したものでございます。これは、外国人と日本人が日本語で交流する機会を確保するこ

とによりまして、市内に住む外国人が生活に必要な基礎的な日本語でのコミュニケーションを学習できる環境を整備することで、多文化共生推進に向けた相互理解の促進を図るものでございます。県事業の地域日本語教育推進事業を活用しており、引き続き、山口県と連携しながら取り組んでまいります。空き家登録報奨金には、空き家バンクへ空き家を御紹介いただいた自治会等の団体への謝礼を計上しております。8節旅費の普通旅費では、主に、東京や大阪、福岡で開催される移住フェアへの参加や、中山間地域や離島の振興、地域の課題解決に向けた協議に係る平郡等への旅費を計上しております。ひとつ飛んで費用弁償では、地域おこし協力隊員、集落支援員の活動旅費や、市民活動講座、日本語交流会における講師の旅費、そして、費用弁償（会計）では、会計年度任用職員の通勤手当を計上しております。10節需用費の消耗品費では、移住定住の促進に向けた取組といたしまして、東京、大阪で開催される移住フェアへの出展や、市民活動の促進、夢プランの策定・実現に向けた取組の支援等に係る事務用品等を計上しております。燃料費は、それぞれの事業に係る公用車のガソリン代でございます。印刷製本費は、おためし移住のチラシやパンフレット、定住リーフレットを増刷・作成するための費用でございます。光熱水費は、お試し住宅に係る、電気・ガス・水道料でございます。修繕料では、市民活動センターの機器、平郡島集落支援員の公用車の修繕料を計上しております。11節役務費の通信運搬費につきましては、主に、伊陸地区集落支援員、お試し住宅のWi-Fi通信、地域おこし協力隊、集落支援員の携帯電話や市民活動センターの電話使用料・郵送料を計上しております。広告料は、移住・定住促進に関する広告が主なものとして考えております。手数料ですが、本市は、移住希望者と全国の市町をマッチングするWEBサイト、スマウトを運用しております。これは、単なる情報提供サイトではなく、人とのつながりを重視した双方向のコミュニケーションを可能にする特徴を持っており、移住サイトでは、国内最大級のWEBプラットフォームで、その運用に係る利用料金を計上しております。建物保険料は、お試し住宅の保険料でございます。ひとつ飛んで、市民活動補償保険料は、令和6年度からの新規事業で、本市の市民参画と協働によるまちづくりを推進していこうということで、市が加入する保険料でございます。市内に活動拠点を置くおおむね5人以上の市民により組織された団体が、本来の職場を離れて、自主的に行う、計画的、継続的な公益活動で、無報酬で行う活動に対して補償するものでございます。78頁をお願いします。12節委託料の草刈作業委託料では、お試し住宅周辺環境整備として、年、数回の草刈り作業の委託料を予算計上しております。OA機器保守点検委託料には、市民活動センターの印刷機器等の保守に係る経費を、自治会事務連絡委託料には、市内310自治会への委託に係る経費を計上しております。4つ飛びまして、法人委託型地域おこし協力隊委託料です。現在、移住定住に係る情報発信業務は、地域活性化起業人制度を活用し、東京渋谷に本社を持つ株式会社モノサスと提携し、業務を行っております。現在の起業人制度による提携期間は令和8年9月末までとなっておりますので、この制度による同社との提携は終了となります。そこで、これまでの民間ノウハウを途絶えさせることなく、継続的に施策へ反映させるため、新たに令和8年度から国の制度である地域おこし協力隊（法人委託型）を導入し、同社と継続・連携して取組を進めたいと考えております。続きまして、シニア型地域活性化起業人委託料です。これは予算の概要にもあります、まちなか夢プラン推進事業に取り組むため、外部専門家を起用するための委託料でございます。続き

まして、13節使用料及び賃借料の主なものについて、御説明申し上げます。諸借上料は、全国離島の祭典アイランダーに出展する際の設備を借りるための費用、上から3番目のテレビ受信料とその2つ下の下水道使用料は、それぞれお試し住宅のNHK受信料とケーブルテレビ視聴料、下水道使用料でございます。その上の車借上料には、平郡島の地域おこし協力隊が使用する公用車のリース料を、OA機器使用料には、地域おこし協力隊員や集落支援員のパソコンのリース料を計上しております。コンピュータ等使用料は、移住定住をPRするための動画編集ソフトの使用料でございます。フェリー使用料は、平郡島への公用車運搬、点検や車検時における運搬経費を計上しております。住宅借上料には、地域おこし協力隊員、平郡島、新庄地区の集落支援員の住宅の家賃を計上しております。続きまして79頁をお願いします。17節備品購入費でございます。市民活動センター備品購入費でございますが、3点でございます。1点目、相談員用のファイルを共有するためのネットワークサーバの購入、2点目は、相談員用カラー複合機、3点目がコピー機の新千円札対応コインベンダーを購入する費用でございます。18節負担金補助及び交付金の地域づくり推進課所管分といたしましては、上から、各種協議会等負担金、山口県国際交流協会負担金、山口県離島振興協議会負担金、全国半島振興市町村協議会負担金、山口県過疎地域対策促進協議会会費、やまぐち元気！むらまち交流推進協議会負担金、合わせて6つの負担金は、加盟団体等への各種負担金でございます。3つ戻りまして、機械類取扱講習会負担金は、職員が草刈機の操作技術や安全講習を受講するための費用となります。続きまして、一つ下の定住フェア出展負担金は、旅費と重なりますが、東京、大阪での定住フェアに出展する際の負担金でございます。その3つ下の地域活性化起業人制度負担金につきましては、令和5年10月から、先ほども申しました株式会社モノサスさんと提携をしておりますが、社員を派遣いただき、民間企業の専門性や外部の視点などを活用して、主にSNSによる本市の魅力の発信を起業人の伴走を得ながら取り組んでまいりました。提携期間が、令和8年9月末となっており、半年分の負担金を予算計上しております。一般コミュニティ助成金は、自治宝くじ助成金を活用し、市内12のコミュニティ協議会に順番に助成するもので、令和8年度は平郡東地区と柳東地区のコミュニティ協議会への助成を予定しております。自治会長協議会補助金は、各10地区の自治会連絡協議会への補助金でございます。自治会集会所等整備補助金は、自治会等が実施する地域の集会施設の整備、新築・改修・解体・備品がありますが、これに対する補助金でございます。1つ飛ばしまして、コミュニティ協議会補助金は、市内12のコミュニティ協議会とそれを束ねる連絡協議会に対する、コミュニティ活動推進のための補助金でございます。ひとつ飛びまして、空き家改修補助金ですが、これは、空き家バンクに登録した物件を購入し改修した際、また、家屋内の家財を撤去した際に補助金を交付するもので、改修に係る限度額60万円を4件分、家財等処分費に係る限度額10万円を4件分を計上しております。一つ飛ばしまして、子育て世代定住促進補助金でございます。これは、子育て世代の定住を促進し、活気あふれる元気なまちづくりを推進することを目的に、令和5年度に施行し、令和8年度で4年目を迎えます。自己の居住用家屋を新築・購入する子育て世代に対しまして、その新築家屋が、市が指定する市有地の場合は最大200万円、市内の民有地の場合は最大100万円を補助するものでございます。6年度は、73世帯の子育て世代に活用していただきました。そのうち、28世帯が市外からの転入でございます。移住に関しま

しても一定の効果があつたものと考えておりますので、引き続き、予算を計上させていただいております。その下、子育て世代空き家購入費補助金は、空き家バンクに登録ある物件を購入し定住する子育て世代に対しまして、最大50万円を補助するものです。令和6年度は、2組5名、そのうち1組4名の転入がございました。令和8年度は現在申請がありますので、4件分の予算をお願いするものでございます。続きまして、その下のテレワーク移住支援金でございます。東京23区に居住又は通勤している人が、移住元での業務を引き続きテレワークで行う移住世帯に対し補助するものでございます。こちらは、国の制度を活用するもの、国が2分の1、県、市がそれぞれ4分の1負担するものでございます。その下、やまぐち創生テレワーク移住支援金でございます。こちらは、国の制度であるテレワーク支援金を補完する山口県独自の制度で、対象範囲が東京23区以外の東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に加えて、昨年の10月から広島県と福岡県も対象となりました。県、市それぞれ2分の1を負担するものでございます。最後になりますが、若者交流応援事業補助金でございますが、新規事業として計上しております。これは、若者定住促進を展開する中で、就労場所の確保の課題に併せ、一方で、いざ就職した若者が短期間で離職し、都市部へ再流出してしまうケースが多くあり、企業側にとって切実な大きな課題となっております。その大きな要因の一つとなっているのが、地方特有の余暇の過ごし方や孤独感であり、身近に娯楽施設が少なく、職場以外に同世代と繋がる場がないという環境は、若者にとって地域での暮らしを諦める大きな理由となっております。企業側も、こうした生活面のサポートにまでは手が回らず、若手の定着に苦慮しているという現状があります。そこで今回、官民連携による新たな若者流出対策として、若者交流応援補助金、150万円を新規に計上、予算をお願いするものでございます。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 続きまして、82頁をお願いいたします。10目の電算管理費では、基幹系システムと情報系システムの運用管理に係る経費を計上しております。主なものを御説明します。まず、82頁下の役務費ですが、通信運搬費としては、出張申告支援回線専用通信費、字幕表示システム、キャッシュレスシステムなどのモバイルルーターの回線通信料、手数料としては、クラウド機器更改データ消去証明発行手数料、キャッシュレス決済の書類の発行手数料等を計上しております。83頁をお願いいたします。委託料ですが、主なものとしまして、OA機器保守点検委託料は、高速プリンター機器の保守業務に係るものです。なお、今年度、国による基幹系業務システムの標準化に伴い、高速プリンターを更新しておりますが、引き続き、旧プリンターを必要とする業務が一部残っているため、この旧プリンターに係るスポット保守料金を予算化したことに伴い、増額計上となっております。2つ目の電算業務委託料としては、何点か事業がありますが、基幹系業務システムの標準化において、移行後の経過措置対応業務にかかるもの、令和9年度から構築し、10年度から更新予定の内部事務システムの運用支援業務に係るもの、同じく内部事務システムの調達支援にかかるもの、統合型GIS運用保守業務などが主なものとなります。先ほど申し上げた国による基幹系業務システムの標準化の対応が国の指針どおり、今年度をもって概ね終了しておりますので、その部分が令和8年度予算においては、大幅に減額となっております。次の電算システム保守委託料は、コンビニ交付に係る戸籍システムとの連携保守経費、内部情報系システム運用支援業務、中間サーバ用のファイアウォールの保守業務、セキュリティ強化に係るシステム運用などの経費でございま

す。次のネットワーク機器保守点検委託料は、イントラネット機器の保守経費や、情報系W i - F i の認証更新業務に係る経費でございます。一つ飛んで、財務会計ソフトメンテナンス委託料は、決算統計運用支援に係る費用となっております。次に使用料及び賃借料の主なものとしては、上から3番目の電算システム使用料ですが、4市1町で共同利用している自治体クラウドの基幹系システム使用料になっております。A I - O C Rサービスのシステム使用料などもこれに含まれております。下から2番目のソフトウェア使用料は、M i c r o s o f t 3 6 5 のライセンス使用料になります。負担金補助及び交付金は、やまぐち情報スーパーネットワーク回線使用負担金は県内自治体の高速情報通信基盤に係るものになります。電子申請届出システムは3市5町で共同運用しているオンライン手続に係るものとなっております。地方公共団体情報システム機構負担金は、J - L I Sという機関になりますが、こちらの会費、それから全国の自治体を取り扱う個人情報システムにおいて共同利用している中間サーバプラットフォームの利用に係るものになります。それがこちらの負担金に含まれております。基幹系システム共同利用負担金は、自治体クラウドシステムの監査を含めた業務支援に係るもの、山口県情報セキュリティクラウド運用負担金は、山口県と県内市町が共同で構築した情報セキュリティクラウドに係る負担金となっております。続きまして、一番下の11目、土地利用対策費ですが、こちらは国土利用計画法に基づきます土地売買等届出書の受理や、無届土地取引の報告などの事務処理に必要な経費となっております。この支出に対しまして、全額が県補助金として、歳入に計上しております。土地利用対策費は以上でございます。

委員長（平岡 実千男） 説明の途中ですが、ここで10分間、休憩します。

（ 休憩 午後2時10分 ）

（ 再開 午後2時19分 ）

委員長（平岡 実千男） 皆さんお揃いですので、休憩を閉じまして委員会を再開します。それでは続きをお願いします。

地域づくり推進課長（守田 訓） 地域づくり推進課が所管する施設の管理についての御説明をさせていただきます。84分をお願いします。12目の中開作ふれあい文化センター費とその下にあり、13目の柳東文化会館費、それから86分、14目の伊保庄北文化会館費、15目の学習等供用会館費、学習等供用会館は神代地区、大畠地区、遠崎地区にありまして、その3館に係る管理、運営に係る費用でございます。戻っていただきまして、13目の柳東文化会館費につきましては、2名の会計年度任用職員を配置しておりまして、その報酬を計上しております。13節の使用料及び賃借料、借地料は借地料で173万2,000円を計上しております。当館の施設は3名の方より賃借をしております。続きまして87分をお願いします。16目の平郡西地区コミュニティ施設整備費でございます。これは、平郡出張所西平郡連絡所、平郡診療所西出張診療所及び平郡西集会所の老朽化が著しく、また、これらの施設が土砂災害警戒区域内にあることから、地区の皆様や派遣職員の日常における安心・安全を確保するために複数の機能を兼ね備えたコミュニティ施設として集約し、移転・整備するものです。令和7年度に用地を確保し、併せて実施設計を進めており、令和8年度に建設工事に着工します。年度中の完成を目指す予定

としております。つきましては、令和9年度の供用開始を予定しております。この施設整備事業につきましては、財源に辺地対策事業債を充当いたします。14節工事請負費です。コミュニティ施設建設工事に係る予算を計上しております。工事内訳として、建設工事費1億9,633万9,000円、電気設備工事費に5,202万4,000円、機械設備工事費に1億4,148万4,000円の3種の工事を行う予定としております。

政策企画課長（三浦 賢太郎）　　続きまして、97頁をお願いします。統計調査費でございます。

1目の統計調査総務費は、統計に係る事務費等の経常的経費でございます。続きまして98頁をお願いします。基幹統計費では、令和8年度に実施する経済センサス調査の実施経費などを計上しております。これらの統計、基幹統計につきましては、全額が県からの委託金が歳入されることとなります。以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

委員長（平岡 実千男）　　ただいまの説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（斉郷 孝）　　73頁の12節の委託料、財務書類等作成支援業務委託料。これはどこかに委託して実施されていると思うんですが、どのようなことを。

委員長（平岡 実千男）　　斉郷委員、所管が違います。

委員（斉郷 孝）　　失礼しました。それでは78頁、12節の委託料なんですが、自治会事務連絡委託料。人から聞いたんですが、これが今年度から自治会長さんにお渡しするのではなく、自治会に、自治会の通帳に振り込まれると聞いたのですが、それが本当かどうかと言うのと、もし自治会に振り込むので、自治会長さんがもっていたのがもらえなくなったら、やめようかということで、自治会自体がどうにかなるところもあるんじゃないかと思うんですが、その際どうされるのか。それと併せて79頁、18節、中ほどにあります自治会長協議会補助金、53万3,000円なんですが、これが何人ぐらいおられるのか質問いたします。

地域づくり推進課長（守田 訓）　　柳井市事務連絡委託費に関する御質問でございます。これは、今から2年前の4月になりますが、ある自治会の自治会員さんからお問い合わせをいただきました。その方からは、市民の地元自治会における本市事務連絡委託費が、自治会の予算決算書に入っていないというものでございました。この各自治会に対します本市の事務連絡委託費でございますが、広報やないを初めとした、市からの通達文書を毎月2回、自治会を通じて各戸に配布、回覧するなどして、その対価として条例に基づいて自治会長等に支払っておりました。現状では、その支払い先が自治会長個人名義の口座と、自治会組織名義の口座のものがあり、各自治会によって異なっていたため、その取扱いについて疑義が生じていたものでございます。本市における事務連絡委託費の取扱いは、例年2月ごろに今の時期になりますが、各自治会に自治会長就任届を送付して、次年度の自治会長や世帯数、班数、事務連絡委託費の振込先の情報を記載して提出してもらい、条例及び施行規則に基づいて、記載があった振込先に委託費を振り込み、お支払いしている状況でございます。しかしながら、その振込先の多くが、自治会長個人名義の口座になっていましたので、顧問弁護士とも相談して、取扱いに関する法的性質について、相談をしてみました。顧問弁護士からは、この事務連絡委託費は、条例上、自治会ではなく、自治会長等に対して支払われるものであり、契約の主体は自治会長と個人でも問題はありますが、あくまでも条例の文言上が、事務連絡委託費とされていることから、自治会長個人の報奨金的性質と解

することは困難であるということをごさいました。こういったことから事務連絡委託費は自治会長と個人に支払われる報奨金としての性質ではなく、自治会組織に委託する事務連絡委託費として支払うということで、そのことを明確にするために、本市では制度を見直しする必要があると判断いたしました。従いまして令和7年度当初の自治会長集会において、市としての対応方針を説明し、個別対応も通じまして、一定の合意形成が図れたものと考え、令和7年12月の定例議会において、制度改正を提案し、議決をいただき、この4月に施行する予定でございます。改正内容といたしましては、自治会長等の表現を自治会に改めました。そして、運用上も振込先を自治会名義の口座とするということで、令和8年度から統一的な取り扱いとして、今現在、事務調整を行っております。この1年、個人口座から自治会名義の口座へ移行するにあたって、310の自治会長さんともお話を重ねてまいりまして、98%ほど、今、自治会名義の口座を作っていると思います。あと、5団体以下になっておりますので、何とか達成できるという状況でございます。それから、自治会長協議会補助金でございますが、現在、市内10地区でございます。自治会数と世帯数で自治会割と世帯割を設けておりまして、案分をしております。53万3,000円を世帯数で案文しております。

委員（斉郷 孝） ありがとうございます。とりあえずあともう5団体ということで、もう一息ではありますが、後々、それが原因で次の自治会長のなり手が無いというところがあれば、もうあなたのところだから知らないようではなしに、寄り添って、その自治会が存続していけるようにお手伝いいただけたらと思います。引き続き、質問をよろしいですか。

委員長（平岡 実千男） どうぞ。

委員（斉郷 孝） 78の12節、法人委託型地域おこし協力隊委託料550万円と、次の79の真ん中あたりになるんですが、地域活性化起業人制度負担金305万円なんですが、先ほどの説明で、モノサスさんが令和8年9月までということで305万円、残りの半年分で305万円かなと思ったら、引き続きモノサスさんが78の法人委託型地域おこし協力隊委託料で305万円かなと思ったら550万円になったということは、何かプラスアルファで、何か新しいことを依頼するとか、発注されたとかいうのがあっての金額アップになるのでしょうか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 地域活性化起業人でございますが、令和8年9月30日をもって提携期間が終了します。現段階では業務的には、移住に係る情報発信ということでございますが、主に中山間地地域、それから離島、半島と平野部といった中心市街地の周辺部の情報発信を行っていただいております。今度新しく、この4月から迎え入れる地域おこし協力隊員でございますが、今、まちなかの夢プランという事業を本市では実施しておりますが、中心市街地を主体に活動を展開してもらおうこととしております。それから計画段階ですが、その街なかに1つ拠点を持って、そこでにぎわいづくりを創出していこうという計画も持っておりますが、そちらも併せて、この地域おこし協力隊に業務を併せて担っていただきたいというふうに思っています。9月30日に地域活性化起業人が、提携期間終了した後、中心市街地の周辺分の情報発信はどうなるのかということになると思いますが、新しい地域おこし協力隊と職員で、そこはしっかり補完していくということで考えております。以上です。

委員（斉郷 孝） ありがとうございます。モノサスさんは、あちこち、徳島にも、周防大島にもサテライトオフィスを持って、その辺りはしっかり全国で名前が知られているところかなと思

いますので、引き続き協力して、地域活性化、柳井市のために、働いていただければと思います。それと77ページの7節の空き家登録報奨金、これが空き家バンクを紹介した方に謝礼というふうに理解したんですが、1件当たりいくらかということと、79ページの18節、中ほどより下辺りになりますが、空き家改修補助金、それと子育て世代空き家購入費補助金。これなんです、280万円ということで、これはもう例えば、4件60万円が4件とあと10万円が4件余ということ、280万設定されていると聞いたんですが、例えば、予算がないからやめようかなというようなことにならないように、うちもこれ使ってから移住したいというのがあれば、プラスでから、それを超えてもいいものかということと、その空き家改修補助金と子育て世代空き家購入費補助金が同時に使えるのか。片方しか使えないよということか、両方使えるよということかそれを教えていただけたらと思います。

地域づくり推進課長(守田 訓) 空き家登録報奨金です。これは自治会の関係者が多いんですが、自治会から紹介していただいた場合、1回、1件につき1万円、紹介だけでは該当しなくて、登録ができた場合に、お支払いさせていただくということで、今年は1件、予算を執行しております。それから、空き家の改修補助金ですが、補助金関係はすべて要綱というものを定めて、その要綱の中で運用しておりますので、それを超える融通をつけるようなことはできません。ですから、限度額というのがもう60万円を設定してあれば、もう60万円までということになります。幾ら改修費が高くても、60万円の限度額。ただ、補助率は3分の2と設定しておりますので、有利な補助制度だと考えております。それから、子育て世代が空き家を購入されて、購入補助金を50万円お支払いします。そののちに、水回りを修繕します。200万円かかりましたという場合は、改修補助金を当然使っていただくこととなりますので、限度額の60万円はお支払いをさせていただくということで、購入費と、もし限度額まで補助を使われるのであれば、110万円の補助金の交付ということになります。

委員(斉郷 孝) ありがとうございます。空き家改修補助金ですが、ちょっと自分の言い方が悪かったかもしれないんですが、280万円予算ですよ。そこまで達しているんだけど、もう1件、2件、そういう問い合わせがあって工事をしたいという場合は、そういう方々は、もう次年度にしてねという感じになるのか、もうその280万円の予算を超えてもいいものかどうか、すみませんが、お願いします。

地域づくり推進課長(守田 訓) 予算の範囲内で執行するというのが基本になります。それで、時期が早ければ、また議会で補正ということでお願いが諮れるかなとは思いますが、基本は、今の新年度予算の対応ということになろうかと思います。それで、例えば、もう、すぐ工事に入らなくてはならないとかいう、いろんな条件も出てきます。そういうときは補正でお願いするかもしれませんが、もし2月とかであれば、いや、もう2か月待ってくださいねとか、その辺はですね、移住されてくる購入された方とは、しっかりお話をさせていただいて、しるべき対応したいと思っております。

委員(斉郷 孝) その辺りは次年度にするのでも、その辺り、うまい具合に説得して、どうにか、それならば駄目だなというふうに、他所の他地区に行かないように、引き止めて何とか住人を増やして、その努力のお手伝いをさせていただけたらと思います。ありがとうございました。以上です。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員（山本 滯馬） 先ほどの関連で、空き家登録報奨金77条について伺います。現在この報奨金は、紹介があつて登録された後、どこに振り込まれているか教えていただければと思います。

地域づくり推進課長（守田 訓） 自治会名義の口座に振り込みさせていただきます。

委員（山本 滯馬） 今までも自治会名義の口座だったのでしょうか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 令和7年度に申請がありましたが、それは自治会名義の口座だと思いましたが、それ以前は、平成の時代になりますので、ちょっと把握はしておりません。

委員（山本 滯馬） 先ほどの事務連絡委託料については、どの口座に、例えば個人にですとか、指定ができる用紙が、この時期に送付されていたと思うんですけども、空き家登録報奨金については、そういった、どこに振り込んでくださいといった紙等は用意してなかったのでしょうか。例えば、事務連絡費と同じ口座に振り込むように紐づけるとか、そういった形だったのでしょうか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 自治会事務連絡委託費は、就任届というものを提出してもらいますが、そこに振込口座を書いていただきます。そこは我々が確認をして、自治会名義のものに対しての受け付けをさせていただきます。報奨金につきましては、申請書を出していただきますが、それについて請求書も併せて提出していただき、そこに振込先の記載欄を設けておきまして、それに記載していただくこととしております。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 87条の平郡西のコミュニティ施設なんですけど、建設費が14節に計上されているんですけど、この価格の中に、答えられなかった答えなくていいんですけど、こちらの建設する会社が入札で落としたとき、平郡に行かなければいけないじゃないですか。その時の旅費とか宿泊費とか、その辺はこの中に計上されているのかどうなのか、そこをちょっと聞きたいなど。これまでも、いろいろその辺で疑義が起こって、いろんなことが起こっているんですよ、過去にね。それがあって、ちょっとお聞きするんですけど、答えられなければ答えなくていいです。それが結局、入札のいろいろなところに関わってくるんで。すみませんけれど、お答えください。

地域づくり推進課長（守田 訓） 申し訳ございませんが、知っている範囲内でお答えします。建設工事費の中に、直接工事費と間接工事費等、経費を見る部分がございます。一般管理費とかいろいろございますが、そちらの中にそうした旅費関係の費用も、費用と言いますか、現場管理費、一般管理費とかございますが、そういうところに反映されているんじゃないかとは思いますが、その辺は住宅建築課の設計士に、再度確認をさせていただいて、また改めて御返答させていただけたらと思います。

委員（藤沢 宏司） どっちにしても、これ、答えられなかったら答えなくていいので、よろしくをお願いします。以上です。

委員長（平岡 実千男） 他にございませんか。

委員（斉郷 孝） はい76条、第1節の市民活動センター相談員報酬（会計）で、2名と言われたんですが、自分が見る限り、とても2名体制では足りないのではないかなと思いますので、そのあたりは図書館職員、もしくは多分3人、担当となれると思うんで、相談員含めて、市民活動

センターを利用される方がこの2人で足りるのか、足りないのか、どうお考えですか。

地域づくり推進課長(守田 訓) 市民活動センターにつきましては、平成24年に開設して以来、3名体制で運用を図ってまいりました。みどりが丘図書館の建設を踏まえまして準備期間と、それからオープンしてから軌道に乗るまでの運営体制を整えるということで、職員を派遣いたしましたして、4名体制で運用してきたところです。オープンから、もう1年と8か月か9か月経ちますので、運用も運営もスムーズな状態になりましたので、職員を1名と相談員を2名の3名体制ということで、従来の体制に配置し変えたということでございます。そして、職員を配置したことによって、専門性の部分でも補完もできますし、県民生活センターとの繋ぎとか、そういったものも職員でやっていけるので、スムーズな体制でやっていけるということと、シフトも十分組めていけますので、サービスの質を落とすようなことはないと考えております。

委員(斉郷 孝) 4人おられても1人体制で、結局、その方が相談員さんとスタジオに行って相談するとなったら、カウンターには誰もいないことになりますので、そのあたりは、調整いただいて、市民活動センター自体は軌道に乗って、慣れたから人数が3人でいいだろうということと納得するのではなしに、それは多分、来る人が少なくなったからということではないかと思えますんで、もう手が回らないぐらい、相談員を訪ねてから、来る人が多いぐらいまで、市民活動センターを発展させていただければと思います。その3名の方に、大変、期待をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

委員長(平岡 実千男) ほかにございませんか。

委員(佐々木 久美) 79号の中ほどにあります自治会集会所等整備補助金についてお尋ねします。予定として、すでに、ここはもうやる予定であるというところがあれば教えていただきたい、その200万円の内訳的なものももしあれば教えていただきたいです。

地域づくり推進課長(守田 訓) 令和8年度に実施したいと御相談をいただいているところが、改修が1件、それから解体が2件ほど御相談をいただいている状況です。

委員(佐々木 久美) その2件をやったとしても、まだ予算的には余裕はある状態かどうかお尋ねします。

地域づくり推進課長(守田 訓) まだ余裕がある状況ではございます。

委員(佐々木 久美) ちなみにですけれど、新規と解体以外の軽微な改修については、何か要件、こういうのは相談可能ですというのがあれば、教えていただければと思います。

地域づくり推進課長(守田 訓) 集会所の改修及び改造ですが、1件20万円を超えるものに限ります。工事費が3分の1で限度額が60万円。それから、集会所の入口や庭の舗装、敷地内の、その周辺部の改修は1件6万円を超えるものに限って、補助率は工事費の3分の1。それから限度額が5万円以内。それから、自治会の掲示板の新設・改修も、補助率が2分の1の2万5,000円以内。軽微なもので言えば、それぐらいですね。

委員(佐々木 久美) ありがとうございます。自治会で、こういうことに使えるということを知らない方もいらっしゃるかもしれないので、発信をしていきたいと思えます。

委員長(平岡 実千男) ほかにございませんか。

委員(友座 泰) 78号の委託料にイベント実施ということで、多分、マッチングイベントだと思わんですけど、昔からそうなんですけど、税金を使って、マッチングイベントやるんですけど、

その効果が本当にあるのかなのか。数字はいいんですけど、あるのかなのか。広域でやってらっしゃると思うんですけど、この事業は必要なかどうなのかというのが疑問としてあります。それと同じ項目の13節の使用料のところに、フェリー使用料で、先ほどレノファのお話と、平郡のお話をされたと思うんですけど、これ多分両方行かれると思うんですけど、私は、前段のレノファの話で、今期J3に下がったと。昔からそうなんですけど、ご当地選手ということで、市役所ロビーの1階に選手のフラッグが飾ってありますが、ご当地選手は柳井に来ないんです。こういうので意味があるのかなというのが、昔からすごく疑問に思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

政策企画課長（三浦 賢太郎） まず、マッチングイベントなんですけれど、こちらは柳井広域において負担しており、1市4町によって毎年開催しております。効果としては、例年、概ね男性15人、女性15人程度の参加があるなか、令和7年度は2回実施しているんですが、柳井市で実施した時が、男性13人、女性15人で4組のカップルが成立しております。12月に上関町で実施したときが、男性13人、女性9人で3組のカップルが成立しております。おっしゃるように、追跡しているわけではございませんので、その後の成果というところは、ちょっと分かりかねるところはございます。ただ、広域の連絡協議会でも、そのような話題になりまして、今後、できる限り、成立したカップルの方にその後の状況について聞ける範囲で聞いていけたらと考えております。それとレノファ山口ですが、ご当地選手を設定してもらって社会連携という形で、県内市町の多くが連携しているところです。また、このフェリー使用料はレノファ山口と愛媛FCの試合会場に出展する旅費になっております。J3に確かに落ちてしまったところはあるんですけども、レノファ山口さんから今後も、地元と連携しながら地域活性化も含めてやっていけたらというお声がありましたので、引き続き、このような形でイベントなども実施していけたらとは考えております。ご当地選手に来てもらうということが、確かに、少ないところではありますので、例えば、こちらでやるイベントに来てもらうとか、そういうこともオフシーズンであれば可能ではないかと思っておりますので、その辺りも話していけたらなと思っております。以上です。

委員（友座 泰） ぜひ、そういうご当地選手を地元と呼んでいただければ、地元でサッカーをする子どもたちもすごく嬉しいんじゃないかなと思うので、そういう前向きな計画をしていただければと思います。以上です。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 85分の柳東文化会館費、13節の使用料及び賃借料の借地料で、さっき3人の方より借地をして、173万2,000円計上していますよね。建設されて、確か30年ぐらいになり、トータルで今まで計算すると4,800万円ぐらい払ってますよね。まだ、ずっと借地でいくんですかね。それと、86分の学習等供用会館も借地料が8,000円計上されていますよね。これも、ずっと借地でいくんですかね。どちらがいいのかということは、ちょっとよくわからないんですけど、例えば柳東文化会館をいつか閉めるのであれば、あそこは売っても宅地になるのかなとは思いますが。その辺も含めて、ちょっと見直しをしたほうがいいのかなというふうにも思うんですがいかがでしょうか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 現在のところは借地でいく予定でございます。しかし、今まさしく言われたように、買収ということも視野に入れているところもございますので、また、その

辺は財政サイドとも、よく検討していくべきではないかと思いますが、とりあえず、今の状況でいけば、借地は継続という考えではございます。以上です。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） 79頁です。移住定住に向けてのたくさんの補助金や制度が行われておりますが、大変複雑だなあと感じてしまうんですけども、これを対象の人にきちんと届けるということが大事だなと思うんです。その辺どういうふうにして、周知徹底と言いますか、対象者に届くようにしたら良いと思われていますか、どういうふうな工夫をしておられますか。

地域づくり推進課長（守田 訓） PRの取組みについてですが、ハウスメーカーさんがございます。それから、周南市と下松市と岩国市にハウジングプラザがございます。そちらには定期的に、この補助金制度のチラシを持って行って、営業の方に徹底していただくような取組みをしております。それから、この広域圏に関しましては、毎週金曜日に入る地元誌に広告も入れさせていただいております。それから、今の、やない暮らしサイトというホームページを運営しておりますが、こちらにも、全国的に発信できるように、補助金制度ということでPRすることと、あと、市内の方には市内の保育園と幼稚園、それから小学校にチラシを配布しております。それからもう1つ変わった取組みを今年からしております、FM山口が県と連携して、ファミリーポケットブックというものを発行しております。これは県内の新生児にすべて届く、母子手帳と同時に、保健センターが生まれた新生児の親御さんにお渡しするものですが、そちらに広告を打って、県内で6,000人ぐらいだったと思いますが、その方には確実に届くような本の中に広告を入れてお渡しするようにしております。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 76頁の報酬のところの地域おこし協力隊員報酬（会計）、中本議員が一般質問でも言われた内容にちょっとかぶるんですが、この協力隊員ですが、今まで平郡で何人お勤めになりましたかね。

地域づくり推進課長（守田 訓） 最初の方が平成27年に着任されまして4名の方が着任されて、今回の方で5人目ということになります。

委員（山本 達也） そこでちょっと僕が気になるのは、全国的に地域おこし協力隊員の方は、任務が終わると起業されたりとか、何らかの形でそこに携わっていただいているのを、メディアではよく見るんですが、この平郡に関しては、多少任期が延びた方もいらっしゃいましたけれども、誰1人残ってないんですよね。そこは何かあるのかなというのが、非常に気になるところで、ただこの制度を利用して、新しく送り込めばいい、引っ張り込めばいいというんじゃなくて、何かがあって残っていただけないのか、そのところがちょっと分からないし、今度の5人目の方、今のところまだ着任して間もないからでしょうけども、そういうところ何か、また足りないものがあるのならば、支援の仕方もまた別の角度であるだろうし、その辺のところはどうなんでしょうか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 今までの隊員さんで任期を満了された方は2人です。その内1人の方は柳井市から出て行かれました。もう1人の方は、今も関係人口として島に関わりを持っていただいている状況です。今回の方は、島で生業が立てられるような仕掛けをしていこうということで、今、調査研究はしております。飲食店さんがあるんですが、飲食店の方の協力も仰い

で、今はひじきの時期なんですけど、ひじきをどういうふうに加工作るとかということ、地域の方と一緒に、製造過程から学べるようにということで、そういったひじきの製造もやっております。それと、海童神社のお守りをお土産に作ろうということで、そういった研究もされております。そういった特産品づくりができればいいかなということで取り組んでいますが、働くところが限定されてきますので、3年後は定着していただけるように我々も努力をしてみたいと思っております。

委員（山本 達也） それはそれでいいんです。ただ、私が心配したのは、今まであまりにも柳井市内では画期的な取組みを先に取り入れた地区ですから、住みます芸人さんの場合は、その辺の感覚がちょっと違うと思うんですが、ここに送り込んで、協力隊員の報酬さえ払えばいいというものではなくて、やっぱりここにずっと関係持ってもらえる、柳井市内に残ってもらえるような、支援の仕方が他にもあるのかなあというところがあったんで、今までの原因も追求してみたいなっていうのがありましてお聞きしました。今までと違って、そういういろいろなところへ、また考えていらっしゃるというのであれば、しっかり支援してあげてください。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、以上で質疑を終わります。

これより議案第11号中の総合政策部所管部分について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって議案第11号中の総合政策部所管部分については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次は、分割付託となっています議案第17号、柳井市一般会計補正予算（第8号）について、執行部から補足説明がございましたらお願いします。

政策企画課長（三浦 賢太郎） それでは35分をお願いします。企画費につきましては、政策企画課と地域づくり推進課で所管しております。最初に、政策企画課所管の主なものについて説明いたします。まず、7節の報償費の講師謝礼ですが、柳井ひとづくりアカデミーに係るものですが、年度内の開催に至りませんでしたので減額をしています。その下の旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料につきましても、柳井ひとづくりアカデミーの実績に基づき減額しているものです。

地域づくり推進課長（守田 訓） 続きまして、地域づくり推進課所管分を御説明申し上げます。7目企画費の1節報酬でございますが、地域おこし協力隊が令和7年12月に着任となったことから、4月から約半年分の報酬を減額。それから2番目の集落支援員の報酬につきましては、平郡地区の集落支援員でございますが、応募がなかったことから減額しております。ということで、職員手当等、共済費、それに係る諸経費をすべて減額するものでございます。35分、12節委託料ですが、自治会事務連絡委託料60万円は、310自治会に行政事務文書等配布による委託

をお願いしているものですが、実績による減額でございます。一番下の18節、負担金補助及び交付金でございます。テレワーク移住支援金について、東京23区に在住の方が、テレワークを継続しながら本市へ移住された際、国、県、市が共同で交付する補助金でございますが、この減額は、以前申請の御相談をいただいていた方から、就労先の企業と調整がつかず、申請をしない旨の連絡がありましたので、300万円を減額しております。その下、やまぐち創生テレワーク移住支援金でございますが、県から申請多数につき受付を終了する旨の通達がありましたので、本市も申請受付を停止することとし、120万円を減額するものです。36頁をお願いします。子育て世代定住促進補助金でございますが、当初72件分で4,600万円を見込んでおりましたが、60件3,550万円として見直しをしまして、12件の1,050万円を減額するものがございます。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 続きまして、電算管理費について御説明いたします。12節委託料ですが、電算業務委託料の大幅な減額について、主なものとしては、国の進める基幹系業務システムの標準化対応が概ね完了しましたので、実績により減額しております。これに合わせて、歳入の国庫補助金において同額を減額しております。電算システム使用料についても標準化に伴うものになります。実績に伴って減額しております。それから、備品購入費のパソコン購入費は、入札減により減額をしております。

地域づくり推進課長（守田 訓） 13目柳東文化会館費でございます。11節役務費ですが、本施設は令和7年度に高圧受電設備等の改修工事を行いました。コンデンサにPCBが含有していると見込んで処分したため、調査手数料が不用となったための減額です。単価入替業務委託料及び工事管理業務委託料は、本工事に係る委託料で入札減によるものです。以上です。

委員長（平岡 実千男） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、以上で質疑を終わります。

これより議案第17号中の総合政策部所管部分について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって議案第17号中の総合政策部所管部分については全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら御説明をお願いします。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 政策企画課から柳井市総合計画の進捗状況について、御報告申し上げます。タブレット02の総務文教常任委員会フォルダの令和8年3月定例会のフォルダにある03政策企画課のファイルをお願いします。第2次柳井市総合計画基本計画の平成29年から令和6年度、進捗管理と評価報告書ですが、3頁をお願いします。第2次柳井市総合計画は、

平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としています。表の一番下の欄を御覧ください。進捗管理と評価の欄でございますが、白い星印を付しております年度が、2年ごとに行っている進捗管理と評価の年度に当たります。今年度、令和7年度は、令和元年度、令和3年度、令和5年度に続き、4回目の評価となりますが、令和8年度には、令和9年度を初年度とする次期、第3次総合計画の策定を進めることとなりますので、今回の進捗管理・評価をもって次期総合計画に反映していくこととなります。次は5頁をお願いします。柳井市総合計画では、まちづくりのための6つの基本目標と、その分野ごとに合計36の基本施策を掲げています。進捗管理と評価に当たっては、この36の基本施策ごとにシートの形で整理しお示ししています。7頁以降に施策体系順にシートを取りまとめておりますが、整理の仕方については、4頁に進捗管理と評価報告書の概要として要点を記載しています。それでは、7頁の基本施策、市民の力を具体の例として御説明させていただきます。最初に、1課題の欄では、それぞれの基本施策における課題の要旨を記載しています。次に、2成果指標の欄では、それぞれの達成状況を小文字のa b cの3段階で評価しています。数値目標となっているものについては10年間のうち現在8年経過しておりますので、8年経過した時点の数値が達成しているかどうか評価をしております。7頁の例で申しますと、市民活動センターに関する2つの指標、登録件数と年間利用件数ですが、両指標とも目標値に向けて推移しているものの、登録件数は成果指標に達していますのでa評価、年間利用件数は成果指標に近づいているものの達してはおりませんのでb評価としております。数値目標でない場合は、維持する、増加させる、減少させるといった文言によって、それぞれに応じた評価基準を設け、評価をしております。7頁の例で申しますと、自治会加入率は維持するという成果指標となっておりますので、その目標に対して、策定時の数値より後退していることからc評価としています。続きまして、3主な取組と成果では、4年間の具体的な取組について記載するとともに、大文字のABC3段階で施策評価を行っています。7頁の例で申しますと、基本施策、市民の力の施策評価は、B評価としています。一番下、4の今後の欄では、基本施策における取組の課題や今後の推進方針などを記載しています。評価シートの説明は以上ですが、続きまして、5頁にお戻りください。総合評価でございますが、上の表を御覧ください。全部で36ある基本施策ごとの評価結果を取りまとめております。A評価が4、B評価が31、合わせた割合は97.2%となり、全体の評価として、8年経過時点における取組の進捗は、概ね図られているものと考えております。次に、全部で88ある成果指標ごとの評価結果でございます。a評価とb評価を合わせた割合は73.7%となり、前回令和5年度における評価が74.7%であったことから、2年間で評価が低下した成果指標もありましたが、こちらも一定の進捗が図られているものと考えております。以上、御説明しました進捗管理と評価につきましては、先般1月16日に柳井市総合計画進捗評価本部会議、こちらは市長を本部長とする内部組織ですが、その本部会議にて市としての意思決定を行い、その上で1月29日には外部委員の方々から構成される柳井市総合計画進捗評価委員会を開催し、御意見をいただいたところです。47頁をお願いします。こちらは第三者評価委員会からいただいた主な御意見を記載しています。また、48頁、49頁には、総合計画を補完する分野別計画の一覧を記載しております。この度、取りまとめました報告書につきましては、市庁舎情報提供コーナーや各出張所・連絡所等に備え付け、市民の

閲覧に供するとともに、市ホームページにも掲載する形で公表することとしております。第2次柳井市総合計画の進捗状況についての報告につきましては、以上でございますが、ここで次期、第3次柳井市総合計画の策定状況について、御報告させていただきます。まず、現行の第2次柳井市総合計画は、平成28年度に基本構想及び基本計画について議会の議決をいただき、平成29年3月に策定しております。この第2次総合計画につきましては、令和9年3月末に計画期間が終了することから、令和9年度以降の本市の新たなまちづくりの方向性を示し、その着実な実現を図る計画として、第3次柳井市総合計画を策定することとしています。今回の計画策定に当たっては、同時期に終了する第2期柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一本化することで、人口減少や少子化、高齢化などの課題に対応できるように、総合計画との整合性を確保してまいりたいと考えています。策定スケジュールでございますが、副市長を委員長とする内部の策定組織である柳井市総合計画策定委員会を昨年11月、それから今年1月に開催しております。3月23日には、柳井市総合計画審議会条例に基づき、学識経験者と経済、教育文化、医療、まちづくりなどの公共的団体等から御推薦いただいた方18名と、公募による市民2名の計20名で構成する柳井市総合計画審議会を開催して審議いただく予定でございます。また、新年度には、各地区での市民懇談会を実施することで、広く市民の意見を聞きながら総合計画の策定を進めてまいるところです。柳井市総合計画につきましては、以上でございます。続きまして、柳井市実施計画について説明させていただきます。タブレットの12、市の計画等のフォルダにある柳井市実施計画（令和8年度～11年度）のファイルをお開きください。3ページをお願いします。この実施計画ですが、3計画の期間、4計画の構成に記載しておりますが、期間を令和8年度から11年度までの4年間とし、事業の総事業費が1,000万円以上となる投資的なハード事業、ソフト事業を対象事業としております。各事業は、柳井市総合計画の基本目標の順に記載しており、この度の計画では、全体として137事業を計上し、そのうち新規事業は15事業となっております。それでは、新規事業につきまして御説明させていただきます。5ページをお願いします。1-9、自動火災報知設備更新事業は、本庁舎1階防災センター内の自動火災報知設備の老朽化に伴う設備更新を行い、火災の早期発見と庁舎利用者の安全確保を図るものでございます。1-10、3階大会議室空調改修事業は、本庁舎3階大会議室の空調設備について、老朽化に伴い長寿命化を図るものです。7ページをお願いします。2-8、安全安心保育体制強化事業は、私立保育所の保育環境の向上を支援するため、見守り等が必要な時間帯における安全管理を図る目的で、保育士資格を有しない人員を配置した場合に補助金を交付するものです。2-9、大畠保育所トイレ改修事業は、保育環境の向上を図るため、和式トイレを洋式トイレに改修します。8ページをお願いします。2-16、スマートスクール構想推進事業は、デジタル学習基盤の充実・強化と更なる活用促進を図るため、学習支援アプリを導入するものです。11ページを御覧ください。3-5、老人福祉施設解体事業は、老人福祉施設の適切な管理を図るため、不要となった施設を解体するものです。15ページをお願いします。4-30、柳井田布施線道路改良事業（新庄・余田ほ場整備関連）は、交通量が多く狭い柳井田布施線の新庄南地区・余田南地区の側溝・路肩の整備、路側帯の拡幅等を実施し、利用者の安全確保を図るものです。続いて4-31、黒松2号線道路改良事業は、生活道路である黒松2号線の道路幅員が狭い区間を拡幅し、地域住民の安全確保を図るものです。1

7頁をお願いします。4-46、遊休地管理事業は、水道事業・簡易水道事業の遊休地である配水池及びポンプ場について、適正な維持管理を行うものです。4-47、企業会計システム等構築事業は、柳井地域広域水道企業団の企業会計システムが新システムに移行することに伴い、下水道事業単独のシステムを構築し、管理の簡略化及び効率化を図るものです。19頁をお願いします。6-2、大島観光センターリニューアル事業は、トイレの新築移転や新たな店舗等の拡充を行い、利用者の利便性向上を図るとともに、施設機能の分担・強化を推進します。22頁をお願いします。6-26、県営鳥獣被害防止柵設置負担金は、イノシシ等の有害鳥獣による被害から農作物を守るため、侵入防止柵を設置するものです。6-27、伊保庄小木尾下水路整備事業は、機能低下による浸水被害の防止や維持管理の軽減を図るため、伊保庄小木尾下地区の水路補修を行うものです。6-28、地方創生港整備推進交付金事業（平郡漁港）は平郡漁港に浮棧橋を整備し、輸送環境の向上を図るものです。23頁をお願いします。6-35、国森家住宅整備事業は、国重要文化財国森家住宅の譲渡を受け、保存及び運営を目的とした整備を行うものです。新規事業につきましては以上でございます。続きまして拡充事業ですが、16頁を御覧ください。4-38、おでかけサポート事業は、自動車を運転しない市民に対し、タクシー、へぐりの運賃を助成し、日常生活の移動支援を行うとともに、公共交通機関の利用促進を図るものですが、令和8年4月からは高齢者おでかけサポート事業と統合することによって、拡充しております。大変申し訳ありませんが、これらの個別の詳しい事業内容につきましては、各所管課にお尋ねいただけたらと思います。続きまして25頁になりますが、柳井市中期財政見通しについてですが、こちらの表は、実施計画期間の令和8年度から11年度までの財源の確保及び歳出の見込み等について、一般会計ベースで試算を行った表です。令和8年度欄には当初予算額を計上し、令和9年度以降は財政調整基金などの基金繰入れを勘案せずに試算しております。最下段には、差引額として財源不足額をお示ししておりますが、令和9年度以降は財源不足が生じておりますが、現行の基金残高により対応が可能であると考えております。それでは項目ごとに説明いたします。まず、歳入の地方税でございますが、令和8年度においては、景気回復基調による個人・法人住民税の増加を見込む一方、償却資産に対する固定資産税の減少を見込んでいます。昨今の円安や物価高騰など今後の経済情勢の不確実性を踏まえて計上しております。譲与税等につきましては、国税として徴収した額の一部が譲与される地方譲与税、県税として徴収した額の一部が交付される利子割交付金、地方消費税交付金などの県税交付金や、地方特例交付金等を計上しております。令和8年度の固定資産税のうち償却資産に係る特例措置による減収に対して、地方特例交付金による減収補てんを見込んでおります。また、ガソリンの暫定税率廃止や環境性能割廃止については、全額地方特例交付金により補填されることから、これを踏まえた計上としております。次にですが、令和8年度予算では、普通交付税を43億8,000万円、特別交付税を7億6,000万円計上しております。国の地方財政計画が不透明で見通しはなかなか困難ですが、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額が緩やかに減少すると見込まれることから、微増するものとして計上しております。地方債は、実施計画に計上した普通建設事業に充当予定の地方債の見込額を計上しております。事業実施年度により金額の増減がございます。その他の主なものとして、国・県からの負担金や補助金等がございます。中でも扶助費に充当される国県支出金がその大半を

占めており、歳出の扶助費の伸びに対応した金額を計上し、また、実施計画に計上された普通建設事業の財源となっているものについては、その金額を考慮して計上しております。次に歳出ですけれども、人件費については、令和5年度以降、定年の段階的引上げが実施されていることから、隔年で定年に達する職員が生ずることとなります。特に令和8年度には12人の定年退職者を予定しており、人件費が大幅に増加する見込みです。扶助費は、主に社会保障費にかかる費用ですが、年々増加傾向にあり、近年の増加率を踏まえて推計しております。公債費は、普通建設事業の財源となっている地方債や臨時財政対策債等について、既借入分にあつては年度ごとに確定利率で、今後の借入分にあつては現在の利率で借り入れたものとして算出しております。投資的経費は、普通建設事業費と災害復旧事業費の合計となります。令和8年度は当初予算額に対して性質分析した額を計上しております。令和9年度以降は実施計画上の事業のうち、普通建設事業費として性質分析したものを計上しています。したがって、いずれの年度についても実施計画の額とは一致しないものとなっております。その他の経費については、物件費、維持補修費、補助費、繰出金などの合計額としております。主なものとして、物件費、補助費は、令和8年度予算額に実施計画の増減等を考慮して計上しています。また、繰出金では国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療について、それぞれ過去の伸び率等を勘案して計上しております。実施計画に係る説明は以上になります。

委員長（平岡 実千男） それでは、ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等はございませんか。

委員（中川 隆志） 総合計画の進捗管理なんだけど、私、議員になってからずっと言ってるんだけど、維持するとか増加させるっていうのは、これは評価のしようがないんじゃないかと思うんですよ。維持するっていうんだったら、何もしなくても、もしかしら維持できるのか。増加させるっていうのは1つでも増えていたら、もう増加になって二重丸。このような評価は、とても、私自身としては納得いく評価ではないと思うんです。何回も言ってるんだけど一向に、ここだけではなくて、他の課でも言うんだけど、一向に改善されてこないんですよ。評価というのは要するに、この課題に対して市がどれだけ努力したのかしなかったのかを見せるわけですよ、課題に対して。だから維持するということは、もう、全然何もしなくてもできたのとられてもしょうがないわけです。そして、増加させるといっても、どれだけ増加させるのかも書いてないで、1つでも上がればもう増加しました、できましたいうのも、これも評価としては非常におかしいと。だから常に、では、どうしたら成果として誇れるものになるかということをするためには、やはり数値目標というのが、誰が見ても一番明らかなものなんで、曖昧な、増加させるとか、維持するというような評価指標自体は評価に値しないと思うんです。あまり、もう時間ないから、これまた要望しておきますけれども、新しい総合計画作られるので、その時には十分私の言ってることを反映してもらいたいと思います。

委員長（平岡 実千男） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないようですので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それでは、ないようでしたら、各委員さんから総合政策部の所管に関わる事項について、何か御発言等がありましたらお願いします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それでは、ないようですので、以上で大きな3点目のその他の事項についても終わらせていただきます。以上をもちまして、総合政策部関係を終わらせていただきます。各委員の皆様、そして執行部の皆さんには大変お疲れ様でございました。ここで委員会を16時5分まで休憩といたします。

（ 休憩 午後3時49分 ）

（ 再開 午後4時4分 ）

委員長（平岡 実千男） 休憩を閉じまして、委員会を再開します。ただいまから総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局関係について審査を進めたいと思います。執行部の皆さんには、大変お忙しい中御出席くださりましてありがとうございます。まず初めに、昨年の市議会議員選挙後、初めての委員会ですので、議会参与の方以外の執行部の皆さんより簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。レジメの裏に関係者名簿がありますので順番をお願いします。

【 この間 執行部の自己紹介 】

委員長（平岡 実千男） どうもありがとうございます。発言の際には挙手の上、マイクに向かって発言してください。また、私語は控えていただきますようよろしくお願いいたします。それでは付託議案の審査を行います。議案第2号、柳井市行政手続条例の一部改正について執行部から補足説明がございましたらお願いします。

総務課長（久角 恵一） 補足説明を申し上げます。議案書15頁をお願いします。議案第2号は行政手続法の一部改正に伴い、柳井市行政手続条例について所要の改正を行うものです。国や地方公共団体が法令に基づき行う行政行為に関し、行政庁が執るべき手続を定めた行政手続法が改正され不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、従前の行政庁事務所の掲示場に掲出する方法に加えて、インターネットを活用して閲覧できる状態とすることにより、通知が到達したとみなすこととされております。本市が条例等に基づき行う行政行為に関し、市が執るべき手続を定めております。柳井市行政手続条例につきましても、法と同様に所要の改正を行うため、第15条第3項を改正し、同条第4項の規定を追加するものでございます。その他の改正につきましては、常用漢字表の改定に伴う字句の修正のほか、項ずれや読替規定等の整備を行うものです。附則につきましては、第1項において、改正後、行政手続法の施行日に合わせて本改正条例を令和8年5月21日から施行することを、第2項において、経過措置を規定しております。以上です。

委員長（平岡 実千男） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないようですので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないようですので、以上で質疑を終わります。

これより議案第2号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第3号、柳井市職員退職手当支給条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたらお願いします。

総務課長（久角 恵一） 補足説明を申し上げます。議案書17頁をお願いします。議案第3号は、指定金融機関における小切手の電子化に伴い、柳井市職員退職手当支給条例の一部を改正するものです。現在、現金の代わりに支払うために利用される小切手につきまして、国は令和8年度末での利用廃止の方針を示しており、一般社団法人全国銀行協会においては、小切手等機能の全面的な電子化を図ることとされております。このことに伴い、本市指定金融機関である株式会社山口銀行の小切手の新規発行が令和7年度末で終了することとなったことを受けまして、本市の支払に伴う小切手の利用を令和7年度末で廃止するため、所要の改正を行うものです。第2条の3第1項の改正は、退職者手当の支払方法として、本人の同意がある場合には小切手を振り出す方法で支払うことができるとしている規定を、小切手の利用廃止に伴い削るものです。附則につきましては、本改正条例を令和8年4月1日から施行することを規定しております。以上です。

委員長（平岡 実千男） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないようですので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないようですので、以上で質疑を終わります。

これより議案第3号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は全員異議なく可決と決しました。

次は分割付託となっております議案第11号、令和8年度柳井市一般会計予算についてです。執行部から補足説明がございましたら、予算説明書の順を追って説明をお願いします。なお、歳入については、歳出に関係し、特に補足説明等が必要と思われる部分がありましたら、歳出に合わせて説明をお願いします。

議会事務局次長（寺岡 富美） それでは、令和8年度の予算説明書を御覧いただけたらと思います。予算説明書の64号をお願いいたします。歳出でございますが、議会運営に必要な経費を支出いたします1款、1項、1目、議会費でございますが、主なものは1節報酬、3節職員手当等の議員期末手当、8節旅費は委員会視察ための研修旅費でございますが、令和8年度歳出は全体として、令和7年度より1割程度の増額となっております。増額となった主な理由といたしましては、65号中段でございますが、議場のバリアフリー改修工事を行うため、12節委託料の単価入替業務委託料及び工事管理業務委託料、そして一番下の段、14節工事請負費を計上していることによるものです。

総務課長（久角 恵一） 続きまして、66号下段からの総務費の一般管理費では、附属機関に係る経費、総務費に計上すべき人件費や各種負担金、庁舎管理経費等を計上しております。主なものを申し上げます。報酬につきましては、附属機関に係る委員報酬及び総務課所管の会計年度任用職員に係る報酬を計上しております。67号をお願いします。給料につきましては、市長・副市長、一般職常勤職員に係るもののほか、フルタイム会計年度任用職員及び文書発送業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員に係るものでございます。職員手当等につきましても、特別職、一般職常勤職員に係るもののほか、会計年度任用職員に係る通勤手当、期末勤勉手当等を計上しております。給与費関係につきましては、他の費目においても同様となりますので、給与費明細書で説明させていただきます。243号をお願いします。243号は、特別職に係るものでございます。区分欄に長等とあるのは、市長及び副市長でございます。教育長につきましては、その他の特別職に含めて計上しております。給与費欄のその他の手当につきましては、副市長の任期が令和9年3月31日で満了となりますことから、これに係る退職手当を計上しております。244号は一般職の給与費明細書でございます。2の一般職、(1)の総括ですが、職員数はいずれの年度も予算編成段階で見込んだ4月1日現在における一般会計に属する職員の見込み人数で、フルタイムの会計年度任用職員数を加えた数値となっております。会計年度任用職員以外の職員、会計年度任用職員別の内訳については、245号、246号に記載しております。まず245号、会計年度任用職員以外の職員の状況につきまして、段階的な定年延長に伴い、令和7年度には予定しておりませんでした定年退職者を見込んでおりますことから、当初予算での退職手当が皆増となっております。次に246号、会計年度任用職員の状況でございます。5人はフルタイム会計年度任用職員、カッコ内はパートタイム会計年度任用職員数でございます。人数が大幅に減となっておりますのは、令和8年度において選挙事務が見込まれていないことから、これに従事する会計年度任用職員の延べ人数が減となったことが主なものでございます。247号は給料及び職員手当についての増減額、増減理由の明細となっております。戻りまして、69号をお願いします。旅費は、市長等の出張に要する普通旅費、職員の研修旅費及びパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償等を計上しております。需用費の修繕料は、庁舎設備等に係る修繕が主なものでございます。令和8年度におきましては、庁舎火災報知設備及び3階大会議室空調設備の修繕に係る経費を計上しております。役務費の通信運搬費は、庁舎の電話使用料等、手数料は、県広報誌配布等に係るものでございます。委託料は、職員の健康診断業務や庁舎管理に係る各種業務の委託料を計上しております。71号をお願いします。総務課所管の負担金補助及び交付金のうち、新たに計

上しました運転講習負担金につきましては、職員の安全運転技術の向上に資する取組として、ペーパードライバーや自動車運転に自信のない職員を対象として、自動車学校において講習を実施するものでございます。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 続きまして、67分の一般管理費のうち危機管理課所管分について御説明申し上げます。69分をお願いします。需用費の光熱水費としまして、精密騒音計、また、西平郡連絡所、旧日積公民館とあそか苑に設置している精密騒音計うち、あそか苑の精密騒音計のマイクロホンなどの消耗部品を定期点検に合わせて交換する修繕料でございまして。負担金補助及び交付金は、防犯連合会負担金、防災行政無線設備管理負担金のほか、各種団体への負担金でございまして。71分をお願いします。中段の防犯灯設置助成金は、防犯灯の新設及び修理助成金を計上しております。その下の犯罪被害者等に対する支援として、見舞金と助成金、それぞれ1件分を計上しております。危機管理課所管の一般管理費については以上です。

総務課長（久角 恵一） 続きまして、同じく71分下段、文書費ですが、郵便料等の文書発送に要する経費、例規集のシステム管理や例規集の追録に要する経費、印刷機の保守管理等に係る事務的経費を計上しております。備品購入費として、文書発送用の公用車を新規に購入するため、車両購入費を計上しております。

財政課長（山本 健司） 続きまして、73分をお願いします。財政管理費でございまして。財政事務に係る事務的経費を計上しております。需用費には、書籍の追録や予算書の印刷に係る経費など、財政に関わる管理費を計上しております。委託料の財務書類等作成支援業務委託料は、統一的な基準による財務書類の作成支援に係るもので、貸借対照表など財務4表の作成、連結会計処理、固定資産台帳の更新等の支援業務を委託するものです。

会計課長（川尻 由紀子） 続きまして74分、会計管理費でございまして。出納事務や公金管理に必要な事務的経費を計上しております。主なものといたしましては、11節役務費の手数料、指定金融機関山口銀行の派出所を庁舎1階に設置していただいておりますが、この設置手数料や収納や支払の際に係る振替・振込手数料などを計上しております。

財政課長（山本 健司） 続きまして財産管理費でございまして。集中管理車や財産に係る維持管理費を計上しております。需用費は、財政課で管理しております集中管理車の車検時等における修繕料が主なものです。役務費には、市庁舎等の建物保険料、一般会計で管理している消防車等を除く公用車の自動車損害保険料、75分に移りまして、市の施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因する事故についての賠償責任や補償に対応するための市民総合賠償補償保険の保険料等を計上しております。委託料のふるさと納税推進業務委託料は、ふるさと納税に係る返礼品代、配送料及び情報発信・決済事務費に係るものでございまして。なお、ふるさと納税の経費率は寄附額の2分の1以下とされていることから、寄附目標額を1億円と設定し、その2分の1となる5,000万円を計上したものでございまして。工事請負費には緊急時の対応のため公有財産建物等補修工事費を、備品購入費には事務用椅子購入費を計上しております。76分をお願いします。積立金には、基金から生じる利子をそれぞれの基金に積み立てるほか、乳幼児子ども医療費助成事業に過疎債3,500万円を充当することに伴い、交付税措置の対象外となる3割部分にあたる1,050万円を償還時の原資とするため、減債基金に積み立てるも

のでございます。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 続きまして80万円をお願いします。交通安全推進費は交通安全の推進、普及啓発に要する経費でございます。需用費の消耗品費は、春と秋の全国交通安全運動及び夏と年末年始の交通安全県民運動の期間中に実施します、交通安全キャンペーンや幼稚園・保育園・保育所の園児と保護者を対象に行います、親と子の交通安全教室、それぞれで配布します交通安全啓発用品等の購入費と、交通安全を広報するための燃料費でございます。委託料は、放置自転車等への警告札の取付け及び通報業務に要するものでございます。負担金補助及び交付金は、柳井交通安全協会への助成金でございます。交通安全推進費は以上です。

総務課長（久角 恵一） 同じく80万円下段の出張所費においては、各出張所・連絡所のパートタイム会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等を計上したほか、各節において各出張所・連絡所の運営、維持管理等に係る事務的経費を計上しております。82万円をお願いします。備品購入費として、大島出張所の公用車を新規に購入するため、車両購入費を計上しております。

選挙管理委員会事務局書記長（柳屋 康彦） 続きまして94万円をお願いします。選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員会の経常経費として、委員の報酬、職員人件費、全国市区選挙管理委員会連合会等関係団体の負担金・分担金等を計上しております。次に95万円の明るい選挙推進費でございますが、選挙啓発のため、小・中・高校生を対象にした、ポスター・習字・標語の選挙啓発作品募集等に係る経費を計上しております。次に95万円から96万円にかけての県議会議員選挙費でございますが、令和9年4月29日任期満了に伴う山口県議会議員一般選挙の準備に係る執行経費を計上しております。執行経費の主なものとして、需用費として選挙に係る事務用品の購入や投票所入場券の印刷、選挙機器の修繕等にかかる費用を、役務費として投票所入場券の送付や選挙機器等の点検、選挙啓発用の横断幕・懸垂幕の作製、設置等にかかる経費をそれぞれ計上しております。これらの経費につきましては、全額、県支出金の選挙費委託金を充当します。

監査委員事務局長（兼深 博史） 続きまして、99万円をお願いいたします。下段の監査委員費でございます。監査委員費は、監査業務に係る経費を計上しておりますが、人件費が大部分を占めております。1節の報酬は、監査委員お二人方の委員報酬でございます。その他の経費は、100万円でございますが、主なものとして、研鑽のための研修に係る研修旅費や負担金などが主なものでございます。13節、使用料及び賃借料のフェリー使用料は、平郡出張所や公民館、平郡診療所などへ監査に行くための経費でございます。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 続きまして107万円、交通災害共済費をお願いします。交通災害共済は共済加入者が交通事故に遭われた場合に、その会費から見舞金を支払う相互扶助の制度です。役務費は、交通災害共済の加入申込みを自治会長に取りまとめてもらうことに対する手数料で、1口当たり35円、1,000口分を計上しております。続きまして130万円、災害救助費をお願いします。危機管理課の所管分といたしまして、避難所などに配備する備蓄品として、避難者と職員それぞれの水と食料品、救急用品セットの循環備蓄を進める予算でございます。需用費の消耗品費は、500mlのペットボトルを避難者用2,544本、職員用96本、合計2,640本。また、保存期間7年のレトルト食品を避難者用2,450

食、職員用100食、合計2,550食。医薬材料費は、各種防災用薬剤の購入費でございます。続きまして196分、消防費をお願いします。消防費は、消防団や消防設備、防災に係る経費のほか、柳井地区広域消防組合負担金などを計上しております。報酬は、防災会議委員の会議への出務報酬、消防団員の階級ごとの年額報酬の消防団員報酬、水火災やその他災害、行方不明捜索、警戒、訓練などの出動手当の消防団員出動報酬でございます。旅費のうち、普通旅費は、市町村広域災害ネットワーク運営協議会への参加や、平郡における防災講習会、消防機械器具点検など職員の旅費を計上し、費用弁償は平郡分団の団本部幹部会への出席や、出初式参加など団員の出動に伴う旅費でございます。需用費の消耗品費は、消防団活動用の用具、電池代、消防操法大会訓練等に必要な用品のほか、市民に配布する防災対策チラシの上質用紙代やカラー印刷代等でございます。光熱水費は、防災行政無線屋外拡声子局の電気料、消防機庫の電気料、水道料でございます。197分をお願いします。修繕料は、消防車両の車検や法定点検、消防車両や消防ポンプ、消防機庫、防火水槽、乾燥塔の修繕と防災行政無線のバッテリー交換等に要する経費でございます。役務費の通信運搬費は、主に同報系・移動系の防災行政無線専用回線料、同報系防災行政無線遠隔操作タブレット端末通信料、衛星携帯電話料でございます。手数料は、主に要配慮者施設への戸別受信機設置費に加え、西平郡連絡所施設整備に伴う戸別受信機設置費と移動系半固定局の移設費用や防火水槽表示板、出初式看板等の設置に要する経費と、その他消防機庫の建物保険料、消防車両の自動車損害保険料等でございます。委託料の基本設計委託料は、令和7年度に実施しました防災行政無線親局設備の更新に引き続いて、三ヶ岳中継局、平郡簡易中継局、大島再送信子局の無線送受信装置などの設備更新や屋外拡声設備の機能強化を図る整備にあたり、基本設計を委託するものでございます。防災行政無線の同報系と移動系それぞれの保守点検委託料、防災情報配信業務として、住民に気象情報や災害情報を的確かつ迅速に周知する通信手段である防災メールや緊急時の一斉送信、エリアメールでございますが、配信する委託料でございます。消防団管理システムは、消防団員の出動や報酬・退職報償金などの支給状況、表彰等の履歴などを一元的に台帳管理するもので、消防団に係る事務の効率化を図れるシステムを新たに導入する委託料でございます。198分をお願いします。工事請負費は、柳井分団4部2班の消防機庫に水道を新たに敷設し整備するものでございます。備品購入費は、消防団各分団に配備しております携帯型デジタル簡易無線機が12年程度経過し、劣化が著しく進んでいる機器や故障した機器も見受けられることから、各分団班長以上の団員に配備するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、上水道の配水管布設替工事に伴う消火栓2基の工事負担金のほか、広域消防組合負担金や特別負担金、山口県消防団員補償等事務負担金、消防団員福祉共済掛金、山口県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金、自主防災組織育成助成金等を計上しております。主なものを御説明します。広域消防組合負担金は、消防活動や職員給与などに係る費用のほか、消防庁舎建替工事及び建替工事に伴う工事監理業務の委託費、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新工事費、広報用消防車両の購入費や、山口県消防防災航空隊に派遣する隊員の給与負担も含まれると説明を受けております。広域消防組合特別負担金は、広域消防組合と共有使用する三ヶ岳中継局の更新工事に伴う工事費の案分と起債償還交付税措置分でございます。山口県消防団員補償等事務負担金は、山口県市町総合事務組合が行う事務運営費や消防団員の公

務災害補償費、退職報償金、賞じゅつ金を負担するものです。山口県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金は、平成12年5月に運航を開始した山口県消防防災ヘリコプター、きららを活用し、市町・消防等との連携のもとに、ヘリコプターの特性を活かした救急・救助活動並びに火災防衛活動などの緊急運航をはじめ、災害予防活動や消防防災訓練などに係る運営経費を県下13市6町で負担しているものです。自主防災組織育成補助金は、地域の防災に対処することを目的に自治会等を基本として、地域住民により自主的に結成された自主防災組織75組織の自主的な防災活動の支援や自主防災アドバイザー育成などに係る経費を補助するものです。消防費については以上です。

財政課長（山本 健司） 240頁をお願いします。公債費につきましては、次のページにかけまして、地方債の償還元金・償還利子及び一時借入金利子を計上しております。241頁下の段の諸支出金の繰出金は、下水道事業会計に対し雨水処理経費、分流式下水道等経費、高資本対策経費などについて、出資金・補助金・負担金としてそれぞれ繰り出すものです。242頁をお願いします。予備費につきましては、昨年度と同額の5,000万円を計上しております。歳出につきましては、以上でございます。引き続き歳入につきまして説明いたします。21頁にお戻りください。2款地方譲与税から26頁10款地方交付税におきましては、過去の実績や決算見込み、地方財政計画による増減等を勘案し計上しております。主なものを御説明します。21頁上段の2款1項地方揮発油譲与税は地方揮発油税の100分の42に相当額が市道延長及び面積に応じて譲与されるもので、近年の交付実績を加え、ガソリン税の特例税率、いわゆる暫定税率が令和7年12月末をもって廃止されたことに伴う影響額を踏まえ、減額して計上しております。22頁をお願いします。上段の、2款3項森林環境譲与税は、森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、個人住民税均等割と併せて徴収される森林環境税の一定割合を私有林人工林面積等で案分して譲与されるもので、決算見込みを踏まえ増額して計上しております。24頁をお願いします。下段の7款地方消費税交付金は、山口県の地方消費税収入額の2分の1を人口及び従業者数に応じて案分して市町に対して交付されるもので、令和6年度決算額及び本年度決算見込額を勘案して、増額して計上いたしております。なお、消費税の納付期限がカレンダーの関係で令和8年度の交付額が13か月分となることから、令和7年度よりも1億2,000万円増額して計上しております。25頁をお願いします。下段の9款1項地方特例交付金は国の制度変更等により地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに特例的に交付される交付金でございます。令和7年度は個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収補填分のみを計上しておりましたが、令和8年度はガソリン税のいわゆる暫定税率が廃止されたことに伴う地方揮発油譲与税の減収分、自動車税環境性能割と軽自動車税環境性能割が本年度をもって廃止されることに伴う環境性能割交付金及び軽自動車税環境性能割の減収分を計上したため増額となっております。26頁をお願いします。上段の9款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行った中小事業者を支援する観点から、国が固定資産税の特例措置を講じたもので、令和5年3月31日までに取得した対象資産の償却に関する課税標準額が3年間免除されるもので、これに伴う減収補填分を計上したものでございます。下段の10款地方交付税でございます。普通交付税については、全国の都道府県や市町

村・地方全体の見通しを示す国の地方財政計画を踏まえて計上しており、7年度比で8,000万円増の43億8,000万円を、特別交付税は近年の交付実績を踏まえ2,000万円増の7億6,000万円を見込んでおります。続きまして48分をお願いします。下段から50分上段までの基金繰入金は、それぞれの事業の財源に充てるため、各目的基金の繰入れを行うものでございます。59分をお願いします。21款市債でございますが、各事業の財源とするための地方債を計上しております。なお、令和8年度末における地方債残高は197億7,786万5,000円と見込んでおり、7年度末見込みに比べ約8,200万円増加しております。新年度予算に係る説明は以上でございます。

委員長（平岡 実千男） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（山本 達也） 197分。委託料の防災情報配信業務委託料ですが、一般質問でも先日あったと思うんですが、この中身としては大変ありがたい情報なんですが、委託に出している以上登録者と周知の方法、これについて教えてもらえればと思います。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 情報伝達の方法は、危機管理課が利用しておりますツールは防災メール、防災ラインがございます。防災メールは、令和8年3月2日現在の登録者数で言いますと4,141件、防災ラインは2,368件、トータルで6,509件の登録をいただいております。なお防災メールの伸びは少しずつではありますが、防災ラインは、やはり若い方の活用が多いというふうに思われまして、大きく伸びてきているという状況でございます。

委員（山本 達也） はい、ありがとうございます。情報提供とすれば最高だと思うんですよ、ありがたいと思ってます。あとは、やはりもう少し周知の方法を考えていただけたらなというふうにも思います。130分の災害救助費で説明があったんですが、いろいろなものを避難場所に準備される、これはとてもありがたいんですが、避難所における居住スペースは何平米になっていますか。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 現在ハザードマップ一式の中に指定緊急避難場所一覧というものを用意しております。この中に各施設におきます、想定のある人員は記載があるんですが、お尋ねの面積というものは、現在表記はしておりません。そこに収容できる想定する人数は記載しております。これが現在世界の標準となる基準での面積ではなくて、1人当たり、正式名称がちょっと出てこないのですが、そのものに合わせますと、今我々が想定しているニーズを大きく割り込んでくるといったところが課題だということで、内部協議をしておりますが、そういった問題を抱えた状態ではありますけれども、一定程度の収容人数は確保しているというふうに整理をしております。

委員（山本 達也） 先ほど言われようとしたのは、国際基準のスフィア基準ですね。スフィア基準では3.5平米となっているんです。これが、国もそのように指導しておりますし、定めておりますが、山口県は2から3平米というふうになっていると思うんですが、それはなぜ、低い数値のほうに合わせられたのかなというのが疑問点と、近年の災害は少し長引いたりすると、精神的な苦痛もありますので、やはり国の定めているスフィア基準、国際的に定めている3.5平米であるべきではないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがですかね。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 委員おっしゃられる通り、スフィア基準に持っていくというのが我々の大きな課題だというふうには感じておりますが、柳井市で所管します避難施設を基準にしますと、スフィア基準にあてがうと大きく数字が減ってくるといったところの課題があります。長期にわたる避難状況といいますと、東北震災も能登もそうでしたけどれも、小学校や中学校の教室もお借りをするというので、大規模な災害の場合には考慮しなければならないだろうというふうに考えております。それプラス、建物での避難ということが周知されておりますが、令和7年度中に国も考え方を少し改正をされまして、車の中での避難であったりといったところもケアしていける災害対策基本法というものも改正されております。過去にはそういった自動車避難されてる方に対する、いわゆる公助の部分がすごく薄いという指摘を受けておまして、令和7年の改正に伴って、そういったところにも保健師であったり、介護士であったり、そういった活動される方を派遣することも広がってきております。そういったものもすべてトータルで整理し直す必要があるという課題を持ってるところで、今止まっていることは事実でございます。以上でございます。

委員（山本 達也） 私そこまでの回答は思っていなかったんですが、ただ自動車は、確かに先般からありましたけども、これも他の障がい者を招いたりなど、そういうこともありますので、とにかく私が思ったのは、内閣府の防災担当から出ているスフィア基準になぜ満たないのかなという疑問だけでございますから、その辺は先ほどの説明でわかりましたから、それで結構です。それから67歳、この給与に関してちょっとお伺いしてみたいのが、退職金です。245歳でも御説明がありましたし、今日の補正でも33歳に同様に出てくると思うんですが、何が言いたいかという、今年度、定年前の職員さんが数人辞めていらっしゃいます。そしてまた、聞くところによると、病気療養のために長期休養してる職員さんもいらっしゃる。この辺のところ、原因が何かあるのかなというふうにも思っているんですが、その辺のところは何か思い当たるところがあったらお願いします。

総務課長（久角 恵一） 今年度の退職者ということで御質問をいただいております。後ほどの補正で説明をさせていただこうと思っておりましたが、現在までに退職の申し出をいただいている方については、全部で16人でございます。その方の御退職の理由でございますけれども、健康状態にかかる方が2名、転職等ということで5名の方、それから家族介護その他2名ということで聞いておるところでございますが、諸々の事情がありまして皆様、退職をされるということでございます。この依願退職の方9名につきましては、それぞれ事情は伺っておりますけれども、なかなか勤務を継続されることが困難であられる状態になったということでございます。

委員（山本 達也） 近年このような状況見られ、私が危惧してるのは、原因が人員の、何と言いますか、配置の関係とか労働量の問題とか、その辺のところがあったのではまずいなというふうにも思ってるし、実際、働いてる職員さんが健康でないと、なかなか市民の皆さんのお守りするような仕事ができないのかなというふうに思いますので、それにおいては、山口市や宇部市を見てみると、いろいろ改革をしていますよね。開庁時間の問題や、何と言いますか、職場における人員配置の問題とか、かなりスリム化をするとか、いろいろなことを考えていらっしゃるんで、そういうところにも少し目を向けていかなくちゃならないのかなというふうに感じ

たものですから、その辺のところはまた、よく目配りしていただいております。

委員長（平岡 実千男） ここで皆さんに、御確認、決めていただきたいことがあるんですが、御存じのように、もう17時を迎えます。このまま引き続き、最後まで審査をするか、あるいはどこかで区切って、予備日を使って審査をするのか、皆さんから御意見を聞いて決めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【 この間 協議 】

委員長（平岡 実千男） それでは、続けて審査を行いたいと思います。17時10分まで休憩いたします。

（ 休憩 午後4時58分 ）

（ 再開 午後5時7分 ）

委員長（平岡 実千男） 休憩を閉じて委員会を再開します。皆さんお揃いですので、会議を再開します。引き続き、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（中川 隆志） 説明されていて、私が聞き漏らしてるかもしれないのですが、71分の負担金補助及び交付金のところの、一番最後の準中型自動車運転免許取得助成金というのがありますが、これはどういった類のものですか。

総務課長（久角 恵一） この準中型自動車運転免許取得助成金につきましては、令和7年度から予算化をさせていただいたものでございますけれども、いわゆる若手の職員につきましては、AT限定だったり、また、中型免許を取得していないものが多くございます。そういった職員が配属されました所属課に、中型の車両があった場合に運転ができないというのは危機管理上も問題があるということございまして、職員に対しての免許取得助成をしておるものでございます。

委員（中川 隆志） 対象者は何人ですか。

総務課長（久角 恵一） 対象者の人数について、令和7年度におきましては2名の申し出がありましたが、取得に至ったものは、そのうち業務の都合で1名でございます。以上でございます。

委員長（平岡 実千男） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、以上で質疑を終わります。

これより議案第11号中の総務部等所管部分について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって議案第11号中の総務部等所管部分は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次は、分割付託となっております議案第17号、令和7年度柳井市一般会計補正予算（第8

号) についてです。執行部から補足説明がございましたらお願いします。

議会事務局次長(寺岡 富美) 令和7年度補正予算書(3月補正)を御覧いただけたらと思います。歳出でございますが、補正予算書の32号をお願いいたします。1款、1項、1目、議会費でございますが、議会費はいずれも実績や決算見込みによる減額でございます。金額の大きなものにつきまして御説明いたします。1節報酬及び3節職員手当等の議員期末手当の主な減額理由としましては、令和7年9月22日に人口問題特別委員会が廃止をされたこと、議員の改選のため令和8年1月9日開催の臨時会までの間は、全ての議員に役職がついていないことにより報酬額が変動したこと、さらに議員の改選までの間、欠員が生じていたことによるものです。12節委託料は、定例会の開会日数が少なかったこと等により議事録作成業務委託料を減額するものです。17節備品購入費は、全員協議会室の机と音響設備を購入した際の入札減によるものです。33号の18節負担金補助及び交付金の政務活動費交付金は、改選前の議員の12月分までの交付実績額により残額が生じたことによるものです。

総務課長(久角 恵一) 同じく33号の総務費の一般管理費でございますが、報酬、給料、職員手当等の会計年度任用職員期末勤勉手当につきましては、いずれも決算見込による減額補正を、職員手当等の退職手当につきましては、12月補正計上以降に早期退職の申出があったものについて、補正をお願いするものです。共済費につきましては、決算見込により、34号の貸付金につきましては、職員共済会への貸付見込がないことにより、それぞれ減額補正をお願いするものです。

総務部次長(危機管理課長)(酒井 正樹) 続きまして、一般管理費のうち危機管理課所管分について御説明申し上げます。34号の負担金補助及び交付金でございます。防犯連合会及び防災行政無線設備管理地上系に係るそれぞれの負担金については、決算見込みによる減額補正をお願いするものでございます。

財政課長(山本 健司) 財政管理費の委託料は、財務書類作成支援業務委託料を実績により減額するものです。財産管理費のふるさと納税推進業務委託料は、当初1億円までの寄附に対応できるよう見込んで計上しておりましたが、寄附額の伸び悩みを受け、減額するものです。なお、2月末現在におけるふるさと納税受領額は7,767万2,000円でございます。積立金のうち、基金利子積立金は、金利の引き上げに伴い補正するもので、減債基金積立金は国の一般会計補正予算第1号の成立を受け、普通交付税の再算定がなされ、追加交付された2億6,487万3,000円のうち、3,274万1,000円を減債基金に積み立てるものでございます。この3,274万1,000円は、本来は令和8年度、そして9年度に普通交付税として交付されるべき額の一部が前倒しで交付されるものです。このため、8年度の普通交付税の算定、交付にあたっては4分の3にあたる2,455万6,000円が、9年度の算定交付にあたっては4分の1にあたる818万5,000円がそれぞれ差し引かれて交付されることから、財源の平準化を図るため、基金に積み立てるものでございます。教育基金積立金は、12月補正後、11月1日から1月31日までに頂戴したふるさと納税等による寄附金を、寄附目的に応じて積み立てるもの、及び小中学校児童生徒のタブレット更新に後年度必要となる経費に充当するため、1,200万円をあらかじめ基金に積み立てるものの合計額でございます。地域福祉基金積立金及びふるさと振興基金積立金はふるさと納税等による寄附金を、目的に応

じて、それぞれ積み立てるものです。また、その下に記載した基金積立金も同様に、ふるさと納税に係る寄附金によるものでございます。2月、3月の寄附金を900万円と見込んで予算計上したもので、寄附の目的が予算編成時点において不明であることから、目的を明示しない基金積立金として計上したものでございます。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 続きまして45分をお願いします。災害救助費のうち危機管理課所管分について御説明申し上げます。防災用備品購入費は、パーテーション及びポータブル電源購入にあたり、それぞれ入札減によるものでございます。続きまして58分をお願いします。消防費について御説明申し上げます。需用費は、防火衣の更新に係る消防団設備整備補助金の配分がされなかったことから、国庫補助金額分を減額しております。工事請負費は、防災行政無線親局の機能強化に係る工事費で、入札減により減額補正するものです。備品購入費は、消防用ホースなど消防用器具の購入額の確定と小型動力ポンプ付積載車の購入において、入札減から減額補正するものです。負担金補助及び交付金の広域消防組合特別負担金は、三ヶ岳中継局工事の入札が不調となり、令和7年度内の実施が見込めなくなったことから、全額を減額補正するものです。自主防災組織の活動に対する自主防災組織育成補助金は、決算見込みによる減額補正をお願いするものでございます。

財政課長（山本 健司） 67分をお願いします。公債費は、元金、利子、いずれも決算見込みにより、それぞれで補正するものです。続きまして、下の段の諸支出金の繰出金は、下水道事業会計への繰出金で、決算見込みによる減額でございます。歳出は以上でございます。引き続き、歳入について御説明いたします。15分をお願いいたします。自動車重量譲与税、森林環境譲与税、16分の利子割交付金、配当割交付金、17分の株式譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、18分の地方消費税交付金、環境性能割交付金は決算見込みによる増減でございます。19分の地方交付税は、国の一般会計補正予算第1号の成立を受け、普通交付税の再算定がなされ、追加交付されたことによるものでございます。26分をお願いいたします。寄付金は、ふるさと納税等に係る寄付金及び令和8年3月31日に廃止される伊保庄財産区の資産を寄付金として受入れるものでございます。下段から27分上段までの基金繰入金は、事業実績見込みや、今回の補正に伴う財源調整のため各基金からの繰り入れを減額するものでございます。以上でございます。

委員長（平岡 実千男） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないので、以上で質疑を終わります。

これより議案第17号中の総務部等所管部分について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） 御異議なしと認めます。よって議案第17号中の総務部等所管部分については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次は、大きな3点目のその他の項になります。執行部から報告事項等がございましたら、お願いします。

選挙管理委員会事務局書記長（柳屋 康彦） 選挙管理委員会事務局から、この場をお借りしまして、去る2月4日及び5日に発生しました投票用紙の二重交付の件について、御報告、また、お詫び申し上げます。それではまず、2月4日に発生した件ですが、柳井市役所期日前投票所に衆議院議員総選挙の投票所入場券を持参され、受付にいらっしゃった有権者お二人に対して、小選挙区の投票用紙を交付したところ、お一人が既に投票していることに気付き、投票用紙を返還されましたので確認したところ、1月29日にお二人とも投票されており、当日投票できるのは最高裁判所裁判官国民審査のみであったことがわかりました。もう一人の方は、既に投票箱へ投票用紙を入れられた後でございました。原因としては、選挙人名簿システムで対照する際、小選挙区及び比例代表の欄に投票済と表示されていたにもかかわらず、見落とし、また、手書きではなく、遅れて発送した衆議院議員総選挙の投票所入場券であることから、初めての投票と思い込み交付したものです。次に、2月5日に発生した件ですが、こちらは山口県知事選挙の投票において、選挙人名簿システムで対照する際、投票済の場合に表示される画面になっていたにもかかわらず、その表示を確認することもなく、また、その時間に多数の有権者が来所されており、列をなしていたことからあせりもあり、とにかく通常の受付画面を表示させることに気を取られ、ようやくその画面が表示されたところ、投票済となっており、それまでの操作で今回初めて投票される場合の処理を行ったと思い込み、交付したものです。後刻、投票所入場券とシステムの突合チェックの際、1月28日に投票されていたことが判明し、二重交付となったものです。いずれの場合も、当日中に報道発表及び市ホームページへの掲載、また、全庁的に情報共有を行うとともに、事務従事者に対して注意喚起を行いました。これらを踏まえ、その後執行されました山口県議会議員補欠選挙においては、選挙人名簿システム担当者である併任職員に対して、改めて、事前にシステムの操作方法や画面表示の再確認、意見交換、協議を行ったところでございます。今後このようなことが起こらないよう基本に立ち返り、選挙の適正な執行に努めてまいりたいと存じます。

総務課長（久角 恵一） 柳井市職員に対するカスタマーハラスメント対応につきまして、報告を申し上げます。市職員へのカスタマーハラスメントの実態につきまして、去る令和8年1月8日から22日まで、グループウェアのアンケート機能を利用して実態調査を実施いたしましたところ、期日までに210件の回答がありました。カスタマーハラスメントの経験について、回答者のうち過去3年間においてこれを受けた、あるいは感じたとする回答が65.7%にのぼっており、本市職員に対しても、県や他の自治体と同様にハラスメントの実態があることがわかりました。現在、県などの先進事例を参考に、本市のカスタマーハラスメント対応方針及び対応マニュアルの策定につきまして、令和8年4月施行に向けて取組を進めているところでございますので、報告させていただきます。対応方針やマニュアルの策定後は、ホームページ等において公表、周知することを考えておりますので、ハラスメント行為から職員を守り、良好な職場環境を確保するため、各委員におかれましてもいっそうの御理解御協力をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

委員長（平岡 実千男） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等がご

ございましたらお願いいたします。

委員（坂ノ井 徳） カスハラとは、どの程度からカスハラになるのでしょうか。

総務課長（久角 恵一） カスタマーハラスメントに関わらずハラスメント全体のことなんだろうと思いますが、私どもも人権教育研修等も十分受けておるところでございますけれども、その受け止め側がどう感じるかというところは、多大なところがあるんだろうと思っております。そういったところに留意して、今後、職業生活を送っていかねばいけないのだなというふうに私自身も覚悟し、承知しておるところでございます。

委員長（平岡 実千男） 他ございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないようですので、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それではないようですので、最後に各委員さんから総務部等の所管に関わる事項について、御発言等がございましたらお願いします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それでは、ないようでしたら、以上で大きな3点目のその他の項について終わらせていただきます。

それではここで、本年3月31日をもちまして役職定年となり、本委員会への出席が最後となります方から御挨拶を受けたいと思います。

【 酒井総務部次長（危機管理課長） 濱岡大島地区担当課長 挨拶 】

委員長（平岡 実千男） ありがとうございます。

【 平岡委員長 一言 】

委員長（平岡 実千男） 以上をもちまして、総務部等関係を終わらせていただきます。執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。どうぞ御退出してください。委員の皆さんは引き続き協議を行いますので、そのまま残ってください。よろしくをお願いします。

【 執行部 退出 】

委員長（平岡 実千男） それでは続きまして、大きな2点目の次期閉会中の所管事務調査事項について協議を行いたいと思います。参考までに、前期の総務文教厚生常任委員会では、レジメにあるとおり、学校教育等問題について、防災に関する事項についての2件でございました。このたびはどのような案件にするか、御発言をお願いします。

委員（藤沢 宏司） 大きく分けて、今日も3つの部署に分かれたんで、教育委員会と、総合政策部と総務部等。いろいろあるんでしょうけど、それぞれ、今、平岡委員長が言われたように、その3つをやるというのも1つの方法ではないかなというふうには思います。3つがいいのかどうなのかは、わかりませんが。

委員（中川 隆志） 負担がかかるという部分が、あるかもわかんないけども、許せば3つでやればいいのかと思うけれど、その分、委員会としての負担は大きくなると思いますけど。

委員（坂ノ井 徳） 私も3つやってもいいのではないかと思います。

委員（藤沢 宏司） 私、ちょっと訂正しますけど、僕は別に3つでなくてもいいんです。学校等

教育問題と例えば、移住定住でいいのかなと。人口をどうやって増やすかということで、いいのかなと私は思います。以上です。

委員（坂ノ井 徳） 私も一般質問で人口問題を大きく取り上げました。人が増えるということが非常に好ましいことだということで、今、藤沢委員がおっしゃった人口問題、いわゆる移住・定住問題。それを入れて3つということでもいいんじゃないかと思います。

委員長（平岡 実千男） 他の方はいかがでしょうか。

委員（佐々木 久美） 私も3つでいいかと思います。私的には、学校教育というのは必ず入れていただきたいなと思いますので、それ以外にも出ているものを合わせて3つということでよいかと思います。

委員長（平岡 実千男） 今出ていますのは、移住・定住を含めた3つにするのか、あるいは学校教育等問題と移住・定住、今のところ2つの案が出ておられますが、その他の方はいかがでしょうか。

委員（友座 泰） 学校教育というよりも、教育一括りのほうがいいんじゃないかなあというふうには。学校教育も大切なんですけれど、教育という一括りのほうでもいいんじゃないかなと思います。

委員（中川 隆志） なるべく括りは広くしていたほうが良いような気はしますけれど。だから、坂ノ井委員が言われたみたいに、人口問題で括るほうが移住・定住等、そこだけにあたるよりはいいんじゃないかと思います。でも、広くすれば、それだけ負担は大きくなるんで、そこはやっぱり覚悟しておかないといけないと。

委員（友座 泰） 新人はよく分からないんで、やっぱりベテランの方に決めていただくほうが、一番いいんじゃないかなと思います。

委員（中川 隆志） 新人の意見を取り入れてこそです。ぜひ発言してもらって。

委員長（平岡 実千男） 今出ていますが、3つする場合ですと、学校教育等問題。これは、ちょっとまだ、変えていけないといけないのかなと思いますが、防災に関する事項、あと、移住・定住なり人口問題であり、3つにするのか、あるいは防災を除いた学校関係と、移住・定住関係、その2つにするのかということが、今出ている意見だと思うんですが、まずは2つにするのか3つにするのか、決めたほうが決めやすいのではないかなとは思いますが。皆さんいかがでしょうか。

委員（斉郷 孝） 自分は、移住・定住、人口問題に興味がありますんで、それは入れて欲しいなと思います。あと教育も、ちょっと興味がありますんで、自分としては2つでいいんじゃないかなと思っています。もう1つも、もちろん興味あるんですが、特に興味があるのが、今言った2つでございます。以上です。

委員（山本 滯馬） 私も、実は、教員を目指して教職課程をとっていたということもありますので、教育関係のことは外さず、採用していただけたらなと思っております。以上です。

委員（長友 光子） 大きく教育と括るというのは、もっと幅広くなって、学校教育だけじゃなくていいと思います。それと移住・定住じゃなくて、人口問題という形でテーマを作るっていうのも、幅広く考えるというのもいいかなと思います。防災についても、これからの気候変動といますか、本当に厳しくなってくるので、取り組まなきゃいけない考えていかなきゃいけな

いなあとと思っています。負担が大きくなると言われるけれども、どんな負担が大きくなるのかなとか思うんですけどね。防災も大切だなあとあって、本当に、負担というのを天秤にかけるみたいなことはあんまりよくないんだろうと思うけど、今そんな感じで思っています。

委員（友座 泰） 要するに、前期委員会における調査事項はあるんですけど、これすらわかってないのが、多分新人なんで、その辺はちょっと説明をしていただかんと、何が何やらわからない部分もちょっと多いので。

委員（坂ノ井 徳） 昨日、たまたま、3. 1 1があったから、テレビに柳井の、津波から何メーターとか3か所ぐらいやっていました。柳井に結構、津波が入ってくる、南海トラフということで、これもちょっと無視できない話じゃないかなということ。分からないというけれども、防災に対して研究していくということだから、研究することについては、非常に良いことだと思いますしね、それを時間がかかるとか何とか言って言ったら、これはもう、話ならない話で、進んでやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんで、私は今申し上げた、3項目をやっていたらというふうに思います。

議会事務局次長（寺岡 富美） 昨日、全員協議会で所管事務調査の進め方についてということで、局長から説明があったかと思うんですけども、実際の運用というのは、これまでちょっと違っていたかと思うんですが、条例であるとか地方自治法とかそういったものに沿った形で進めていこうというふうに考えたときには、所管事務調査ということで、まずはテーマを決めて、そのテーマについて調査研究、その際に執行部から資料を提出いただくなり、そこで議論を深めていく。さらに、そのテーマに応じて調査で視察に行くとかいうところもあるんですが、期間を決めて、最終的には報告、市に提言まで出せるところというのが、条例等で決めているもので、そういったところまでやって所管事務調査ですということにはなるので、そういった意味で、負担は増えますよというのは、それが項目が増えればそれぞれの調査を行って報告までしていく、一定の結論を出していくという、そこまでをしていくというところがあるので、そういったところで負担があるというようなお話にはなっていたんだと思うんですけども。

委員（藤沢 宏司） 友座委員が言われたのは、何で閉会中の付託調査事項を決めないといけないのかということからですよ。議会というのは、あくまでも議会が開会になって、議案上程がされて、その議案上程されたものを委員会に付託して初めて委員会が開けるわけですね。委員会で付託されたものを、今日みたいにいろいろ審査して、議決をして、また本会議に戻して、最終日に全部決めて、採決してしまうと、それで終わった時点で、閉会中には委員会も議会も実は開催できないんです。それで、その間に委員会を開催しようということになると、閉会中の付託調査を決めていないと、委員会が開催はできないということになるんです。そして、その委員会で管内の視察とか管外の視察をするのは、その閉会中の付託調査に基づいてやるということなので、閉会中にいろいろなことをしようと思うと、決めなければいけないと。ただし、決める中で、いろんな執行部からの説明それもありますし、議員同士でその調査事項について、いろいろ議論を交わすというのが本来の形であるから、それに基づいて、ある一定の期間があると、この調査事項については、こういうふうに、我々委員会としては、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかという答申を、答申といいますか、何と言いますか、方針なり、そういうものを結論を出して行って次に結びつけ、次のまた新たなものを決めていくというの

が本来の形だということになります。それで、その中で本当は1年ごとに調査事項を変えて、今からやって、来年の3月の議会で、最終的に委員長報告のときに、こういう委員会として、この調査事項はこういう結論となったので、こういうことを提言します、ということで終わって新しいことに入るのが本来の姿なんだろうというふうに思いますけど、ちょっとそこまで柳井市議会はやっていませんから。言われるのは、そう3つも4つも決めていくと、そのところでいろんなことを議論しないといけないので、その時間がかかりますよと。それでもいいんだったら、それはやればいわけです。それで、もう1つ。その2つぐらいに絞っておくということになるとそこを掘り下げていけると。先ほどありました、例えば2つにして防災を入れなかったときには、防災のことができないのかと言えば、それはその他の事項で、それはその所管に関する事で何かありませんかということで聞けるわけですから、それはできるということです。ただ、今、事務局が言われておるのは、やっぱりそういうことも含めてトータル的に、皆さんもいろいろ忙しいし、それもあるから、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかということで、言われておることだというふうに思います。ですから、閉会中の付託調査事項を決めておかないと、閉会中には何もできないということは知っておいていただければと、そのために決めるということです。

委員（友座 泰） 昨日のいただいた資料の中には、1年をめどに検証を行いました。今日のレジメには、前期委員会においてということがあって、要するに1年なの2年なのというところがちょっとわからなかったんで、その辺がどうなのかなというところを、もし聞かせていただければと。

議会事務局次長（寺岡 富美） 藤沢委員さんが言われたように、1年というあたりがいいのかもしれないですけど、実際の任期は2年ではありますので、じっくりやりましょう、2年でやりましょうということであれば、2年にさせていただくことも可能です。期間は、皆さんで決めていただくということにはなります。

委員（藤沢 宏司） 過去の事例でいうと、僕も32年ここにいるんですけど、最初の1期のときは、2年ぐらいで結論を出してやりました。昨今は、2年間ずっと調査研究事項を流しておるといのは、現実であろうというふうに思います。昨年春でしたか、建設経済常任委員会で、確か、付託調査事項を途中で変えたことがあります。その時にどうしたかという、1度結論を出して、提言か何かをして一応閉めて、新しい項目に入ったというのは昨年ありました。私は、先ほど言いましたけれど、教育問題なら教育問題と、人口問題と言いますか、その2つでいいんだろうというふうに思います。防災をやるのであれば、1年経過して、入れてもいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

委員長（平岡 実千男） 藤沢委員からも意見がありましたけど、皆さんどうでしょうか。

委員（友座 泰） 私も同じでいいと思います。

委員（長友 光子） 私も経験上でしかないのですが、このように学んで取り組んだということが、4年間なかったんで、結果を出して提言をするというところまでのことをしてこなかったんです。本来はしなければいけないということを今回知りまして、その辺で、きちんとやっていこうということであれば2項目ぐらいに絞ってやっていく。中身も、先ほど言われた教育問題、人口問題というところが良いと思います。防災については、研究できないわけではないという

こともありました。その他の事項の中で、しっかり協議をしていくことができるということもあったので、私も、教育問題、人口問題で2つに絞る。そして防災というのは本当に緊急性が必要かもしれないというか、緊急性といいますか、本当に現実的な問題というようなところで、その具体的な議論の中でやっていくというのがいいかなあと。この2項目は研究的にやっていくというか、そのようなことが必要かなと思っていますので、2項目でいいのではないかと思います。

委員（平井 康彦） 意見も出ているので、委員長さんで取りまとめていただけたらと。

委員長（平岡 実千男） 今出ております皆さんの意見を聞きますと、教育問題について、人口問題について、あと、防災に関する事項については、入れるか入れないかというところだと思います。

議会事務局次長（寺岡 富美） 人口問題という御意見が出ていますけれども、人口問題でいうと、人口問題特別委員会でも取り上げたように、かなり幅が広いのではないかと思いますけれども、総務文教常任委員会の所管の中で言っても、移住・定住というものもありますし、学校教育とかそういったところでも、人口問題というのは関わってくるということになるのかなとも思います。人口問題というような表現でいいかどうかということもあります。その中のどこというようなところで、何か絞るという方法もあるのかなと思います。その中でも、初めに移住・定住とか出ていましたけれども、そういったものにするか、いや人口問題かということであれば、もし委員長さんとか副委員長さんに一任ということであれば、今のを参考にとということ。

委員（斉郷 孝） 人口問題と言いましたが、興味があるのはやっぱり柳井市にとって、移住してもらい、そして定住してもらいということだろうと思うので、そこに絞ったものが自分としてはいいのかなと思います。人口問題、もやもやではなく、もうずばり、移住・定住でいいのかなと。そこをどういうふうにされているか、いいところがあれば、その視察に行きたいと思っています。以上です。

委員（坂ノ井 徳） 細かく言い始めるとどうしようもないので、それで皆さんがどういうふうにしていらっしゃるか、まずそこから聞いてもらったらと。誰が言ったから、彼が言ったからではなく、私はこう思います。2つなら2つ、3つなら3つ、まずそこを決めてもらいたい。

委員長（平岡 実千男） 3つの案と2つの案が先ほどあったように、教育問題について、人口問題についてというのは、またちょっと絞るか絞らないかは、この後、出してもらおうとして、もう1つが防災に関する事項について、この3つで取り組むのか、それとも、防災に関する事項については今回は除くか、そこをまず決めていかないといけないのかなと思いますが、そこについて皆さんは、いかがでしょうか。

委員（斉郷 孝） もう、多数決でいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（平岡 実千男） では、多数決で決定したいと思います。2つの方がいいと思われる方の挙手をお願いします。

【 挙手多数 】

委員長（平岡 実千男） 挙手多数ということで、調査事項は2つにさせていただきたいと思えます。それで1つ目の教育問題についてというのは、このままでよろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） もう1つの人口問題については、先ほど事務局からの説明にもございましたが、先ほど斉郷委員さんからは、移住・定住についてというようなことも出ましたけれども、もう少し絞った形にするのか、あるいは、そのまま大きく捉えたままにするのか、こちらについては、細分化したら、こういう言葉もありますよというのが、出てくるかもしれませんが、これについてはどうでしょうか。

委員（藤沢 宏司） 確かに、移住・定住もそうなんですけど、ちょっと言葉をどうやってつけたらいいのか分からないんですけど、そのいろんな意味含めて、人口を増やすためですよ。何かそういうので、いい言葉がないのかなと思って、人口を増やす。

委員長（平岡 実千男） 皆さん、御意見を。

委員（平井 康彦） 増えずに減る一方であるので、人口問題にしておいて、その中の移住・定住促進について、こういう結論が出ましたという形でもまとめられるので、大きく人口問題についてのほうが、私はいいのではないかと思います。

委員長（平岡 実千男） ちょっと一部紹介させていただきます。

議会事務局次長（寺岡 富美） 先ほど、移住・定住とあったので、移住・定住の促進施策についてであれば地域づくり推進課が所管しているものは、全般入るのかなというふうには思いますし、人口問題とした時は、あくまで総務文教常任委員会の所管に関する事で、人口問題に関するものというふうにはなりません。そこで保育のことであるとか、そういったことについては、提言もできませんし、あくまで総務文教常任委員会の所管に関する事ということで、その中で人口問題について、どういったことができるかというふうな考え方で、人口問題と結論付けていただくのであれば、それでもよろしいかと思います。例えば移住・定住であっても教育環境を充実することで、移住が増えてくるとか、そういったものもあるかもしれませんので、それは教育問題についてで、できるのかなと思いますけれども。

委員（中川 隆志） 総務文教常任委員会の中でやれることについてだから、それ以上のことはもちろんできませんよ。

委員長（平岡 実千男） では、人口問題についてということで、そのままの表現でよろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶものあり 】

委員長（平岡 実千男） 復唱しますが、1つ目は教育問題について、もう1つは人口問題について、この2つでということで、皆さんよろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶものあり 】

委員長（平岡 実千男） ありがとうございます。

委員（中川 隆志） ここで、きちんとしておきたいのですが、委員の任期は2年で終わるので、今までみたいにならぬやむやにしないで、2年で終わる時には、きちんと提言なり、結論なりでまとめるということをみんなでコンセンサスしとかなないと、また、ただただ、言っぱなしで終わる可能性があるんで、そこはきちんとしたほうがいいと思います。

委員長（平岡 実千男） 今の中川委員のおっしゃったことは、その通りだと思います。

委員（山本 滯馬） 今まで、一般的にどちらだったのでしょうか。提言までして閉めるのか。

委員長(平岡 実千男) これまでは先ほど藤沢委員がおっしゃったような流れでございましたが、本来であれば、中川委員のおっしゃったことがやるべきことだと思いますので、それを皆さん、やるという認識のもとでやりましょう。それでは委員の皆さんの御発言を踏まえまして、本委員会に係る閉会中の所管事務調査事項については、1番目教育問題について、2番目人口問題について、以上2件につきまして、この旨を議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長(平岡 実千男) 御異議なしということで、そのように決定をいたしました。続きまして、行政視察について協議を行いたいと思います。時期及び日程についてですが、できましたら、何月の第何週から第何週の間で何泊という所まで、本日決定したいと思いますが、それについて皆さんに御発言をいただきたいと思います。

委員(友座 泰) 3つの委員会がありますので、3つの委員長さんでお話をさせていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

委員長(平岡 実千男) 委員会のことですので、総務文教常任委員会で決定することになるかと思います。

委員(斉郷 孝) 2年間、その2つについて視察に行って、いつ提言等を出すのでしょうか。

【 「12月」と言う者あり 】

委員(斉郷 孝) ということは、もちろん委員長がまとめられると思いますんで、2年目の9月ぐらいにはもう視察に行ってまとめに入るという感じでしょうか。

委員長(平岡 実千男) 具体的に事務局から説明してもらいます。

議会事務局次長(寺岡 富美) 2年間ということですが、任期に関して言いますと、2年後の12月、来年の12月の議会で改選となります。委員会構成の変更等、そういったものがあります。その12月の議会の時に報告ができたということにはなると思います。ですから、令和9年12月の議会で報告ということが最終的な目標だと思いますので、それに向けた調査をしていただく。視察に関して、なぜ時期をという話をさせていただいているかとかいうと、どうしても調査先と調整をしないとイケませんので、こちらで大体の日程を決めてから、各相手方に依頼をするというか、調整をするとなると、どうしても2か月ぐらい前には動いてないといけない。そうすると、例えば5月に行きましようという話になると、今からだと動くのは間に合わないという話になるので、議会中の時期、3月、6月、9月、12月というところは、受け入れていただけないだろうということ。行き先によっては、1泊では難しいだろうから、2泊だろうというような、そういった形がありますけれども、中には2泊が難しいという方もいらっしゃるかもしれませんので、ちょっとその辺りもあって、大体いつぐらいがというようなを決めて、それに向かって、少しずつ皆さんの行き先の候補であるとか、調整をかけながら、皆さんに考えていただきながら、それに向けて合わせていくので、そこで、今回御協議をさせていただいているということになります。

委員(藤沢 宏司) 委員長は、いつを考えているのでしょうか。

委員長(平岡 実千男) こちらで考えていますのは、10月か11月、あるいはは1月か2月。そこで1泊2日か或いは2泊3日です。

委員（藤沢 宏司） 10月に行くんだったら、6月議会でも十分間に合いますよね。1月、2月でも、もっと遅くても調整できますよね。だから、もしそこで皆さんがいいと言うのであれば、もうちょっと時期を遅らせて、協議してもいいんじゃないですかね。次の委員会はいつでしたかね。

議会事務局次長（寺岡 富美） 5月1日です。

委員（藤沢 宏司） その時に具体的に決めるということも。もう、5月に行かないのであれば、そういうふうに進められたほうがいいと思いますよ。

委員長（平岡 実千男） 次回、総務文教常任委員会は5月1日に行いますので、早期に行かないのであれば、そこまでに、皆さんの意見をまとめて、決めさせていただくっていうのも1つの案だと思います。

委員（坂ノ井 徳） それでいいと思いますが、問題は何を調査するかですよ。

委員長（平岡 実千男） では、皆さん、5月1日に再度、日程と、1泊するのか2泊するののかも含めて、その2点を、話し合うということで。

委員（平井 康彦） 内容はいいんですか。

委員長（平岡 実千男） 今、2つの調査事項を決めましたので付託する分野で、皆さんで案を出していただければと思います。皆さん、5月の1日に決定するという事でよろしいでしょうか。

【 「はい」と呼ぶ者あり 】

委員長（平岡 実千男） それでは、よろしくお願いします。

各委員の皆様には、慎重なる御審査をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

（ 閉会 午後6時13分 ）

委員長署名 _____ 平岡 実千男 _____